

平成 1 8 年度

包括外部監査結果報告書

佐賀県包括外部監査人

乗 田 泰

包括外部監查結果報告書

目 次

テーマ1	使用料及び占用料の調定並びに収納事務について	1
第1	外部監査の概要	2
1	外部監査の種類	2
2	選定した監査のテーマ	2
3	監査テーマ選定の理由	2
4	監査の方法	3
5	包括外部監査人及び補助者	3
6	外部監査の実施時期	3
7	利害関係	4
8	語句の説明	4
第2	土木事務所、農林事務所の概要	4
	佐賀土木事務所の概要	4
1	管内の概要	4
2	組織図	5
3	管内の現況	5
4	土木使用料の状況	6
	伊万里土木事務所の概要	6
1	管内の概要	6
2	組織図	7
3	管内の現況	7
4	土木使用料の状況	8
	唐津土木事務所の概要	9
1	管内の概要	9
2	組織図	9
3	管内の現況	10
4	土木使用料の状況	10
	農林事務所が所管する海岸占用料	11
第3	占用許可の事務執行について	13
1	道路の占用の申請及び許可手続き	13
2	占用物件の設置確認手続	13
3	占用料率	14
4	河川敷の占用の申請及び許可手続	14

5	河川占用料の免除	15
6	河川占用許可更新の取扱い	17
7	占用料徴収業務手続	17
8	港湾施設の占用申請及び許可手続	18
第4	庁舎内における行政財産の使用	20
1	財産	20
2	無体財産権	20
3	公有財産の貸し付け行為	21
4	使用料の減免	21
5	管理費の徴収	21
6	管理費の減免	22
監査結果		24
1	使用料に関する県有財産の管理について（河川・道路共通）	24
2	佐賀県道路占用規則第5条第5項の検査が実施されていない	25
3	占用物件の現地調査結果	26
4	河川の占用許可期限切れ	29
5	使用料の免除申請手続きの明確化について	30
6	占用料減免申請漏れについて	32
7	占用料の賦課徴収漏れについて	33
8	延滞金徴収に係る不平等について	33
9	同じ使用状況にも拘わらず異なった使用料率の適用について	34
10	不適切な施設使用料の調定について	35
11	占用料調定金額の100円未満切り上げ処理誤り	35
12	プレジャーボート放置艇（不法係留船）について	36
13	職員互助会等に対する使用料・管理料の免除について	38
14	港湾施設使用の業務委託契約について	40
監査意見		42
1	占用物件に関するデータベース構築の必要性について	42
2	不法占用期間にかかる過料について	43
3	調定の取消し手続きについて	44
4	港湾使用料の免除について	44
5	道路用地のうち道路の用に供していない部分の土地について	45
6	港湾使用料・港湾施設用地使用料の収入未済額について	46

7	収入未済額の管理について	48
8	占用物撤去時の確認等について	49
9	使用料減免根拠の適用条例の誤りについて	50
10	行政財産使用許可申請関係書類について	51
11	契約更新手続きについて	52
テーマ2	佐賀県が出資する財団等の財務事務の執行について	53
第1	外部監査の概要	54
1	外部監査の種類	54
2	選定した監査のテーマ	54
3	監査テーマ選定の理由	54
4	包括外部監査人及び補助者	54
5	外部監査の実施時期	54
6	利害関係	55
7	語句の説明	55
第2	財団法人嘉瀬川水辺環境センターの財務事務の執行について	55
	財団法人嘉瀬川水辺環境センターの概要	55
1	施設の目的	55
2	沿革	56
3	組織図	56
4	主な施設・設備の概要	57
5	料金の推移	57
6	ゴルフ場利用者の推移	58
7	過去4年間の損益計算の状況	59
8	過去4年間の資金繰りの状況	59
9	借入金完済までの資金繰り予測	60
10	機械設備購入の状況	61
11	業務委託の状況	61
12	近隣河川敷ゴルフ場の状況	63
13	監査の方法	64
	監査結果	65
1	現金出納帳外で記録されている現金等がある	65
	監査意見	65

1	理事会等について	65
2	ゴルファーにとって魅力あるゴルフ場の条件とは	66
3	嘉瀬川の水辺環境の整備について	67
第3．財団法人さが緑の基金の財務事務の執行について		68
財団法人さが緑の基金の概要		68
1	財団法人さが緑の基金の目的	68
2	沿革	68
3	組織図	69
4	基本財産の管理運用	70
5	佐賀県の森林づくりビジョン	70
6	事業運営について	71
7	財政状態及び収支状況について	72
8	監査の方法	78
監査結果		79
1	基本財産及び基本金の不足について	79
2	基本財産の管理について	79
3	募金用貯蔵品のクオカード等が資産に計上されていない	80
4	人件費・管理費の一般会計と特別会計の配分について	80
監査意見		81
1	緑化活動の成果の把握について	81
2	広報活動について	82
3	理事・監事及び運営協議会委員の選出規定について	82
4	理事会の開催について	82
第4．財団法人佐賀県国際交流協会の財務事務の執行について		83
財団法人佐賀県国際交流協会の概要		83
1	財団法人佐賀県国際交流協会の目的	83
2	沿革	83
3	組織図	84
4	基本財産の管理運用	85
5	佐賀県国際化推進ビジョンについて	85
6	事業運営について	86
7	財政状態及び収支状況について	91

8	監査の方法	92
	監査結果	94
1	退職給与引当金について	94
	監査意見	94
1	事業内容について	94
2	個別事業について	95
3	基本財産の運用について	97
第5	財団法人佐賀県救急医療財団の財務事務の執行について	98
	財団法人佐賀県救急医療財団の概要	98
1	財団法人佐賀県救急医療財団の目的	98
2	沿革	98
3	組織図	99
4	基本財産の管理運用	99
5	医療財団の運営と救急医療協議会との連携	99
6	財政状態及び収支状況について	102
7	監査の方法	105
	監査結果	105
1	固定資産の管理について	105
2	未払消費税等の計算誤りについて	106
	監査意見	107
1	医療財団と協議会の業務区分について	107
第6	佐賀県土地開発公社の財務事務の執行について	108
	佐賀県土地開発公社の概要	108
1	佐賀県土地開発公社の目的	108
2	沿革	108
3	組織図	108
4	事業運営について	109
5	財政状態及び収支状況について	110
6	平成17年度末の土地の保有状況	112
7	平成17年度末の借入金の状況	113

8	監査の方法	114
	監査結果	115
1	退職給与引当金の引当不足	115
2	退職給与引当金の取崩し不足と未払金計上不足	115
	監査意見	115
1	土地の早期処分について	115
2	公社の今後の運営について	116
3	神埼工業団地が県に与える影響について	118
	テーマ3 佐賀県の基金の財務事務の執行について	119
	第1 外部監査の概要	120
1	外部監査の種類	120
2	選定した監査のテーマ	120
3	監査テーマ選定の理由	120
4	包括外部監査人及び補助者	121
5	外部監査の実施時期	121
6	利害関係	121
7	語句の説明	121
8	監査の方法	121
9	佐賀県が設置している基金の過去5年間の推移	122
	第2 世界・焱の博覧会記念基金の財務事務の執行について	128
	世界・焱の博覧会記念基金の概要	128
1	設置の目的	128
2	焱博基金による事業展開の基本方針	128
3	補助事業の概要	129
4	焱博基金の活用状況	133
5	焱博記念地域活性化事業(一般枠)の状況について	134
	監査意見	136
1	一般化枠の活性化と評価について	136
2	地域活動活性化枠の活用について	137
3	はじめの一步部門について	139
4	地域づくり活動部門の申請状況について	139

5	さが城まつり音楽祭について（一般枠）	141
6	NPO法人の設立支援事業 = NPO設立講習会（地域づくり）	142
7	有田町とマイセン市の姉妹都市締結25周年事業について（一般枠）	143
8	街おこしと観光・イベントについて（一般枠）	143
9	環境を主としたリサイクル活動（はじめての一步）	144
10	島おこしウォークラリー事業（はじめての一步）	145
11	地産地消の推進（販売店での産地調査と販売動向）	146
12	採れたて地場食材の再確認（地域づくり）	148
13	ふるさと再発見事業（地域づくり）	149
14	朝日川クリーン作戦（地域づくり）	150
第3	土地開発基金の財務事務の執行について	152
	土地開発基金の概要	152
1	設置の目的	152
2	基金の額	152
3	基金運用の範囲	152
4	土地先行取得の事務手続き	152
5	土地開発公社との相違点	153
	監査結果	153
第4	災害救助基金の財務事務の執行について	156
	災害救助基金の概要	156
1	設置の目的	156
2	基金の額	156
3	基金の運用	156
	監査意見	156

第1テーマ 使用料及び占用料の調定並びに収納事務について

第 1 . 外部監査の概要

1 . 外部監査の種類

地方自治法第 2 5 2 条の 3 7 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

2 . 選定した監査のテーマ

使用料及び占用料の調定並びに収納事務の執行について

監査対象部署として、今年度は佐賀土木事務所、唐津土木事務所、伊万里土木事務所、武雄農林事務所及び総務法制課を選定した。

なお、監査対象期間は平成 1 7 年度（平成 1 7 年 4 月 1 日より平成 1 8 年 3 月 3 1 日まで）。但し、必要と認められた範囲においては他の年度についても一部監査の対象とした。

3 . 監査テーマ選定の理由

地方都市においては、大都市圏内の活力ある景気浮揚の波は殆んどと言っていい程未だに伝わって来ていない。

長引く不況で税収等は減少し、地方交付税の減少とあいまって県の財政状態は非常に厳しい状況である。県に納付された税金がどのような財産に投入され、その財産（行政財産及び普通財産）がどのように管理使用されているかは県民の関心事である。

財産の中には、県が行政で使用するだけでなく一部は貸し付けられているものがある。この貸し付けられている財産は、その対価として使用料又は占用料として収納される。使用料又は占用料は一つ一つは小額であるが、例えば県道上に立っている電柱等の敷地に対する占用料は電柱等の数だけ発生し、大変手数料がかかる。更には、もともと使用料又は占用料を課さないものや一部免除もある。

平成 1 7 年度の包括外部監査で指摘したように、手数料と時間を要するような物品の現地棚卸が実施されていなかった。使用料又は占用料が正しく調定されるためには、多数にわたる使用又は占用の状況を現地で確かめる必要があるが、実際には手数料と時間を要するため調定の都度現地に赴くなどの手続きはなされていない可能性がある。さらに使用料又は占用料の調定の基礎となる占用実態も、道路の改良工事などで変更される場合もある。

したがって、使用料又は占用料の調定が適切になされているか、未収の使用料又は占用料がないかの検証は意義がある。

4 . 監査の方法

(1) 監査の要点

占有又は使用許可手続きが適切に行われているか。

占有料又は使用料の調定（算定）が法令等に準拠し適切に行われているか。

使用料の徴収事務が、法令、条例や規則に準拠して適正に実施されているか。

占有に供している財産の管理が適切に行われているか。

(2) 主な監査手続

占有許可又は使用許可事務の執行が法令、条例等に準拠していることを検証した。

占有許可理由が法令、条例等に適合していることを検証した。

使用料免除物件について、減免・免除許可の理由が法令、条例等に適合していることを検証するとともに、減免申請書と照合した。

占有料の徴収漏れがないか検証した。

占有料の算定（適用物件、面積、適用料率）が正確に行われているか検証した。

未収入金の管理状況を検証した。

不納欠損処理にいたるまでに、滞納者に対し適切な処置が講じられていたか検証した。

担当者に対して質問した。

必要に応じて、占有物件等の現場視察を行った。

5 . 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	公認会計士	乗 田	泰
補 助 者	公認会計士	古 賀	利 洋
補 助 者	公認会計士	白 川	秀 樹
補 助 者	公認会計士	田 村	浩 司
補 助 者	公認会計士	岸 川	浩 幸

6 . 外部監査の実施期間

平成18年7月11日より平成19年3月13日まで

7 . 利害関係

包括外部監査の対象とした事件に関し、地方自治法第252条の29の規定により監査の制限を受けるものは無い。

8 . 語句の説明

監査結果.....一連の事務手続等の中で、法令、規則、条例等に違反している場合、あるいは違反ではないが社会通念上適当でないと考えられる場合に該当する事項を記載している。

監査意見.....一連の事務手続等の中で、組織及び運営の面で合理化に役立つものとして専門的見地から改善を提言する事項を記載している。

第2 . 土木事務所、農林事務所の概要

佐賀土木事務所の概要

1 . 管内の概要

(1) 管内区域(3市3町)

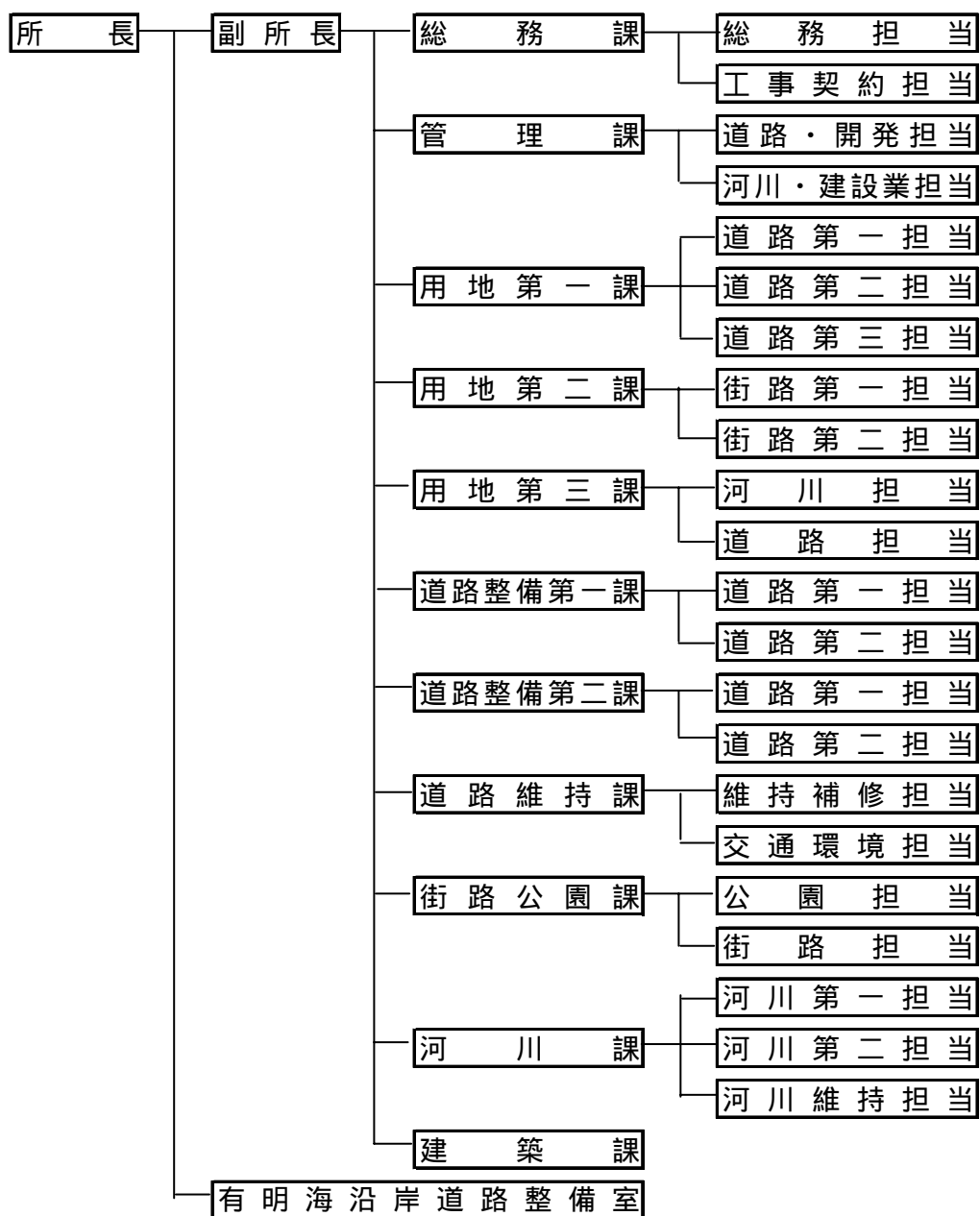
佐賀市、多久市、小城市、川副町、東与賀町、久保田町

県都である佐賀市を含め3市3町からなり、佐賀県の中央部に位置し、北部は背振山脈の稜線で福岡県に接し、南部は干満の差6mに及ぶ有明海に面している。

(2) 面積及び人口(平成18年4月1日現在)

市 町 名	面積 km ²	人口 人
佐 賀 市	355.15	204,116
川 副 町	46.49	18,420
東 与 賀 町	15.39	8,175
久 保 田 町	14.39	8,266
多 久 市	96.93	23,228
小 城 市	95.85	47,037
計	624.20	309,242
県に占める割合	25.59%	35.45%

2. 組織図



3. 管内の現況

(1) 道路

種 類	路線数	延長 m
一 般 国 道	(3)	(49,460)
	6	105,854
主 要 地 方 道	22	184,549

一般県道	35	189,992
合計	(3) 63	(49,460) 480,395

()は国交省直轄区間で外書

(2) 河川

水系	河川数	延長 m
松浦川水系	(3) 41	(60,500) 109,036
六角川水系	1	1,100
二級河川	50	117,414
合計	(3) 92	(60,500) 227,550

()は国交省直轄区間で外書

4. 土木使用料の状況

単位：千円

節名	項名	H 15年度	H 16年度	H 17年度
道路橋梁使用料	道路敷占用料	56,520	56,689	57,419
小計		56,520	56,689	57,419
河川海岸使用料	河川敷使用料	7,448	7,507	7,512
	海岸占用料	242	245	247
	水使用料	2,086	2,083	2,093
小計		9,776	9,835	9,852
港湾使用料	地方港湾	169	179	165
小計		169	179	165
都市計画使用料	都市公園	121	190	292
	野球場使用料	5,649	4,004	5,529
	庭球場使用料	3,218	3,492	4,216
	洋弓場使用料	333	335	261
小計		9,321	8,021	10,298
合計		75,786	74,724	77,734

伊万里土木事務所の概要

1. 管内の概要

(1) 管内区域(1市1町)

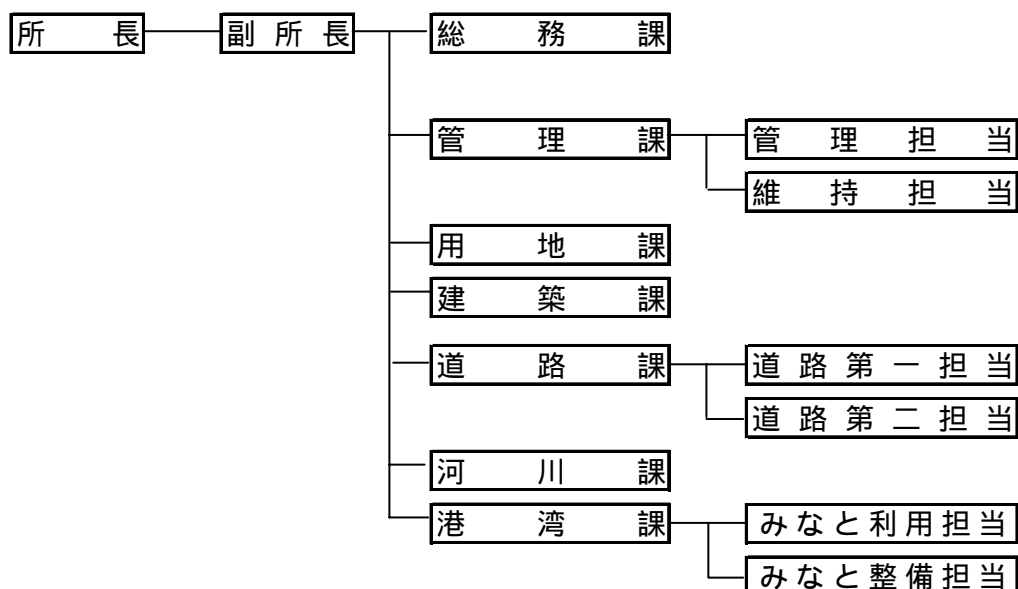
伊万里市、有田町

佐賀県の最西端に位置し国見山脈の稜線で西から南にかけ長崎県松浦市に接し、一方、北西方向は玄界灘に面し深く入り込んだ天然の良港伊万里湾を擁し、伊万里川、有田川沿いに発展した地域である。

(2) 面積及び人口(平成18年4月1日現在)

市町名	面積 km ²	人口 人
伊万里市	254.99	57,914
有田町	65.80	21,441
計	320.79	79,355
県に占める割合	13.15%	9.10%

2. 組織図



3. 管内の現況

(1) 道路

種 類	路線数	延 長 m
一 般 国 道	(2)	(30,630)
	2	67,775
主 要 地 方 道	7	62,375
一 般 県 道	25	87,336
合 計	(2)	(30,630)
	34	217,486

()は国交省直轄区間で外書

(2) 河川

水 系	河川数	延 長 m
松 浦 川 水 系	15	(36,730) 49,672
二 級 河 川	51	145,460
合 計	66	(36,730) 195,132

()は国交省直轄区間で外書

4 . 土木使用料の状況

単位：千円

節 名	項 名	H 15 年 度	H 16 年 度	H 17 年 度
道 路 橋 梁 使 用 料	道 路 敷 占 用 料	17,019	16,890	16,838
小 計		17,019	16,890	16,838
河 川 海 岸 使 用 料	河 川 敷 使 用 料	400	333	300
	海 岸 占 用 料	103	0	0
	水 使 用 料	348	348	349
小 計		851	681	649
港 湾 使 用 料	海 岸 保 全 区 域 占 用 料	0	103	104
	野 積 場 使 用 料	79,503	74,682	67,340
	港 湾 用 地 使 用 料	37,445	35,663	35,511
	港 湾 区 域 内 水 域 占 用 料	14,635	14,854	14,841
	港 湾 施 設 使 用 料	211	249	280
	上 屋 使 用 料	11,113	7,483	6,889
	入 港 料	3,909	3,994	4,111
	岸 壁 物 揚 場 使 用 料	14,407	15,646	15,466
	野 積 場 付 属 事 務 所 使 用 料	244	244	244
	ジ ブ ク レ ー ン 使 用 料	9,746	15,019	18,532

港 湾 使 用 料	冷凍コンテナコン ンセント使用料	5	35	124
	プレジャーボ ート泊地使用料	2,157	1,978	2,098
	プレジャーボ ート物揚場使用料	2,290	2,264	2,397
小 計		175,665	172,214	167,937
合 計		193,535	189,785	185,424

河川海岸使用料の海岸占用料は、平成16年度より
港湾使用料の海岸保全区域占用料に項目変更された。

唐津土木事務所の概要

1. 管内の概要

(1) 管内区域(1市1町)

唐津市、玄海町

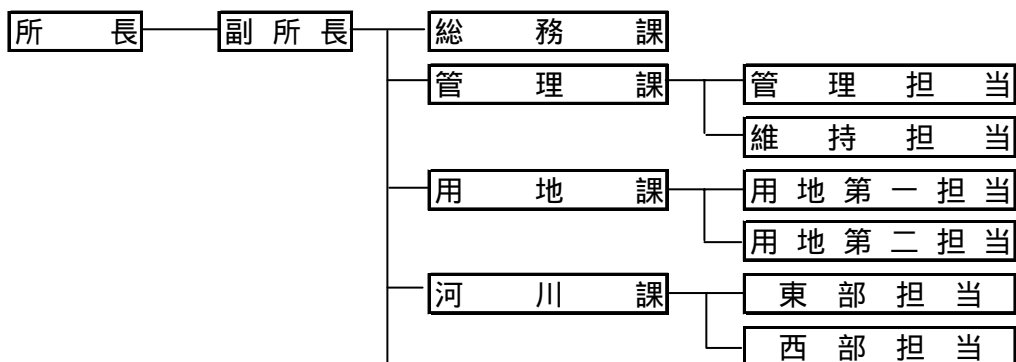
県の西北部に位置する1市1町の区域を所管している。

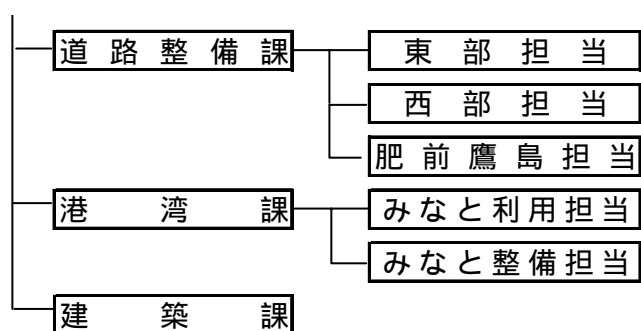
この区域には、北に玄界灘を臨み一部福岡県に接し、東は佐賀市、小城市に、南東は多久市、南西は伊万里市と隣接し、西は伊万里市を隔てて長崎県と相對している。

(2) 面積及び人口(平成18年4月1日現在)

市 町 名	面積 km ²	人口 人
唐 津 市	487.45	130,505
玄 海 町	36.00	6,663
計	523.45	137,168
県に占める割合	21.46%	15.91%

2. 組織図





3. 管内の現況

(1) 道路

種 類	路線数	延長 m
一 般 国 道	(3)	(46,551)
	3	74,947
主要地方道	9	86,273
一 般 県 道	30	175,441
合 計	(3)	(46,551)
	42	336,661

()は国交省直轄区間で外書

(2) 河川

水 系	河川数	延長 m
松浦川水系	(3)	(60,500)
	41	109,036
六角川水系	1	1,100
二級河川	50	117,414
合 計	(3)	(60,500)
	92	227,550

()は国交省直轄区間で外書

4. 土木使用料の状況

単位：千円

節 名	項 名	H 15 年度	H 16 年度	H 17 年度
道路橋梁使用料	道路敷占用料	25,507	25,900	26,181
小 計		25,507	25,900	26,181

河川海岸使用料	河川敷使用料	611	580	553
	海岸占用料	6,634	6,646	6,676
	水使用料	96	85	85
小計		7,341	7,311	7,314
港湾使用料	海岸保全区域占用料	12	12	12
	野積場使用料	34,677	35,348	36,505
	港湾施設用地使用料	66,816	67,296	65,253
	港湾区域内水域占有料	9,297	9,276	9,248
	上屋使用料	19,023	16,810	13,522
	入港料	3,179	2,884	2,803
	岸壁物揚場使用料	18,480	18,342	18,897
	給水施設使用料	814	746	1,320
	係留施設使用料	7,120	6,932	6,586
	浮棧橋使用料	5,096	5,322	4,978
	過年度	8,909	12,380	12,329
小計		173,423	175,348	171,453
合計		206,271	208,559	204,948

河川海岸使用料の海岸占用料は、平成16年度より港湾使用料の海岸保全区域占用料に項目変更された。

農林事務所が所管する海岸占用料

海水の浸入や海水による浸食の被害から海岸を防護するため海岸法に基づいて指定した一定の区域を海岸保全区域といい、これ以外の海岸を一般公共海岸という。佐賀県は、海岸保全地域を指定し、同法第5条によりこの地域の管理を行うこととされており、また同法第37条の4により、一般公共海岸の管理を行うこととなる。

さらに、土地改良法第94条の6及び土地改良法施行令第59条の規定に基づいて、佐賀県は管理受託者として同法第94条に定める土地改

良財産（干拓建設事業によって造成された土地など）の管理を行わなければならない。

佐賀県が管理する海岸の種類、根拠法令、主務官庁、管理事務所等は、以下のようになっている。

種類	法令	主務官庁	農 林 事 務 所				土 木 事 務 所				
			佐賀中部	武雄	鹿島	唐津	伊万里	佐賀	武雄	鹿島	唐津
建設海岸	海岸法	国土交通省									
漁港海岸	海岸法	水産庁									
農地海岸	土地改良法	農林水産省									

注) 印は、管理する指定地域のある現地機関である。

各海岸の年度別の調定件数と調定額の推移は、以下のとおりである。

(単位：上段・調定件数、下段・千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
建設海岸	68	71	69
	697	721	723
漁港海岸	5	5	5
	2	2	2
農地海岸	40	37	37
	1,933	1,672	1,601
合計	113	113	111
	2,632	2,395	2,326

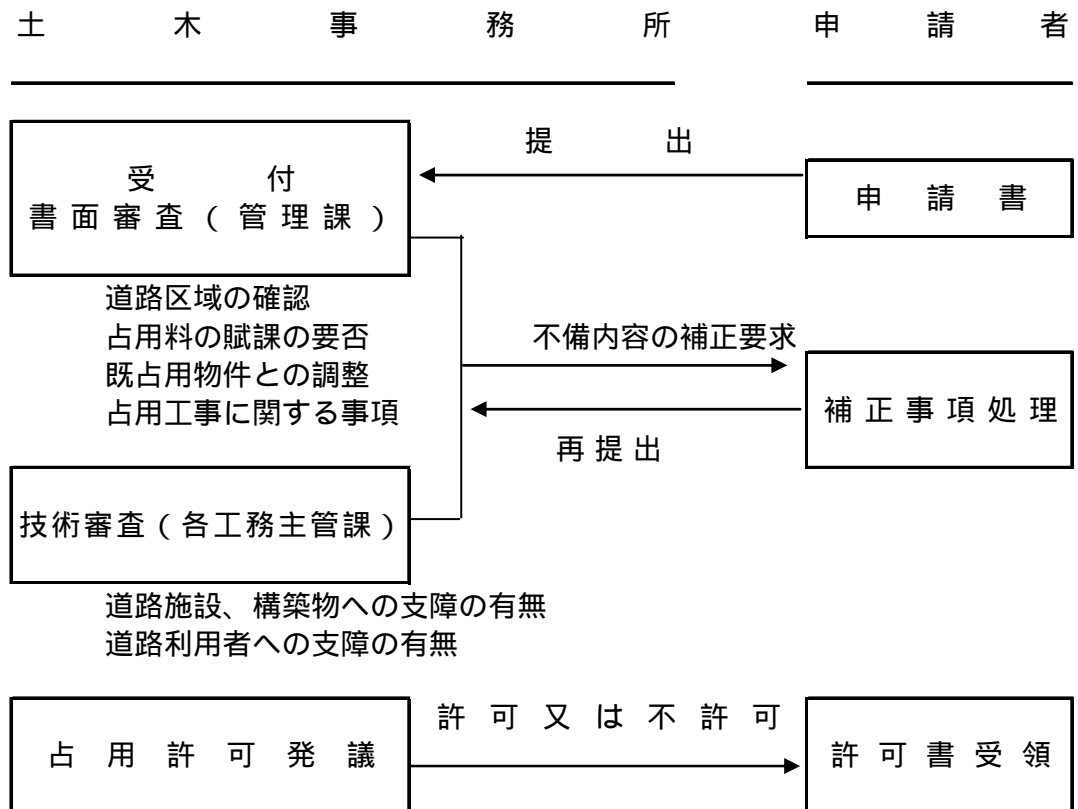
土地改良財産の受託管理者である佐賀県は、土地改良法施行令第59条に基づき、農林水産大臣の承認を受けて、受託に係る土地改良財産をその本来の用途又は目的を妨げない限度において他の用途又は目的に使用し、若しくは収益し、又は使用させ、若しくは収益させることができることとされている。また、同施行令第63条第2項により、受託に係る土地改良財産の管理により生ずる収入は管理受託者に帰属することになっているため、佐賀県は、佐賀県海岸占用料等徴収条例に基づいて海岸占用料の徴収等に関する事務を行っている。

土地改良財産を利活用したい者は、佐賀県に占用に関する許可を申請し、県は農林水産大臣に申請書を提出し、農林水産大臣の承認を受けなければならない。大臣の承認後、県は申請者と土地改良財産の他目的使用に関する契約を締結することになる。

第3．占用許可の事務執行について

1．道路の占用の申請及び許可手続

道路法第32条により道路を占用しようとする者は、道路管理者の許可を受けなければならない。道路の占用許可の事務手続は下記のとおりである。



占用許可申請者は、占用許可を受けた後に占用物件の設置に着手する。

2．占用物件の設置確認手続

佐賀県道路占用規則第5条第8項は、占用者が占用物件に係る工事を竣工した時は、その旨を県に届け出て検査を受けることと規定されている。道路は本来一般交通の用に供される公共施設であるが、道路を根幹として生活圏が形成され、道路の地上・地下にライフラインが設けられその継続使用がなされる。道路法では、道路の地上・地下に一定の工作物等を設け継続使用することを道路の占用という。

道路の占用許可とは、一般公衆の自由な通行利用を目的とする道路を、

著しい支障を与えない場合に限って特定の者に排他独占的に使用する権利を与えるものである。許可は、道路法第33条記載の道路法第32条第1項に掲げる工作物、物件又は施設を道路に設けるものであること（占有物件分類表に掲げるもの）道路敷地外に余地がないため、やむを得ないものであること 占有の場所、構造等が政令で定める基準に適合するものであること の要件を充たした場合のみ与えられる。占有期間については、道路法第36条で公益用物件については10年以内としている。その他の一般占有物件については、5年以内としている。

行政財産である土地の貸付又は地上権の設定は、地方自治法第238条の4第1項で行政財産の機能低下をきたす恐れがあるため認められていない。但し、同条第2項及び地方自治法施行令第169条の2は、特例的に土地のその用途又は目的を妨げない限度において、以下の から のものに対し行政財産である土地の貸付又は地上権の設定を認めている。 鉄道 道路 軌道 電線路 ガスの導管 水道（工業用水道も）の導管 下水道の排水管及び排水渠 電気通信線路 から に記載している施設の付属設備。

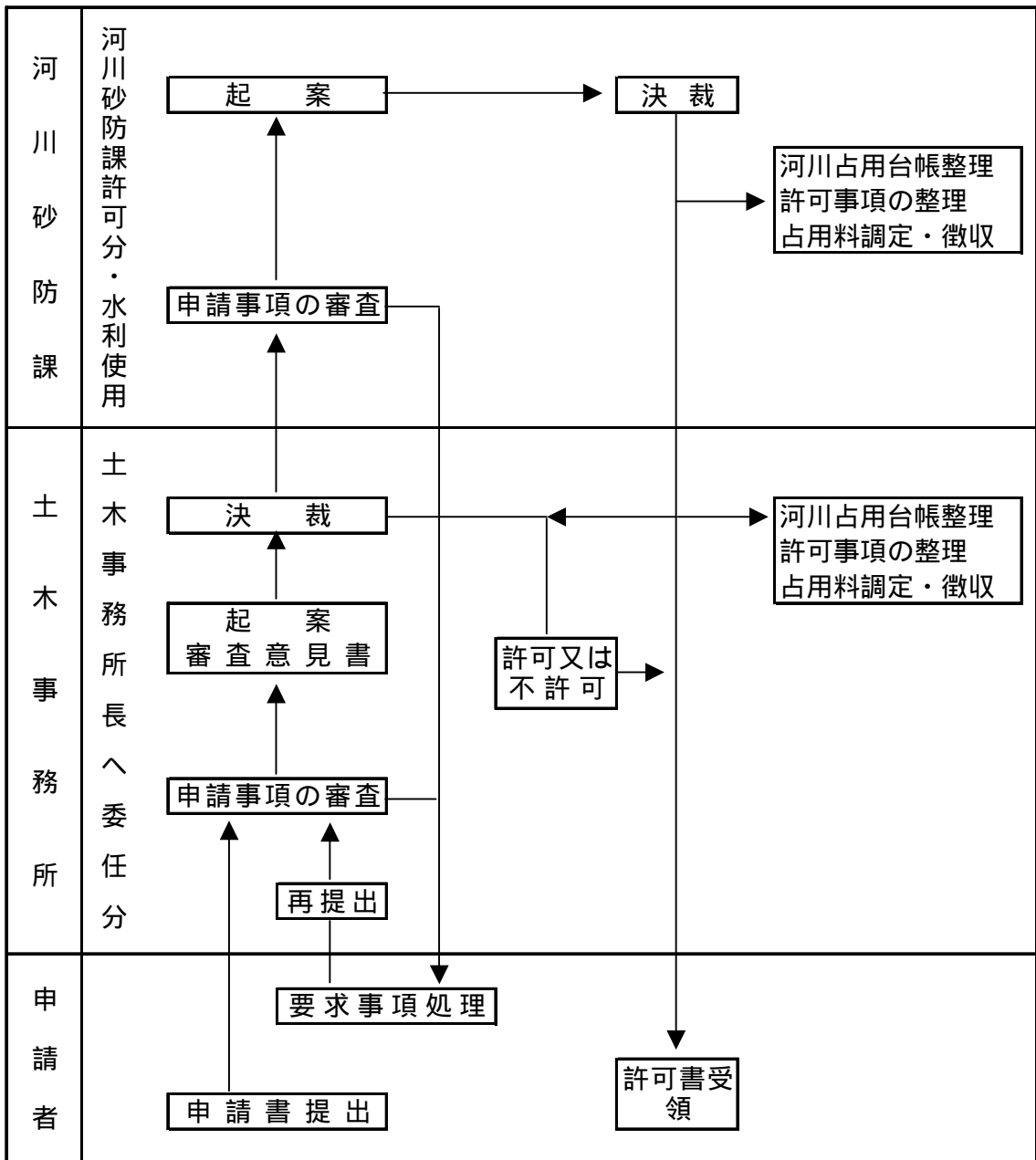
3. 占用料率

占用料の額は、「道路占用料改定九州各県連絡協議会」で九州統一の単価を設定している。前回の改定は平成9年4月1日であり、その算定方法は国の基準に準拠している。国は政令で占用料の額の地域区分を甲地（人口50万人以上の市）、乙地（その他の市）、丙地（町村）の3つに分けており、「道路占用料改定九州各県連絡協議会」においてもこれと同様に区分を設け、占用料の額を設定している。佐賀県においては人口50万人以上の市が無いいため、上記乙地（その他の市）を甲地に、丙地（町村）を乙地に読み替えて使用している。占有者は、佐賀県道路占用料条例に基づき佐賀県に占用料を支払う。

道路占用料の減免については、佐賀県道路占用料条例第3条に規定され、佐賀県道路占用料条例施行規則第1条第1項、同第2項及び同第3項に詳細に規定されている。

4. 河川敷の占用の申請及び許可手続

河川法第24条により、河川敷を占有しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の占有許可の事務手続は下記のとおりである。



5. 河川占用料の免除

「橋梁添架工作物等にかかる河川占用料の取り扱いについて」（河川砂防課長通知：平成16年4月16日 河第44号）により、次に掲げる占用許可工作物に係る河川占用料については、占用者からの免除申請に基づき免除される。

免除申請の対象となる工作物

- (ア) 河川を横過する道路橋梁に添架された工作物で、道路占用料が徴収されるもの

(イ) 河川堤防上の道路のうち、道路占用施設（路面、路肩、道路の付属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物）を占用する工作物で、道路占用料が徴収されるもの

免除申請手続き

A：新規に許可申請を行う場合

県許可分

- ・ 許可の申請と同時に、河川占用料免除申請書を提出する。
- ・ 免除申請書には、道路占用料を納付していることを確認できる書類（道路占用料納付書の写し、道路占用許可書の写し等）を添付する。

国許可分

- ・ 国に河川占用許可申請を行うと同時に、当該占用地区を所管する県土木事務所に対し、河川占用料免除申請書を提出する。
- ・ 免除申請書には、と同様の書類に加え、位置図（占用場所が確認できるもの）を添付する。

B：許可継続中のものに係る河川占用料（平成 16 年度分）について

- ・ 上記 に掲げる工作物に係る河川占用料で、既に平成 16 年度分を納付している場合は還付する。
- ・ 河川占用料を納付していない場合は、Aと同様に河川占用料免除申請書を提出する。

C：河川占用料が免除となった工作物の更新許可を行う場合

- ・ 県許可分、国許可分とも、更新申請を行うと同時に、河川占用料免除申請書を占用地区を所管する県土木事務所へ提出する。
- ・ 免除申請書には、当該工作物に係る道路占用料を納付していることを示した道路占用料納付工作物一覧表を添付する。

平成 17 年度の佐賀土木事務所の河川占用料減免適用内訳及び件数

適用条項	件数
佐賀県流水占用料等条例第 3 条 1 号	3
佐賀県流水占用料等条例第 3 条 2 号	132
佐賀県流水占用料等条例第 3 条 3 号	18
佐賀県流水占用料等条例第 3 条 4 号	60
佐賀県流水占用料等条例第 3 条 5 号	1
佐賀県流水占用料等条例第 3 条 7 号	17
河川砂防課長通知（河第 4 4 号）	12
合計	243

6. 河川占用許可更新申請の取扱い

河川法第24条の許可を受けたもので、その占用期間後も引き続きこれを使用するものについては、許可の基準に合致し、かつ、次の図書を添付しているときは許可しても差し支えない。

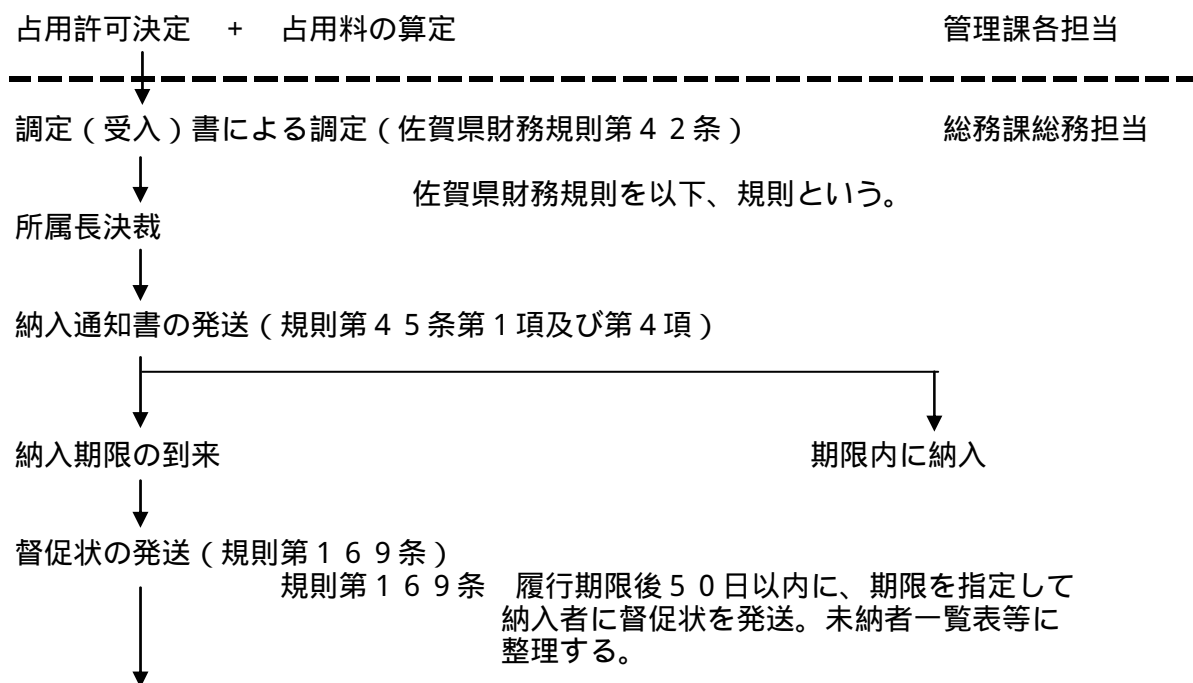
- ・ 位置図
- ・ 現況平面図
- ・ 丈量図
- ・ 写真
- ・ 前回許可書の写し
- ・ その他土木事務所長が必要と認めるもの

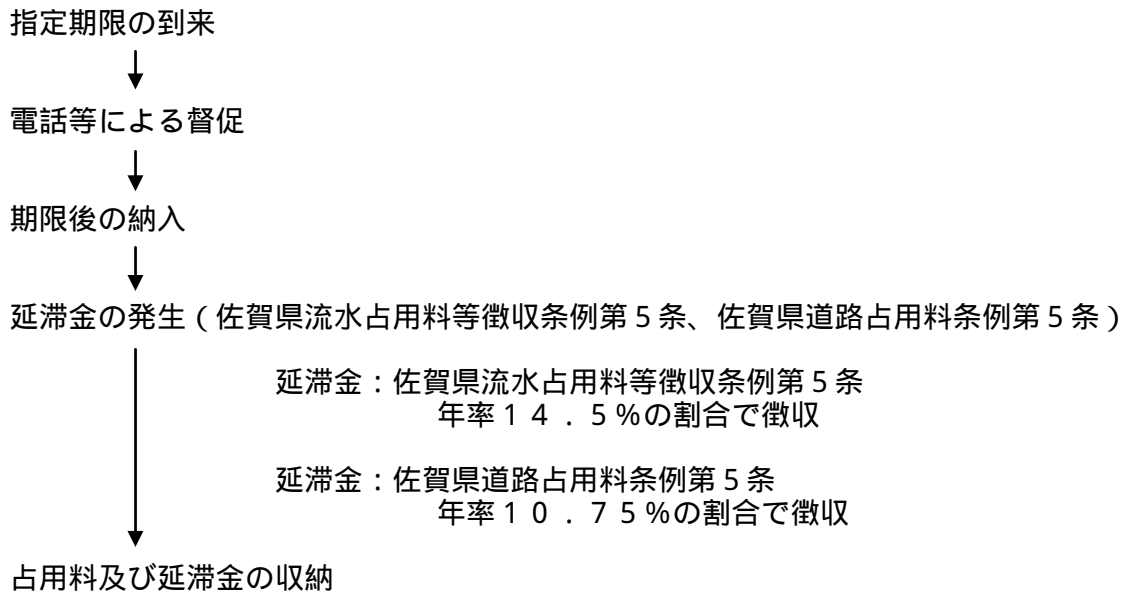
占用許可の更新申請は、少なくとも前回許可の経過する日の6ヶ月前から1ヶ月前までに提出するよう指導する。

許可期間後に申請が遅延した場合、遅延理由書を添付させる。

許可の基準に合致したものは、先に申請された許可期限の翌日から当該占用を認めることとし、当該許可の事務処理をした日を許可日とする。

7. 占用料徴収業務手続





8. 港湾施設の占用申請及び許可手続

港湾施設使用許可

県港湾課では、条例規則の他に港湾施設使用許可に関して以下の通り、処理方針を定め平成5年4月1日付けの許可に係るものから適用している。

A：港湾施設用地

使用目的

港湾機能の維持増進のため必要と認められる港湾施設を、別表に掲げる者（注）が設置しようとする場合に限り許可する。

目的外使用

港湾施設用地としての目的及び用途を妨げず、港湾の開発・利用・保全に支障がないと認められる場合のみ例外的に認める。ただし、工作物の設置は認めない。申請書の受付時に「目的外」使用である旨、明記する。許可期間は、1年以内で必要な期間とする。

使用許可期間

3年以内で必要な期間

（注）別表に掲げる者

- 1) 港湾運送事業の免許を受けている者または港湾運送事業法にいう港湾運送関連事業の届出を行っている者
- 2) 倉庫業の許可を受けている者または港湾通過貨物を保管

する必要がある者

ハ) 通関業の許可を受けている者

ニ) 船舶運航事業の免許を受けている者

ホ) 船舶に給水、給油を行うことを業とする者

ハ) 港湾公害防止、港湾環境整備施設及び廃棄物処理施設を設置する者

ト) 船舶修理施設等を設置する者

チ) 国及び地方公共団体

リ) その他知事が特に必要と認める者

B : 野積場

使用目的

貨物保管の目的にのみ許可し、取り扱う貨物の種類を「港湾調査」品種分類表中分類に基づき、具体的に使用許可申請書に記入させる。

目的外使用

認めない

使用許可期間

6月以内で必要な期間（伊万里土木事務所では1ヶ月）

C : 共通事項（港湾施設用地及び野積場の使用許可に当たって）

添付書類

規則に定める添付書類のほか、必要理由書、商業登記簿、会社定款、事業計画書、誓約書を徴する。

使用料の徴収

1回の使用期間が3カ月以上の場合は、使用許可日から使用開始日までの間を2週間以上空けて許可期間分を一括して調定を行い、使用開始日までに一括前納させる。3カ月未満の使用許可についても前納に努める。なお、港湾施設用地で許可期間が2以上の会計年度にわたるときは、毎会計年度ごとに分割して納付することを認める。

巡視体制

複数の職員により定期的（毎月2回以上）に巡視を行い、チェックリストを作成する。使用状況に不審な点があれば、内容確認または是正指導を行うとともに、問題ある場合の報告基準及び是正指導のための検討体制を事務所内に設置する。

違反者への是正指導

誓約書を示して是正を求める。口頭指導（１回目）に従わないものに対しては、内容証明による文書指導（２回目）を行う。従わない場合は許可を取り消し、原状回復を求める。

支払い等の担保

誓約書を徴する。

継続使用

新規許可時と同様の基準で審査を行い、規則に定める添付書類に加えて再申請時点の写真を徴する。ただし、必要理由書（継続）誓約書、写真以外は、必要に応じて省略することを認める。

その他

使用開始前の写真並びに必要なに応じて許可中及び使用終了時の写真を撮影しておく。過去に使用許可の条件に違反した者及びいわゆる暴力団の関係者と認められる者には許可しない。

第４．庁舎内における行政財産の使用

１．財産

財産とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう（法２３７）。地方自治法において「公有財産」とは、地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう（法２３８）。（以下、法＝地方自治法）

不動産

船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機

に掲げる不動産及び動産の従物

地上権、地役権、鉱業権その他これに準ずる権利（用益物権）

特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利

２．無体財産権

株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）地方債及び国債その他これらに準ずる有価証券

出資による権利

不動産の信託の受益権

公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する（法２３８）。

行政財産とは、地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の

公有財産をいう（法 238 ）。

3. 公有財産の貸し付け行為

普通財産は直接特定の行政目的のために使用されるのではなく、その管理処分から生じた収益をもって地方公共団体の財源に充てることを主目的とする財産であるため、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる（法 238 の 5 ）ようになっている。

ところが行政財産については、公用又は公共用に供されているか、供されることが決定した財産であり、地方自治法 238 条の 4 第 1 項において、「行政財産は、次項に定める物を除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することはできない。」旨定められており、その使用については、「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」（法 238 の 4 ）と定められている。

県では行政財産の使用料について「佐賀県行政財産使用料条例」（以下「使用料条例」という。）を制定し、地方自治法第 238 条の 4 第 4 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用に係わる使用料については、他の条例に別に定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる（使用料条例 第 1 条）旨定めている。

4. 使用料の減免

使用料の免除については、使用料条例第 5 条において以下のように規定されている。

知事は、行政財産の使用許可をしようとする場合に次の各号の一に該当するときは、使用料の一部を減額し、又はその全部を免除することができる。

国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が公用若しくは公共用又は公益の用に供するとき

学術、スポーツの振興又は社会教育に関する事業を行うことを目的とした団体が、当該事業の用に短期間供するとき

当該行政財産の寄付者に使用させるとき

その他知事が使用料を徴収することを不相当と認めるとき

5. 管理費の徴収

昭和 54 年 4 月、佐賀県総務部長名で「庁舎等の使用許可に伴う管理

費の徴収について（通知）」（以下「管理費通知」という。）が示されている。そのなかで庁舎の使用許可に伴い、その建物等の管理運営上必要とする光熱水費等（以下「管理費」という。）は、使用許可を得て使用している者から応分の額を徴収しなければならないものとし、管理費の範囲・算定方法・減免措置・徴収時期等について具体的に示されている。

6. 管理費の減免

上記通知のなかに、「管理費の減免措置」という項目があり、管理費は当該使用料とは関係なく徴収すべきものであるが当該行政財産の設置目的ないし使用許可の目的に照らし、次の各号に該当するものは減免することができるとして、

県職員にのみ構成されている団体等が県職員の福利厚生事業の用に使用する場合

使用料として定額が定められている場合（体育館の使用の場合等）

使用期間が短期間（7日以内）の一時使用許可の場合

その他管理費の徴収が困難なもの等総務部長が特に認めた場合

行政財産は、本来公用または公共用の目的達成のために使用されるもので、目的外使用の許可はその用途または目的を妨げない範囲でのみ行われるべきである。

県庁本館、新行政棟、南別館における行政財産使用料並びに行政財産管理費の推移

単位：千円

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
行政財産使用料	3,499	3,674	3,535	3,537	3,462
上記の件数	10件	12件	12件	14件	21件
行政財産管理費	13,160	13,443	11,338	11,078	11,124
上記の件数	35件	38件	36件	42件	50件

県庁本館・新行政棟・南別館における行政財産の利用者は、平成17年度において59団体（69件）である。

使用料に関しては、上記表のとおり使用料を徴収している団体が11団体（21件）で、全額免除となっている団体が50団体（53件）存在する。そのうち、使用料条例第5条第1項、すなわち「国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が公用若しくは公共用又は公益

の用に供するとき」に該当するものとして全額免除とされているものが41団体(42件)、さらに使用料条例第5条第4項、すなわち「その他知事が使用料を徴収することを不相当と認めたとき」に該当するものとして全額免除されているものが9団体(11件)あった。

また、使用料を徴収している団体のなかに使用料条例第5条第4項により、半額免除されている団体が1件存在する。

さらに管理費に関しては、69件に対し50件からその徴収を行い、もともと管理費が発生しないものを除き、管理費通知の減免の項目の1号すなわち「県職員にのみ構成されている団体等が県職員の福利厚生事業の用に使用する場合」に該当するものとして全額免除されているものが5団体(5件)存在し、同じく4号すなわち「その他管理費の徴収が困難なもの等総務部長が特に認めた場合」に該当するものとして、全額免除されている団体が3団体(3件)存在する。

また、管理費を徴収している団体のなかに、同じく上記の4号を根拠として半額免除を行っているものが1団体(2件)存在する。

監査結果

1. 使用料に関する県有財産の管理について（河川・道路共通）

長引く不況で税収等が減少し、県の財政状態が非常に厳しいなか、県民の税金がどのように財産に投入されているのか、その後どのように管理されているのかということは非常に重要な点である。

県が有する財産は、常に良好の状態に管理し、その所有目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。このため、台帳等により財産の一つ一つが明確に整理され、所在地や面積、現在の使用状況、さらには民間等への貸付の状況や使用料の収受の状況等がデータに一元化され、システム等によって総合的に管理されるべきである。

県有財産の貸付に伴う使用料について監査を実施したが、財産の管理に改善の余地がある。貸し付けられた財産の管理に関する現状は、各管理責任部署において、貸付が実施されているものについて台帳が作成されている。これは手書きの書類で、貸付が生じている物件ごとに台帳が作成され、貸付対象の財産の概要や使用料の状況（減免・免除等の状況）等が記載され、これに基づいて管理が実施されている。

使用料の発生しているものについて、一部ではあるが現地確認等を行った。地図上等によって総合的に管理把握がなされていないので、一部は使用料の発生している物件が台帳上どの物件であるのか、現地調査において存在した物件が、台帳上どの物件であるのかなど判りにくいものがあった。

また、台帳等に示されているものが、実際にどの物件であるのかも容易に判別しにくい状況である。

使用料の徴収を確実に実施しこれに関する管理を厳格に行おうとすれば、総合的な管理手法が必要であると考えるが、現状では使用が発生したものにのみ帳簿形式で台帳が作成されており、はたして全貸付物件に対して台帳が作成され、使用料の徴収が確実になされているかどうかは、わからない状況である。

現場における河川や道路の財産管理については、担当者の巡回や民間の建設業者などに委託した巡回等が行われている。この巡回は、河川・道路における維持管理や危険な状況の把握、さらには不法投棄等がないかなどに重点を置き行われている。

折角巡回が実施されており、使用料の確実な徴収という点でこれら巡回者が使用料が徴収されている物件の内容や、それらが撤去された場合

の確認作業を行うための情報を十分に把握していれば、より有効な管理が実施できるはずである。しかしこのような情報は、巡回者に対してほとんど示されていない。地図等において総合的に使用料発生物件の内容や状況が示されていれば、使用料の徴収されていない物件の発見や、廃止撤去されたものの確認等が比較的容易に実施できるようになり、より有効な管理が行えるはずである。

県は財産を管理するに当たって常に良好の状態に管理し、その所有目的に応じて効率的に運用すべきである。このためには、台帳等で一元的にそれぞれの財産内容や所在場所、さらにはその状況等を容易に把握できるようにすべきであり、さらに使用料に関しても、これら台帳を活用し網羅的に確実に徴収が行えるように工夫すべきである。

2. 佐賀県道路占用規則第5条第8項の検査が実施されていない

平成17年度中に実施された占有物件に係る竣工検査の状況は下記のとおりである。

佐賀土木事務所分

写真による竣工検査	28件
竣工検査未実施	356件
平成17年度検査対象件数	384件

伊万里土木事務所分

現場立会による竣工検査	1件
写真による竣工検査	24件
竣工検査未実施	79件
平成17年度検査対象件数	104件

唐津土木事務所分

現場立会による竣工検査	0件
写真による竣工検査	54件
パトロール中に確認	19件
竣工検査未実施	185件
平成17年度検査対象件数	258件

土木事務所では道路占用許可申請が提出されると、各工務主管課で技術審査を行いこの時点で道路構造に支障がある恐れがあるものや道路

(歩道)の通行に支障が有る恐れがあるものについては、許可を出さない。従って占用許可がなされたものは基本的に道路の支障はないものであるため、努めて現地確認等を行うようにしているとのことであるが、殆ど実施されていない。

佐賀県道路占用規則第5条は、道路管理者が自ら道路占有物件の状況を確認し、占用物件が道路構造や道路(歩道)の通行に支障がないことを確認するよう求めている。

たとえ申請時の書面では支障が認められなくても、竣工時には現場で占用状況を確認し、支障の程度や将来の道路改良優先順位等の参考とすべきである。占用物件の竣工確認を徹底し、占用物件が占用許可付与時の条件に従って設置されていることを確認することにより、道路管理者としての責務が果たされると考える。

3. 占用物件の現地調査結果

伊万里土木事務所管内一般国道204号線の一部約15kmで伊万里土木事務所と占用物件の現地調査を実施した。

占用物件台帳に記載のない電柱広告1件があった。占用許可申請がなされていないのか若しくは申請はあったものの占用物件台帳に記載を失念したのかの原因は不明であるが、いずれにしても道路占用料の徴収漏れである。

バス停標識のそばに広告入りの長椅子、タバコ屋の看板やゴミ箱があった。これらも占用物件台帳に記載がなく無許可の占用と判断される。長椅子についてはバス利用者の利便を考慮して設置されている可能性はあるものの、バス停周辺に壊れた長椅子が放置されているのも散見される。壊れた長椅子は通行人やバス利用者にとって邪魔であり危険でもある。道路占用者に管理義務の意識を再確認させるためにも、占用許可申請を行わせる必要がある。

電柱、電話柱に電柱番号の貼付が無いものや移設等により電柱番号が変更になっているにもかかわらず変更されていないものがあった。電柱の道路占用料の調定(計算)は、1本ごとに計算される。道路占用料調定の基礎となる電柱番号が、新設・移設、廃止に至るまでのすべての段階で正しく個別管理ができるよう申請者に徹底させる必要がある。

唐津土木事務所管内で、使用許可部分を超える土地使用があった。

港湾施設内で駐車場として土地を使用させているものについて、使用許可面積以上に実際は使用がなされており、結果として無許可による港湾施設の利用並びに、使用料の徴収漏れが生じているものがあった。

該当場所は、大きな空き地の一部分150㎡を使用するという申請がなされていたが、実際には使用許可部分に柵もなく、使用許可部分が曖昧な状況であった。実際に駐車場として使用されるなかで、許可部分以上の使用(無許可による使用部分面積267㎡)が行われていた。なお、今回の監査実施後に無許可部分の新たな使用許可申請がなされ、その後使用料の徴収がなされている。

許可部分以外の使用があっているにもかかわらず、これが発見されず、結果として無許可による使用を認めていたということは問題である。使用許可の申請があった場合には、申請者との間で使用許可部分の確認を十分に行うとともに、それが判りづらい場所においては、なおさら確認作業を十分に行うべきである。また、一旦使用を許可したものであっても、その後の使用状況等については十分に注意を払って管理を行っていくべきである。今回の事例では、平成17年6月から18年3月までが最初の許可期間で、毎年申請を行うようになっており、更新のための新たな申請がなされた際などには、改めて使用許可部分の確認や実際の使用状況等の確認検討を実施すべきであると考ええる。

一般海域の使用等に関しては、国有財産法に基づく一般海域の使用又は収益の許可に関する規則に定める使用許可の申請をしなければならない。また、使用許可を受けた場合は、佐賀県海岸占用料等徴収条例に基づき使用料を納付しなければならない。

唐津土木事務所で、平成17年度に使用許可申請が出された中に、以前から不法占用であったものが2件あった。

一番目(以下、甲物件)は、巡視員の撮影した写真の日付が平成17年9月3日で、使用許可申請書の日付は平成17年9月26日となっており、二番目(以下、乙物件)の写真の日付は平成17年8月26日で、使用許可申請書の日付は平成18年1月16日と5ヶ月も遅い申請となっていた。甲物件は、倒産した事業者が使用していた浮き桟橋であるが、競売の物件調査過程で現在の所有者が判明し、許可申請に関する手続きをするように指導したものである。乙物件は、甲物件の調査中に事実が判明した事案であり、県は申請書の提出を催促していたが応じてもらえないまま処理が遅れてしまったとのことであったが、写真を見ると浮き桟橋はかなり錆が付いており相当以前から無許可で一般海域を占用して

いたと考えられる。

一般海域の占用状況の確認、特に不法占用の有無の確認は、現場の視察が重要な手続きと考えるが、視察の時間が十分にはとれていない状況である。

現場の視察は書面により行政財産の許可を行う場合の補完的な手続きであり、現場の視察によって申請内容や不法占用の有無などが確認できることを考えると、重要である。確認事項及び結果報告の全体的な手法を検討し、土木事務所全体にとって効率的な巡視業務が出来るように工夫すべきである。但し、甲・乙両物件の使用料は、許可申請書日から計算されている。

武雄農林事務所管内において、占用許可の継続更新未了があった。

新開荷揚場について

福富干拓事業の際の補償工事として設置されたもので、昭和54年に福富漁協に譲渡されていた。譲渡後に漁協が使用するにあたっては、漁協による土地改良財産の占用許可に関する一連の手続き及び県との間で他目的使用契約の締結が必要であるが、この手続きがなされていなかった。なお、荷揚場の占用料は、佐賀県海岸占用料等徴収条例により免除である。

5号荷揚場

昭和54年に農政局との間で補償工事に関する覚書が取り交わされており、北明漁協に譲渡されている。平成6年度まで北明漁協は占用許可を受けていたが、この年度以降占用許可の更新をしていない。

また平成18年の秋の台風で大きな被害を受けた後は使用されていないが、今後も使用しない場合は他目的使用契約書第9条により、北明漁協の負担で原状復帰し、県の検査を受け返還しなければならない。何れにしる5号荷揚場は台風被害が生じており、速やかな復旧工事が必要であると考えられる。

土地改良財産上に設置してある私物について

白石町が、「公園及び超軽量動力飛行機訓練用滑走路敷地」として占用許可を受けている土地改良財産上に、超軽量動力飛行機格納のためと思われるコンテナが数個設置してある。県と町で締結された他目的使用契約では、公園の敷地内（土地改良財産上）に恒常的に私物を設置することまで許可しているわけではない。

県としては、申請者である町に対して、上記のような土地改良財産の使用を放置することがないように指導すべきである。占用を希望する者

が、県に対して必要な許可申請に関する手続きを行うことが必要であり、県は、佐賀県海岸占用料等徴収条例に基づき占用料が免除にならない限り占用料を徴収する必要がある。

武雄農林事務所は、定期的に農地海岸を巡回し海岸の占用状況や保全状況を確認しているが、占用されている土地改良財産の占用許可申請等必要な手続きが完了しているかの検証が不十分であった。

県の財務規則や条例では、占用物件の現地調査を義務付けた規定はないが、現実に監査の過程で行った短時間の現地調査で不法占用等が見つかっており、現地調査は当然必要であると考ええる。

4 . 河川の占用許可期限切れ

佐賀土木事務所管内の河川占用許可切れの状況は下記のとおりである。

平成17年度に判明した許可切れの件数	110 件
うち、許可申請書が改めて提出されたもの	43 件
うち、廃止届けが提出されたもの等	45 件
うち、申請手続きの交渉中のもの	22 件

道路占用及び河川敷占用の継続（更新）に当たっては、添付書類をできるだけ省略するよう国から指導されている。既占用者等から占用物件の照会があった場合に、継続（更新）書類だけでは占用物件の詳細が分かりづらいことから、当初の申請書類に遡って調査する必要がある業務に支障をきたすこともある。

このため平成17年度に河川占用物件の書類編纂整理に着手した。この結果上記の表にあるような占用許可期間切れが判明した。速やかに更新手続等を完了すべきである。

唐津土木事務所管内の河川占用許可切れについて

河川に存在する電柱に関し、平成17年度の途中で許可期限が切れたが、切れたあとの期間に対応する占用料の調定・徴収がなされていないものが存在した。

国が直接管理する河川においては、その占用許可は国が出し、占有料は県が徴収するようになっている。国の河川事務所で許可を出したあと県に通知し、県はその通知により占有者を把握し占有料を徴収するようになっている。今回の事例は、電柱の使用許可期限が平成11年4月1日から17年12月31日であり、国は新たな1月からの許可を出して

県に通知したとのことであったが、唐津土木事務所には結果としてこの通知が到着しておらず、調定・徴収していなかったものである。平成17年4月から12月までの調定金額1,012円は徴収されているが、残り3ヶ月分337円は調定漏れが生じていた。なお、監査実施後に調定がなされ、現在では徴収が済んでいる。

電柱などは許可期限が切れても通常は継続して使用されることが予想されるが、許可期限については、期日管理が必要である。数年間にわたり許可を与える場合には「債権整理簿」上に記載がなされ、許可を受けた年度の翌年度以降もこの整理簿をもとに管理を行っている。毎年の調定については、この整理簿をもとにデータを作成し、このデータをもとに一括調定並びに納付書の作成が行われる。

今回の場合には国の管理河川分であり、通常は国からの通知をもとに調定を行っているため、県側としては他の貸付物件に比べ管理の注意度が低下していたと思われるが、今回のようなケースもありうるわけであり、本来継続して使用されるような貸付物件については、毎年総括的に全体としての占有料が適切に調定され、徴収がなされているかを検証すべきである。

5 . 使用料の免除申請手続きの明確化について

県有財産である港湾施設を使用しようとする者は、知事の許可を受けると同時に、使用料を納付しなければならない（佐賀県港湾管理条例第3条、4条）とされている。使用料の減免については第6条において以下のように定められている。

「知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料等を減額し、又は免除することができる。

- 一 海難救助又は災害の救助のため港湾施設を使用し、又は入港するとき。
- 二 離島振興法第2条第1項の規定によりその全部又は一部が離島振興対策実施地域として指定されている離島との定期航路に船舶を就航させるため港湾施設を使用し、又は入港するとき。
- 三 避難のため港湾施設を使用し、又は入港するとき。
- 四 前各号に掲げる場合のほか、特別の理由により知事が使用料を減額し、又は免除することが適当であると認めるとき。」

使用料の減額や免除は、上記一から三に該当する場合や、特別に知事

が認められた場合にのみなされるものである。

実際の免除手続に関して、市町村などの自治体が港湾施設を使用する場合には免除扱いとされているが、免除申請書は入手されていない。

条例に従えば、免除申請等を経ずに当然に免除されるべきものは上記の一から三の場合である。これ以外の場合には免除あるいは減免の申請を受け、これを知事が認める手続が必要で、当然免除申請書の提出が必要であると考えられる。使用者が市町村である場合、免除されることに異論はないが条例等において明確な定めはなく、免除の手続が不明確である。

さらに、市町村以外の団体が交通ルールの啓発看板を設置するなどの使用目的に公共・公益性が認められるような場合、市町村に対する考えに準じ免除申請書が入手されていないものがあった。

減免や免除は限定的に認められるべきで、使用者の申請に基づいて知事が特別に認めるのである。従って、申請書の提出を受け、減免あるいは免除になる理由を書面上で明確にした上でそれを認めるという手続が必要である。市町村が使用者である場合も含め、減免や免除の手続が統一されていないので、条例等の見直しを含め明確にすべきである。

河川や道路の占有料の減免については、条例にそれぞれの減免が出来る内容を細かく、具体的に定めてある（佐賀県流水占用料等徴収条例第3条、佐賀県道路占用料条例第3条、佐賀県道路占用料条例施行規則第1条）。このため、減免に関して「特別の理由により知事が特に認める」ことにより減免されることは稀で、今回監査対象として抽出したなかには、条例上具体的に記載されている理由以外の特別な理由により減免されているものはなかった。これらの減免に関しては、条例上根拠が明確であるため、減免の申請書は特に作成されていない。また、それぞれの管理台帳上において、減免の根拠条文等が記載されていない。減免は申請時点で判断すべきものであり、前回免除であったからといって安易に免除と判断すべきではない。

条例上明確であるので、申請書は不要ではないかという考え方も理解はできるが、条例はあくまで減免ができると規定しており、減免は限定的に認められるものであり、その手続は厳格に行うべきである。その上で、管理台帳等に減免となる根拠条文等を明確にしておく必要があると考える。既に記載されているものもあるが、手続が統一されていないので、すべて記載される必要がある。

6 . 占用料減免申請漏れについて

佐賀土木事務所では、河川の占用許可更新申請及び河川占用料免除申請手続きが遅滞していたものがあつた。占用申請者が河川占用料免除措置を継続的に受けるためには河川占用許可期間後も占用更新手続きを行って、占用許可期間の更新と同時に河川占用料免除申請を行う必要がある。平成17年10月28日に改めて許可したものは、下表のとおりである。

河川名	橋梁名	道路名	道路管理者	占用者	占用物件	占用期間	
						道路	河川
本庄江	新高橋橋	国道207号	佐賀県	NTT西日本	電話地下管路	H9.4.1～ H19.3.31	H1.9.28～ H4.3.31
多布施川	上多布施橋	1級市道大財町 北島線	佐賀市	NTT西日本	電話地下管路	H17.4.1～ H18.3.31	S61.11.10 ～H1.3.31
巨勢川	今井手橋	主要地方道佐賀 川久保鳥栖線	佐賀県	NTT西日本	電話地下管路	H9.4.1～ H19.3.31	H1.10.16～ H4.3.31
佐賀江川	犬尾橋	主要地方道佐賀 大川線	佐賀県	NTT西日本	電話地下管路	H9.4.1～ H19.3.31	H3.3.3～ H5.3.31
多布施川	植木橋	1級市道植木増 田線	佐賀市	NTT西日本	電話地下管路	H17.4.1～ H18.3.31	H3.11.21～ H6.3.31
佐賀江川	加与丁大橋	主要地方道佐賀 外環状線	佐賀県	NTT西日本	電話地下管路	H9.4.1～ H19.3.31	S61.9.17～ S63.3.31
八田江	舟津新橋	町道東与賀広域 線	東与賀町	NTT西日本	電話地下管路	H15.4.1～ H18.3.31	S63.12.23 ～H3.3.31
八田江	今広江橋	国道444号	佐賀県	NTT西日本	電話地下管路	H9.4.1～ H19.3.31	S61.3.31～ H2.3.31

佐賀土木事務所としては、「本占用許可物は既に許可を与えたものであるが、許可期間満了後に継続申請手続きを欠いていた」との認識の下、「平成17年度において、許可受者による調査を促したところ、占用物は現存しておりこのたびの申請になったもの」として新規扱い（申請については既存継続であるが、一定期間を経過しているため）として処理し、通常継続申請時には不要としている技術審査を改めて行っている。なお、許可期間満了後に申請が遅延した場合には、申請者に遅延理由書を提出させるよう内規で定めてあるが、新規扱いにしたため理由書の提出は求めなかった。しかし、もともと継続の申請を行うことが必要であり、新規扱いにしたからといって申請遅延が正当化されるものではなく、申請遅延の原因を明らかにし、今後の遅延防止策を講ずるためにも理由書を

求めることが望まれる。

橋梁添架工作物に係る河川占用料の取扱いについては、平成11年4月1日付け事務連絡「佐賀県河川占用料及び採取料徴収規則の一部改正に伴う日本電信電話株式会社に対する河川占用料徴収の取扱いについて」及び平成12年7月3日付け河号外「疑義に対する回答について(通知)」を踏まえ、平成16年4月14日付け河川砂防課長通知(河第44号)により再度確認されているにもかかわらず、その趣旨が十分に徹底されていなかったものとする。

占用許可及び免除に関するデータベースの構築があれば、このような単純な事務処理のミスは早期に発見されていたと考えられる。

7. 占用料の賦課徴収漏れについて

佐賀土木事務所及び伊万里土木事務所において、占用許可申請の遅延や占用継続更新手続の漏れに伴う占用料の賦課徴収漏れがあった。佐賀県道路占用条例第2条及び佐賀県流水占用料等徴収条例第2条規定の占用料徴収を怠るものである。

道路、河川敷等の占用は認可主義であるため、占用許可申請者が占用許可を受けて初めて占用料が徴収される。占用許可申請の失念等により占用許可を受けていない期間に係る占用料は徴収できず、当然占用料は徴収されていない。具体的には、次の二つの形態が有る。

占用の実態が後日に判明したもの

占用の実態が判明した後、占用許可申請書を提出させ占用を許可した。

占用は認可主義であり、占用許可後から占用料を徴収するため、不法に占用していた期間の占用料は徴収していない。

占用許可更新手続が漏れたもの(更新漏れの期間が1年超経過)

占用許可更新手続が漏れていることを数年にわたって気づかず、その間の占用料徴収が漏れていた。この事実が判明した後で改めて占用許可申請を行わせ、占用許可を与えた日以降の占用料を徴収した。

8. 延滞金徴収に係る不平等について

延滞金徴収にかかる不平等があり、是正すべきである。

前年度から継続して占用し、前年度の占用料の納付は完了してい

るが、占有期間が満了したにも拘らず占有許可の更新がなされず、当年度の途中（例えば10月1日）で占有許可申請を行い、占有認可を受けた場合。

年度当初（4月1日）から占有許可を受けていたものとして1年分の占有料を徴収している。この1年分の占有料徴収方法自体も、占有料の認可主義から考えると整合性がない。一方、占有料徴収の公平性からは是認できるものである。

しかし、10月に占有許可を受け占有料の1年分の納付をしたが、延滞金は納付請求も納付もなされていない。

前年度末に占有許可の更新を行ったが、占有料の納付が10月1日になった場合。

佐賀県道路占有料条例第5条等により、納期限（5月末日）の翌日から納付日の前日までの延滞金を納付させている。

現象面から見れば も も10月1日に1年分を納付することになり変わらないが、 のように佐賀県道路占有規則第3条の規定により前年度末までに更新手続を行った占有者のみが延滞金の支払義務を負わせているのは、極めて不合理・不平等である。

の場合も1年分の占有料の徴収をしたのであれば、少なくとも の更新手続を行った占有者同様に、納期限の翌日（6月1日）から納付日の前日までの延滞金を徴収すべきである。

9. 同じ使用状況にも拘わらず異なった使用料率の適用について

港湾施設使用料について、同じ使用状況にも拘わらず異なる算定根拠による使用料が徴収されているものがあつた。

これらは、同じ港湾施設内で隣接するもので、いずれも漁業関係の民間事業者が港湾施設の道路部分の上空に氷等を運搬するコンベア等を据え付けているものである。

一方では佐賀県港湾管理条例 別表1の「港湾施設用地・・・港湾機能施設用地として使用する場合」として使用面積1㎡あたり月60円（知事が別に定める者については、30円）として調定・徴収されていた。

他方は「港湾施設用地・・・電柱、鉄柱、広告塔その他これらに類するものの施設用地又は地下埋設物の敷設用地として使用する場合」を適用し、佐賀県道路占有料条例に定める1㎡あたり年間1,400円により調定・徴収がなされている。（いずれも使用面積は僅かであり、両計算

方法による計算額の差額は2万円程度である。)

この様な取り扱い相違の原因は、それぞれの使用開始が、昭和59年と平成5年で、最初の使用料の調定をそれぞれ異なる根拠に基づいて行い、その後見直しも行われず見過ごして現在に至っていた。

監査時では、前者の昭和59年設置分は、既に撤去されており異なる根拠による調定という状況は解消されているが、今後、同様のことがなきように留意すべきである。

10. 不適切な施設使用料の調定について

唐津土木事務所で、港湾施設使用料の収入未済額が生じている先に対して、使用者の負担能力を考慮し、収入未済の発生額を減少させるために貸付面積を減少させて使用料の調定をおこなっているものが存在した。当該使用者は、平成14年度頃から経営状況が悪化し、徐々に使用料の滞納を生じるようになった。

これに対して分割での納付を進める一方で、使用料の算定基礎となる貸付面積を二度にわたり減少させ、使用料を減額している。当初貸付面積及び使用料は、1979㎡、使用料年間712,440円であったが、その後実際の占有状況に照らして一旦減額し、さらにその後、建物の占有面積部分1237㎡のみから使用料年間445,320円を調定するという形で行われている。

実際に現地を確認したが、建物の建築された部分以外にも、資材や車両が置かれている状況であった。

該当の場所はきちんと区割りがなされており、区割りされた全体で使用料を調定することが当然のことであり、他の使用者との間においても著しく公平性に欠けるものである。減額した趣旨はわからないでもないが、実際の使用状況に応じ使用料の調定を行うべきである。

明らかに事実と反した調定・徴収が行われており、結果として不法占用を県が進んで是認した形である。正しい調定を行い、差額は当然徴収すべきである。

11. 占用料調定金額の100円未満切り上げ処理誤り

佐賀県流水占有料等徴収条例の「別表第3 土地占有料」の備考七において、占有料の計算結果が100円未満の場合には、その額は100円に切り上げる旨定められているが、誤って100円未満の金額で調定・徴収されて

いるものがあった（１件）。なお、監査実施後に不足分の調定がなされ、現在では徴収がなされている。

12. プレジャーボート放置艇（不法係留船）について

平成８年に全国の港湾、漁港及び河川を対象として、運輸省港湾局、水産庁及び建設省河川局の３省庁が合同で実施した「プレジャーボート全国実態調査」によると、水際線近傍で２０万８千隻のプレジャーボートが確認され、その内三分の二に当たる１３万８千隻が放置艇という報告がなされている。佐賀県においても、この調査で放置艇６９席が確認された。

放置艇は、係留場所としての公共用水域の不正利用、災害・安全対策などの港湾管理上の問題にとどまらず、景観の悪化などの環境保全上も問題になっている。

佐賀県では、プレジャーボートの適正な係留保管を推進するため、平成１３年度までにプレジャーボートの受入施設の整備を完了させた。受入施設の使用は許可制にするとともに、使用料を徴収することにした。同時に港湾内においてプレジャーボートの係留区域を設定し、漁業活動等にも影響がない範囲で受入を行っている。適正な施設管理を行うため、係留許可に係る一連の事務や係船についての指導業務（主にプレジャーボートと漁船との係留場所の調整業務）などを地元の状況に精通している漁協や小型船舶安全協会等に業務委託している。

しかし不法係留船舶や放置船は後を絶たず、下記の状況である。

港名	係留施設名	全体隻数	平成18年度使用許可		のうち				
			あり	なし	平成17年度使用許可		所有者の把握		
					あり	なし	把握	不明	他注
唐津	大島船溜1号泊地他	25	25						
	妙見係船岸 他	38	38						
	東の浜1号泊地 他	39	39						
	フタ子PB用浮棧橋	75	73	2	2		2		
	唐津ヨットハーバー-浮棧橋	25	24	1		1	1		
呼子	呼子泊地 他	23	23						
仮屋	仮屋物揚場 他	2	2						
星賀	星賀1号泊地 他	60	59	1	1		1		
伊万里	浦ノ崎1号泊地 他	8	5	3		3	1	1	1
	浦ノ崎2号泊地 他	2	1	1		1			1
	波瀬泊地	9	7	2	2				2
	久原橋泊地	23	15	8	2	6	1	3	4
	久原原橋泊地	6	3	3	2	1	1		2
	鳴石泊地	2	1	1		1	1		
	楠久津A水路泊地	6	5	1		1		1	
	多々良泊地	4	4						
	瀬戸1号泊地	19	14	5	1	4	2		3
	瀬戸2号泊地	24	18	6	1	5	3	3	
	浦分泊地	28	24	4		4	2		2
	浦潟1号泊地	1	1						
	浦潟2号泊地	23	17	6	1	5	2	3	1
	浦潟3号泊地	0	0						
	煤屋泊地	4	3	1		1	1		
	久原5号物揚場	5	3	2		2		2	
	楠久1号物揚場	22	20	2		2		2	
	楠久2号物揚場	35	29	6	2	4		3	3
	松島物揚場	9	8	1		1			1
	瀬戸2号物揚場	2	1	1		1			1
瀬戸3号物揚場	22	11	11	3	8	5	1	5	
合計		541	473	68	17	51	23	19	26

上記表中 注 の欄は、船舶の名義はあるが、現時点では正当な所有者か否かが不明なものが記載されている。

放置艇の内所有者が判明しているものについては、係留許可申請を早急に行うよう督促すべきである。使用見込みのないものについては、撤去を行わせるべきである。

所有者が判明しないものについては、船舶番号などから所有者の把握

に努め、放置艇の一扫を図る必要がある。

佐賀県港湾管理条例第24条には、使用許可を受けずに港湾施設を使用したものについては5万円以下の過料を科すと定められているが、実際には適用された例はない。過料が適用されたことがないことも不法係留に影響している可能性も有り、条例の定めどおりに行政の執行をすべきである。

13. 職員互助会等に対する使用料・管理費の免除について

(社)佐賀県職員互助会(以下互助会という)の場合、互助会の事務室並びに互助会が運営する売店、さらに互助会が設置する自動販売機等の設置スペースなどを使用しているが、これらの使用料は全て免除となっている。管理費については、「互助会の事業が職員の福利厚生を前提に活動を行うため」という理由により、事務室分については全額免除、そのほかの売店や自動販売機等の設置スペースについては半額免除となっている。

佐賀県でも「職員の相互共済制度に関する条例(昭和31年9月30日佐賀県条例第56号)」を制定し、第1条で「職員は、相互共済を目的とする団体を組織することができる。」とし、福利厚生事業の充実を図っており、互助会では会員からの会費収入のほかに、福利厚生事業に使用するための補助金を県から受けている。

但し、福利厚生の水準は過度に行われるべきではなく、最近では全国的に地方自治体の厳しい財政状況もあり、見直しや補助金削減の方向にある。佐賀県でも全国的な動きのなかで、数年前に互助会会員の退会給付金を補助対象外とするなどの見直しを行っている。

福利厚生事業の適正水準がいかほどかは難しい課題であるが、使用料や管理費の免除は見方を変えれば、互助会に対して違った形での補助金支出と同様の効果があると考ええる。

使用料の減免については、『「佐賀県行政財産使用料条例」の施行について(通知)』で、「使用料の免除又は減額の区分及び減額率」として、「減額するか免除するかは個々の事例により検討しなければならないが、当該財産の使用が収益を伴うものについては免除しない方針である」と示されている。

互助会の売店会計においては、余剰金が生じている状況である。売店や自動販売機で販売を行うことにより、職員が物品を購入できるということ自体が福利厚生であり、収益事業を行うこれらのものに、使用料を

減免することは『「佐賀県行政財産使用料条例」の施行について(通知)』に反する。「福利厚生目的」という減免規定の趣旨の拡大解釈であると考ええる。使用料徴収を検討すべきである。

管理費は、庁舎の維持管理費や水道光熱費で実際に生じた費用であり、県が実際に負担している費用である。『「佐賀県行政財産使用料条例」の施行について(通知)』から類推し、福利厚生目的が収益事業までも前提にしているとは考え難く、使用料との比較においても管理費のうち互助会の売店や互助会が設置する自動販売機等の設置スペースが使用している面積部分の半分が免除される合理的理由は見当たらない。

事務所部分は、互助会と佐賀県職員労働組合（以下組合という）で合計161.24㎡を使用しており、互助会は全額免除であるが組合は全額納付している。面積を按分計算して行政財産の使用許可を別々に申請しており、使用面積の計算は以下によっている。

$$\text{組合} \quad (161.24 \text{ m}^2 \times 1/3) \times 1/2 = 26.87 \text{ m}^2$$

$$\text{互助会} \quad 161.24 \text{ m}^2 - 26.87 \text{ m}^2 = 134.37 \text{ m}^2$$

組合の計算式で全体面積に1/3を乗じているのは、事務所全体を互助会事務局、組合事務局及び会議室として使用しているが、組合は会議室を全く使用しないためである。さらに1/2を乗じているのは、組合は互助会業務も行うためとのことである。

しかし常に組合の使用面積の半分を互助会の業務に提供しているかは不明である。もともと全体の面積を三つに区分して占有しているのであれば、組合の使用面積に1/2を乗じる意味が無い。管理費はあくまでも実測による占有面積で計算すべきであり、概念的に1/3や1/2を乗ずべきではない。

せっかく組合が全額納付している管理費も、計算根拠が曖昧で合理性に欠けている。

同様のことは現地機関においても存在する。佐賀県では行政財産の管理を現地機関の長に委任している。従って現地機関が管理する行政財産の貸付は、現地機関の長に決定権限がある。

佐賀土木事務所においては、自動販売機の設置に関し、設置スペースを佐賀土木事務所長が佐賀土木事務所の職員親睦団体 佐土会 に無償で貸し付け、佐土会が自動販売機設置業者と設置契約を締結している。

設置にあたり設置スペースの使用料は無償とし、自動販売機が消費する電気料については子メータを付け、実費を徴収している。自動販売機は、職員の福利厚生のために設置しているのであり福利厚生功をあげ

るため、通常販売単価 120 円を 100 円に下げてもらっているので、販売手数料の受領は無い。

唐津土木事務所においては、互助会の現地支部と職員親睦団体「辰の会」が自動販売機を設置し、自動販売機の設置スペースの使用料は無償とし、自動販売機が消費する電気料については自動販売機の規格上の消費電力量を基に計算された実費を徴収している。しかし、自動販売機設置業者からの受取手数料は互助会の現地支部と辰の会が収受している。行政財産の使用によって生じた果実が職員親睦団体等を潤しており、職員親睦団体等に対する過剰な補助といえる。自動販売機設置による受取手数料の処理は、全庁的な統一基準が無く当然受取手数料の殆どが県に帰属していない。

行政財産の使用によって生じた果実は県が収受すべきである。是正すべきである。

自動販売機設置に関し、行政として非常に参考となる事例がある。自治体に設置する自動販売機の売上高の 20% を、自治体に対し自動販売機設置企業が還元するというものである。自治体としては新たな財源確保が期待できるものである。この様な自動販売機の設置は、2001 年に福岡市役所で始まったものである。佐賀県としても、検討に値するものとする。

14 . 港湾施設使用の業務委託契約について

唐津土木事務所は、ヨットハーバー浮棧橋のビジター用の 3 区画及び星賀港港湾施設の使用料の徴収事務等につき、それぞれ佐賀県ヨット連盟（以下連盟という）と星賀海運協同組合（以下組合という）に委託している。

佐賀県は連盟との間で、唐津港ヨット等係留浮棧橋管理及び徴収業務委託契約書を締結している。連盟に対する業務委託内容は、浮棧橋の維持管理として、係留状況の点検、浮き棧橋の清掃管理、許可交付の補助、及び使用料の徴収事務で、委託料は年間 3,300 千円となっている。しかし業務委託契約に反し、連盟は許可交付の補助を行っていない。

また佐賀県は組合との間で、星賀港港湾施設使用料徴収収納事務委託契約を締結している。組合に対する業務委託内容は、岸壁及び物揚場使用料の徴収事務を委託しており、委託料は組合が県に納入した徴収額の 40% となっている。

これらの契約につき、いずれも委託料の計算根拠がはっきりしない。しかし、組合に対する委託料は、岸壁及び物揚場使用料が有って始めて発生し、業務量に比例して増減するため合理的といえる。ただ、使用料の40%と設定されている委託料率の合理性については十分な基礎資料を整備しておくべきである。

連盟に対する年間委託料について検討を加えてみる。連盟が委託された使用料の徴収対象は3区画(ヨット3艇分)で、係留状況の点検・清掃を行う浮棧橋も長さ30m幅5mである。点検清掃に要する時間は1時間も有れば十分と考える。点検清掃要員に時給2,000円を支給したとしても年間365日で730,000円である。許可交付の補助(実際は行われていない)及び使用料の徴収事務については、ヨットハーバービクター用3区画の平成17年度の年間使用料109,360円から逆算すると200艇弱の利用であったと推定され、1艇につき業務に1時間を要したとしても年間200時間である。時給2,000円を支給したとして年間400,000円である。業務時間の積上げ計算を行うと年間合計1,130,000円である。時給2,000円も高めに見積もったの計算である。

平成17年度の連盟に対する年間委託料3,300千円は、積上げ計算を行った場合の実に3倍にもなっており、差額は実質的な補助金の交付になっている。到底容認される委託料ではない。

港湾施設の使用許可手続は、佐賀県港湾管理条例第3条に、「港湾施設を使用しようとする者は知事の許可を受けなければならない。」と規定されている。業務委託契約に反し、許可交付の補助を行っていない連盟は論外であるが、唐津土木事務所が所管する3つの地方港湾のうち、呼子港と仮屋港の施設利用については許可申請に関する手続を実施しており、星賀港も同様の手続を行うべきである。

行政財産の管理者は、行政財産がどのように使用されたかを把握、確認しておくことが重要であり、特に、使用許可の申請は、使用者や使用目的の適正性を事前に確認するという重要な意味を持つ。条例が求める手続きを省略することは認められない。

更に使用料収入の妥当性について、連盟及び組合が作成した収入表と金融機関への振込み票を毎月入手して入金額の照合を実施しているが、そもそも使用許可に関する書類が作成されていないため、行政財産の使用状況と入金が一致していることの確認ができない。行政財産の使用料は、許可申請書等で確認できる使用状況と佐賀県港湾管理条例に基づいて算定された金額となっていることを確認することが必要である。

ちなみに連盟は、平成18年度より佐賀県ヨットハーバーの指定管理者になっている。

監査意見

1. 占用物件に関するデータベース構築の必要性について

道路、河川、港湾の占有物件について地図上の記載を含むデータベース構築は、以下のような効果が有ると考える。

占用物件は、少なくとも行政財産本来の機能が低下する可能性や、危険の発生に結びつく可能性が高いことは否めない。従って、よく目にする地図に記載された急傾斜地、土石流発生危険地域等と同じように占用物件による危険区域を明確に示せ、防災情報とすることができる。

既存の占用物による支障の程度を記録し、改善すべき優先順位が明確にできる。これによって改良工事の効率的な予算執行の助けとなる。

占用許可期間が明確になり、占用許可の更新漏れが防げる。

巡視を行う時に当該地区のデータを所持することによって、不法占用物件の発見や既存の占用物件の移動・撤去の確認がしやすくなる。これによって、占用料の徴収漏れの有効な手段になりえる。

占用物件の照会にも迅速に対応できる。

データベースの構築が完了すると、業務の効率性や正確性が向上する。

港湾関係の占用等については、場所も件数も限定されるので既に比較的详细な資料が作成されている。

道路や河川については占用物件のデータベースはない。河川の占用物件については、洪水等による占用物件の流出があった場合被害発生の可能性が高いので、平成17年度より書類の編纂整理に着手した。

道路については、件数も多く1件あたりの占用料が少額であることもあり、データベース化を進めるには費用対効果が薄いとのことで各土木事務所もデータベースの作成は考慮されていない。

しかし、道路上の占用物件が河川や港湾の占用物件に比べ格段に多くまた複雑である。道路に係る占用料収入が漏れなく適正に収入調定（占用料の計算）されたかの検証はなされていない。

現在は消極的な検証方法ではあるが、既存の占用物件については過去の占用申請を基に今年度に占用期限が到来するものを占用許可台帳（手書きの帳簿）から手作業で抽出し、占用者から更新の申し出があったものと照合を行い、不一致のものがあれば更新申請漏れか占用物の撤去によるものかを確認している。この作業は非効率的で有ると同時、占用物件は存在するものの過去に更新漏れが生じているものについては、占用料の徴収漏れの可能性がある。

佐賀土木事務所管内では、西日本電信電話株式会社（以下NTT西日本と言う）の電話柱は数量が極めて多く、NTT西日本でもその数量及び所在場所の正確な把握に苦慮しているとのことである。電話柱が建てられている道路の管理者（所有者）は、国、県、市町村及び個人であるが、道路改修や新設等でその形状や権利関係が頻繁に変わることも一因している。電話柱の道路占用期間は10年になっているが、その間にも老朽化や改廃も多い。次回の占用契約更改（平成19年3月末）時までには実態調査を完了すべく、NTT西日本と土木事務所が合同でNTT西日本が保有している電話柱番号リストを基に、設置場所が道路敷か否かの調査を行っている。平成18年7月現在で調査対象63路線の内51路線の調査が完了したとのことである。

更に九州電力株式会社の電柱についても、NTT西日本と同様の状況が認められるので、占用者の側でも占用の実態調査の必要性を認識されていることもあり、土木事務所から合同での調査の実施を提案するなど、協議をはじめている。

データベースを構築するには絶好のタイミングであり、早急なデータベースの構築が望まれる。

2. 不法占用期間にかかる過料について

監査結果7. 占用料の賦課徴収漏れについて に記載のとおり、不法占用期間にかかる過料は道路及び河川については無い。

これでは占用許可申請をしないほうが得な結果となり、不公平が生じている。しかし占用許可を与える道路法第100条、河川法第102条、港湾法第41条では占用許可を受けずに占用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するとあるが、佐賀県の条例では港湾占有の場合のみ佐賀県港湾管理条例第24条第2項に、占用許可を受けずに港湾施設を使用した者は5万円以下の過料を科するとしている。

道路、河川の不法占用期間についても何らかの方法を講じ、不公平が生じないようにすべきである。

3 . 調定の取消し手続きについて

唐津土木事務所管内で、道路占用料が徴収されている占用物件で、河川の使用申請が許可されたため河川占用料の調定も行った。しかし道路占用料が徴収されている占用物件については、河川占用料は徴収しない。従って二重徴収になるため、河川占用料の調定が取り消された。

また、3月末に占用物が撤去され、その廃止届けが翌年度の占用料一括調定手続の後に提出されたため、その後この調定額を取り消した。

調定の取消しに際しては、取消しのオペレーション結果表が出力され保存してある。これには、担当者以外の承認押印欄はあるが、押印等はなされていない。一旦正規の手続により使用が許可され、収入額の調定が行われているのであるから、これを取消するような場合には、承認を経るなどそれなりの手続により、取消しを行うべきである。

担当者の取消し処理に対し上司の承認押印が無いことは、制度上期待された異常な処理に対する内部牽制が有効に機能していないことになる。所定の手続は、適切に行うべきである。

4 . 港湾使用料の免除について

港湾施設の利用者は、佐賀県港湾管理条例の規定に従って算定した使用料を納付しなければならない。

伊万里土木事務所管内の伊万里港湾施設内で、地元漁民が漁具倉庫として利用している港湾施設の使用料が免除されている。港湾施設利用料の免除は、佐賀県港湾管理条例第6条に定められており、主に公共の用に供する場合にのみ限定的に免除が認められている。地元漁民が利用している漁具倉庫は、私的使用であり公共性はない。

伊万里湾開発を進めるに当たり、伊万里湾の漁業権放棄に伴い漁港が廃止になった。当該漁具倉庫は、漁業補償交渉の過程で漁港の廃止に伴い漁具置き場が無くなるため、地元漁民の漁具置き場として県が設置した。この使用料は、漁業補償交渉のなかで昭和52年に政策的に免除となった。免除期間の定めがなされておらず、爾後約30年免除が継続されている。

政策的理由により、一部の県民に有利な取り扱いをする必要性は有る

かと考えるが、この様に長期にわたって有利な取り扱いをする必要があるとは思えない。一部の県民に有利な取り扱いをすることは、県民の福祉の向上に繋がるとは考えられず、不公平感だけが残る結果となってしまうのではないだろうか。

政策的理由により使用料の免除を行う場合は、期限を定めるべきだと考える。

5 . 道路用地のうち道路の用に供していない部分の土地について

県が道路用地として取得した土地のうち、道路として使用されていない残地上に占有物件が存在している。

佐賀土木事務所管内に店舗敷地（1件）、住宅敷地（2件）が有る。伊万里土木事務所管内には、店舗敷地（1件）が有る。これらの占有物件は、道路法第32条第1項に該当するものではないが、「家屋等の工作物の不法占有の取り扱いについて」（昭和50年3月27日建設省道政発第27号道路局路政課長通達）により、当分の間道路法第32条第1項1号に該当するものとして取扱うことが認められている。この通達によると、「現に居住の用に供しており、直ちに除却することが著しく困難であって、かつ、道路管理上支障のない占有物件については、当分の間道路法第32条第1項1号に該当するものとして取扱うこととし、順次計画的にその除却に努めること」とされており、上記占有物件についてはこの取り扱いに準じている。

更に同通達は、「占有の許可に際しては、建替え、増改築を認めない等必要な条件を付すものとし、かつ、占有の期間を3年以内として更新を認めることができる」としている。

しかし、上記占有物件の占有許可条件には同通達が示すような条件は記載されておらず、しかも占有期間を5年としている。同通達に準拠して占有を認めているのであれば、当然その内容も通達に準拠すべきであると考えられる。

占有料も、同通達では道路法第32条第1項1号に掲げる工作物として計算することを求めているが、伊万里土木事務所では道路法第32条第1項1号に掲げる工作物としてではなく、一般行政財産の使用料計算に準じてなされている。

占有料の計算方法は、道路法第32条第1項1号に掲げる工作物として統一すべきである。

これらの占有物件が存する土地は、道路台帳上には道路として記載さ

れていない。道路としての使用が考えられないものであれば、行政財産として管理するのではなく普通財産として管理し、占有者に売却することも検討すべきであろう。

6 . 港湾使用料・港湾施設用地使用料の収入未済額について

伊万里土木事務所における港湾使用料の収入未済額は、8,689,007円(平成18年5月31日現在)である。その内の約90%を占める7,506,000円は(株)神廣に対するものである(平成11年度調定分)。収入未済となっている理由は、使用許可取消(以下に経緯を記述する)に不服があり、W社長が「話もついていないのに払えない」と主張しているためである。

使用許可申請から取消等に至る経緯は以下の通りである。

平成10年6月22日

(株)神廣(福岡県嘉穂郡)が伊万里港湾施設用地10,424.88㎡の使用許可申請

平成10年6月26日

佐賀県は佐賀県港湾管理条例第3条の規定に基づき、使用許可を与えた。占用許可期間は、平成10年6月26日より平成13年3月31日まで

平成11年2月16日

(株)神廣のW社長が軽油引取税の脱税容疑で逮捕される

平成11年10月28日

福岡地裁判決 W社長に懲役2年、罰金1,700万円

平成12年3月29日

佐賀県は、伊万里港湾施設用地の使用許可を取消し決定

平成12年5月

(株)神廣が異議申立

平成12年10月

異議申立棄却(県議会答申)

平成12年10月

(株)神廣が異議申立棄却を不服として国へ審査請求

平成14年9月

(株)神廣が(株)神廣物流に商号変更

平成17年2月

W社長が、再度軽油引取税の脱税等容疑で逮捕される

平成17年8月

福岡地裁判決 W社長に懲役3年6ヶ月、罰金3,000万円

平成17年12月5日

(株)神廣物流の審査請求に対し、棄却の裁決処分

平成17年12月5日に審査請求を棄却するという裁決が出されたので、県が行った判断は国においても認められたことになり、県は使用許可処分に係る行政側としての判断は確定したものと判断している。

使用許可取消決定に基づく原状回復命令が現在も有効ということになり、今後は同社に対し、貯油タンク及び付属事務所の撤去要請を行っていくこととしている。現在、W社長が服役中であり撤去交渉を行いにくい状況にあるが、審査請求の裁決後に面会(2回)し、撤去要請を行った際には撤去するつもりはあるので出所後まで待ってくれとも述べており、自主撤去の可能性が全くないとはいえないと考えている。

しかし同社は、平成17年1月11日の福岡県告示第535号で、産業廃棄物の処理に及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第16条に違反したとして措置命令を受けている。

度重なる不法行為を繰り返す同社に対し、何の法的手段も講じず手をこまねいて自主退去を待つことは如何なものであろうか。実質的な収入未済額は平成11年度分に止まらず、この間の機会損失(同じ敷地を他の使用者に利用させた場合に得られたであろう収入相当額)も多大である。

県有財産を不法占拠している同社に対し、早期の自主撤去を行わせるよう積極的な行動をとるべきだと考える。

大規模な港湾施設の設置を伴うような港湾施設用地使用許可申請においては、技術及び書面での十分な審査期間を設けることはもちろん、係争事件の有無や入手できる情報等も入手した上で、より慎重に行うことが必要であると考えている。

唐津土木事務所においても港湾使用料歳入未済がある。港湾施設内に水産業の施設を設置し営業を行っていた水産業者が業績不振により破産、平成14年度に発生した収入未済額833,040円が残っている。さらに同者の施設がそのままの状況で残り、他にも貸せないままの状況となっている。代表者の所在は把握されているが破産しており、建物部分は2度競売に掛けられたが落札されていない。

収入未済額の徴収については、元代表者に接触交渉を続けているが、徴収には至っておらず、建物に関しては撤去しようにも撤去費用を県が

負担しなければならぬ恐れがあるため、そのままの状態では放置されている。建物もだいぶ古くなっており、落札の可能性は低いものと予想され、このままでは建物は老朽化により危険になる場合もあり、最終的には県側で撤去せざるを得ない可能性も高い。

建物を撤去し更地の状態に戻せば他に使用希望者が出てくるかもしれない。そうでなかったとしても使用見込みのない建物をそのまま放置しておくことは、危険でもある。県として撤去費の支出は遺憾なことではあるが、これを機に撤去費用の支出も見込んだ上で、今後の方針を十分に検討すべきであると考えている。

行政財産の公用又は公共用以外の使用はできるだけ制限されるべきであり、民間等に対して使用を許可する場合には、厳格な審査に基づいて慎重に行われるべきである。特に建造物の建設を伴うような施設の使用許可に関しては使用予定者の業歴や財務内容等を詳細に検討し、審査の結果、過去に法律違反を犯しているとか業務内容に疑念を生じたり、将来の健全経営に危険性が高いかあるいは懸念があるような相手先には、県有財産を使用させないなどの措置が必要であると考えている。

また、当初は業績がよかったとしても、その後悪化していくようなこともありうるわけで、このような事態に備えるためには、保証人や一定額の保証金等を収受するなどの措置も検討すべきであると考えている。

建造物の建設を許可する土地の占用許可に当たって、まず第一に考慮すべきは倒産や契約違反による退去命令に対し居座り続けた場合のことである。建造物の解体撤去には、その大きさにもよるが多大の支出を伴う。これを担保するには、保証金等の収受であり民間における不動産の賃貸に関しては通常行われている行為であり、民間企業は県有財産を用いて事業活動を行い、利益を得ていくのであるからその要求が厳しいものであるとは考えられない。むしろ県有財産をあえて民間企業等に使用させるような場合には、厳正に審査を行い使用の許可を与えるべきである。

7 . 収入未済額の管理について

唐津土木事務所で徴収する港湾使用料に関して、収入未済額が12,045,410円(平成18年5月31日現在)存在する。(なお、河川占有料・道路占有料については、収入未済額は存在しない。)その大半は、平成13年度以降の5年間に生じているものであるが、昭和60年度・

61年度に発生したものが未だに収入未済額として計上されているものもある（相手先1件、3,495,900円）。

特に昭和60年度・61年度に生じた分は、債務者である法人は既に解散しているが、代表者が破産していないため、代表者との接触を続けながら徴収を試みてきたものである。現在、代表者との接触も途絶えており、今後回収の余地はほとんどないものと思われる。

滞納者に対しては、毅然とした態度で可能な限り徴収を行い、安易に不能欠損処理を行うべきではないとは考えるが、当該事例のように既に20年も経過しており、徴収の見込めないような先に対しては、適切な処理のもと不能欠損処理を行うべきであると考えている。

平成13年度以降に発生している分に関しても、この平成18年度になつてからではあるが、既に法人も代表者も破産しているようなケースもあった。本人や保証人の財産調査等を再度行い、明らかに回収が見込めないとと思われるものについては、やはり不能欠損処理を行うべきであると考えている。

その他の滞納者に対しても、その滞納者状況や、接触状況、回収状況等をヒアリングした。ある程度の接触は図られており、徐々にではあるが回収がなされている状況が確認できた。ただ、滞納者の中には、通常の営業を続けながらも徴収額が少額で、長期化が予想されるものも存在する。今後は、滞納者とのより一層の接触を図り、徴収額の増額が見込めるような場合には増額できるよう、債務者の状況を十分に把握し、十分な管理を行い、収入未済額の解消に努力すべきである。

8. 占用物撤去時の確認等について

電柱等、通常継続して占用されるものについては、電柱が撤去された場合に占用者から廃止届けが提出される。また、継続的に占用しないものについては、当初占用予定期間が示された上で申請がなされる。

行政財産は、公用又は公共用に供されているか、供されることが決定した財産であり、地方自治法238条の4第4項において、その使用については、「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」と定められている。

すなわち、公用又は公共用以外の使用はできるだけ制限されるべきであり、占用を許可されたもので、その後占用されなくなったものについては、県有財産の適切な管理、また占用料を徴収しなくなるのであるから本当に占用されなくなったのかを確認するためにも、撤去の状況を確認

認すべきであると考え、これが十分には行われていない。

占用期間が終了後や継続占用分の廃止届が出された際に、現地で撤去の状況を確認するというようなことは必ずしも行われていない。申請者から撤去後の写真等を添付されているものもあるが、これもすべての場合に添付されているわけではない。非常に多くの場所で県有財産の占用がなされており、一つ一つの状況確認は手数を要するが、撤去時その状況の変化についての確認が必要であると考え。すべての現地立会確認が困難であるというのであれば、最低限撤去時の写真提出を求めるなどして、財産の状況の変化を確認すべきである。

9 . 使用料減免根拠の適用条例の誤りについて

使用料・管理費の減免は慎重に限定的に行われなければならないものであるが、その根拠となる条例の適用関係が曖昧である。

使用料の減免の根拠条例並びに現在の適用状況は前出のとおりであるが、そのなかの職員互助会や共済関係の団体に対しての免除規定の適用状況は以下のとおりである。

(社)佐賀県職員互助会	・・・	使用料条例第5条第4号
(財)佐賀県教育職員互助会	・・・	使用料条例第5条第1号
佐賀県職員労働組合	・・・	使用料条例第5条第4号
地方職員共済組合佐賀県支部	・・・	使用料条例第5条第1号
公立学校共済組合佐賀県支部	・・・	使用料条例第5条第1号

本来はいずれも使用料条例第5条第4号により減免されるべきものであるが、過去において第1号により減免扱いとされ、そのままの状態まで今日に至っている。行政財産は本来公用又は公共用の目的達成のために使用されるもので、目的外使用の許可は限定的に行われるべきものである。また、許可が行われる場合の使用料の徴収については、減免の条例に「免除することができる」とあり、基本的には使用料を徴収すべきという考えのもと、その使用内容に応じて慎重に検討し減免も限定的に認めるべきものであると考える。

このため、減免をする場合には、その根拠を明確にし、厳格な手続の上で減免がなされるべきであり、より慎重な姿勢で、減免に関する手続に取り組んでいく必要がある。

10．行政財産使用許可申請関係書類について

県庁本館・新行政棟・南別館内に所在する団体は行政財産である庁舎を使用するので、佐賀県公有財産規則第19条第1項による行政財産使用許可申請書（以下申請書という）により使用許可の申請をし、県は同第19条第3項による行政財産使用許可指令書（以下指令書という）により申請者に使用許可通知をする。指令書には、以下のような事項が記載される。

- 1．使用目的
- 2．使用物件
- 3．使用期間
- 4．使用料
- 5．使用上の注意
- 6．使用許可の取消しに関する事項
- 7．損害賠償
- 8．決定に不服がある場合
- 9．その他（管理費の徴収等について）

申請書と指令書を照合したところ、申請書の使用期間が1年間とあるのに指令書の使用期間が2年間となっているものがあった。佐賀県公有財産規則第21条に建物の使用許可期間は2年を限度とする旨規定されている。庁舎内に所在する団体の申請書は、団体の関係者でもある県庁職員が作成提出するケースが多い。申請者に2年間の申請ができる旨連絡し2年間にしたいとの返事を受けて指令書の使用期間を2年間とした。その後申請書の訂正を求めなかったため、結果として申請書と指令書の使用期間の相違となってしまった。申請書の再提出を受けて2年とするか、若しくは当初の申請どおりに1年とすべきであった。

また、指令書記載事項の6番目に「使用許可の取消しに関する事項」の様式として、「次の各号に掲げる場合に該当するときは、使用許可期間中であっても当該使用許可を取り消すことがある。この場合には該当使用許可取消しの日から起算して20日以内に使用物を明け渡さなければならない。」と記述されている。

指令書のなかには、例えば10日間程度の使用期間の指令書に様式そのままの明け渡しに関する記載があるなど、不要な記載があった。

申請書と指令書は、行政財産の使用貸借契約に相当するものであり、安易に取り扱われるべきものではない。

11. 契約更新手続について

武雄農林事務所において、最近の土地改良財産の他目的使用に関する契約手続きを査閲した結果、次のようなものが発見された。

平成18年3月末で契約期間が終了したが、新年度になっても契約がされてないまま占用されている物件が3件あった。このうち占用料が生じる2件は、占用許可に関する手続きが未了のまま、平成18年4月に占用料の調定が行われていた。

契約更新(占有継続)を期間満了までに済ませるため、農林事務所は、平成18年2月に契約更新手続きを本課に進達し、本課から国に申請したところ、国から申請書類の手直しを要求された。その後、本課の担当者が異動となり、引継ぎが不徹底であったため処理が遅れてしまった。契約更新手続きが完了したのは、平成18年10月となった。異動時の引継ぎが不徹底だったこと、公共用財産の管理に当たり法令遵守意識が低かったこと、現地機関と本課の認識や連絡などが不十分であったこと等が原因と考えられる。

また、土地改良財産の占有は長期に亘り継続されるものが多いが、法令、条例にも契約期間終了前の更新手続き期間の定めがない。現状は、担当者が契約期間終了の2ヶ月前位から、占有者に申請書類提出を依頼し更新手続きを完了している。少なくとも契約書には更新手続きの期間を明記しておくべきである。

第2テーマ 佐賀県が出資する財団等の財務事務の執行について

第1． 外部監査の概要

1． 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2． 選定した監査のテーマ

佐賀県が出資している財団法人のうち、過去に包括外部監査を実施したものの若しくは平成18年度で監査委員の監査が実施されるものを除き、下記の

財団法人嘉瀬川水辺環境整備センター
財団法人さが緑の基金
財団法人佐賀県国際交流協会
財団法人佐賀県救急医療財団
佐賀県土地開発公社

における財務事務の執行について。

なお、監査対象期間は平成17年度（平成17年4月1日より平成18年3月31日まで）。但し、必要と認められた範囲においては他の年度についても一部監査の対象とした。

3． 監査テーマ選定の理由

佐賀県が出資している団体については、出資に関する条例等はない。出資の目的に公益性が有るかどうかが出資を行うかどうかの判断基準になっている。従って財団法人については、各財団法人の運営は財団法人の目的に従い広く佐賀県民の公益に資す運営がなされているか、財団法人が将来にわたって運営ができるよう適切な利益は得られ財政基盤は十分か、長期的な資金収支計画が立案されておりかつ資金収支実績は良好であるか、佐賀県が将来保証債務等の実行等負担となるような事実の有無を検証することは、ますます厳しさを増す佐賀県の財政状況の中では意義がある。

4． 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	公認会計士	乗田泰
補助者	公認会計士	八谷信行
補助者	公認会計士	盈辰博

5． 外部監査の実施期間

平成18年7月11日より平成19年3月13日

6. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件に関し、地方自治法第252条の29の規定により監査の制限を受けるものは無い。

7. 語句の説明

財団の監査にかかる本報告書において、「監査結果」及び「監査意見」を記載しているが、それぞれの意味は次の通りである。

監査結果……………一連の事務手続等の中で、法令、規則、条例等に違反している場合、或いは違法ではないが社会通念上適当でないと考えられる場合に該当する事項を記載している。

監査意見……………一連の事務手続等の中で、組織及び運営の面で合理化に役立つものとして専門的見地から改善を提言する事項を記載している。

第2. 財団法人嘉瀬川水辺環境センターの財務事務の執行について

財団法人嘉瀬川水辺環境センターの概要

1. 施設の目的

財団法人嘉瀬川水辺環境センター（以下水辺センターという）の寄付行為に記載されている目的は、「国及び地方公共団体と協力して、嘉瀬川の水辺環境を整備するとともに、スポーツ・レクリエーション施設を設置することにより、県民福祉の向上に寄与することを目的として、次の事業を行う。

事業

1. 嘉瀬川の水辺環境の整備に関する事業
2. 嘉瀬川の高水敷内におけるスポーツ・レクリエーション施設の管理及び運営に関する事業
3. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

である。

財団設立当初より、嘉瀬川の高水敷内における嘉瀬川リバーサイドゴルフ場の運営のみを行っている。

2. 沿革

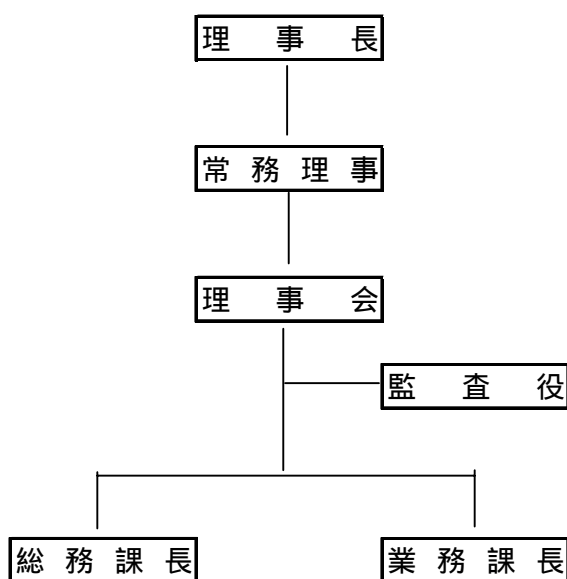
昭和63年 6月15日 基本財産 1,000万円で設立
出捐団体 佐賀県 500万円
佐賀市 300万円
大和町 200万円

平成 元年10月15日 ゴルフ場オープン(9ホール)

ゴルフ場の整備は平成元年当初693,200千円の借入により実行された。この借入の内、民間金融機関からの協調融資の約58.89%の243,837千円について債務保証がついている。債務保証は佐賀県、佐賀市、大和町が出資割合に応じて負担している。借入金の返済は順調に行われていたが平成16年2月に民間金融機関分について返済額の減額変更が行われ最終返済は平成25年9月である。平成17年度末で151,276千円の残高がある。

地域5市町(佐賀市、大和町、三日月町、久保田町、東与賀町)及び3団体(佐賀県有明海漁連、西佐賀水道企業局、杵島工業用水企業団)との環境保全協定に基づき、ゴルフコースは無農薬管理を行っている。また同環境保全協定に従い、ゴルフ場利用者用のシャワー施設は無い。このため、夏場は近所にある浴場施設の案内のパンフレットを備え、希望者があれば道案内等を行っている。

3. 組織図



寄附行為に定める役員の設定数及び報酬

理事 6人以上15人以内 うち理事長1人、常務理事2人以内
監事 2人

役員は無給。ただし常勤役員は有給とすることができる。

通常理事会は、年2回開催。

現在の役員数

理事長 1名、常務理事 1名、理事 9名及び監事 2名

職員数 常勤 2名、嘱託 2名、臨時職員 2名

嘱託の2名は、佐賀県庁OB

4. 主な施設・設備の概要

コ ー ス

所在地 佐賀県鍋島町大字蛸久字岸川1502番地の2

敷地面積 241,000㎡

距 離 2,955ヤード パー 36

設 備

事務所他 4棟

給排水設備 1式

簡易トイレ 1式

防球ネット 1式

車 両 2台

自走式草刈機 3台

拡声設備 1式

監視カメラ 1式

手引カートほか

浴室・シャワー等はない

5. 料金の推移

単位：円

実施日	平 日			土 日 ・ 祝 日		
	1 8 H	9 H	追 加	1 8 H	9 H	追 加
H1.10.15	3,000			4,000		
H1.11.1	3,000	2,000		4,000	3,000	
H2.10.1	3,500	2,500	2,300	5,000	3,500	

H12.4.1	3,500	2,000	1,700	5,000	3,000	2,700
H13.6.1	3,000	2,000	1,700	5,000	3,000	2,700
H14.4.1	3,000	2,000	1,500	5,000	3,000	2,500
現在	3,000	2,000	1,500	5,000	3,000	2,500
プレー料金	2,790	1,790	1,500	4,790	2,790	2,500
利用税	200	200	0	200	200	0
ゴルフ募金	10	10	0	10	10	0

6 . ゴルフ場利用者の推移

単位：人

年 度	利用者総数	18H利用者	9H利用者
平成 元年度	15,633	14,712	921
平成 2 年度	36,026	31,639	4,387
平成 3 年度	37,870	32,754	5,116
平成 4 年度	42,058	36,282	5,776
平成 5 年度	40,895	35,743	5,152
平成 6 年度	40,301	35,479	4,822
平成 7 年度	37,944	33,858	4,086
平成 8 年度	38,799	34,995	3,804
平成 9 年度	37,007	34,226	2,781
平成 1 0 年度	35,184	32,939	2,245
平成 1 1 年度	32,922	30,736	2,186
平成 1 2 年度	33,013	29,595	3,418
平成 1 3 年度	33,146	29,084	4,062
平成 1 4 年度	30,534	26,729	3,805
平成 1 5 年度	27,575	23,243	4,332
平成 1 6 年度	26,163	21,282	4,881
平成 1 7 年度	27,005	21,173	5,832

利用者数は、バブル経済崩壊後の平成 5 年度から減少の一途をたどっている。

7. 過去4年間の損益計算の状況

科 目	金 額			
	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
プレー収入	102,619	91,234	83,292	83,519
プレー収入原価	56,097	47,680	46,776	40,551
事業総利益	46,522	43,554	36,516	42,968
管理費	16,966	15,639	13,560	12,858
事業利益	29,556	27,915	22,956	30,110
事業外収益	2,450	2,099	1,499	1,531
事業外費用	15,583	15,311	13,321	6,572
経常利益	16,423	14,703	11,134	25,069
特別利益	1,182	722	69	70
特別損失	4,200	6,750	6,100	855
税引前当期利益	13,405	8,675	5,103	24,284
法人税等	3,869	2,633	1,542	8,442
税引後当期利益	9,536	6,042	3,561	15,842
前期繰越利益	74,026	83,562	89,604	93,165
当期繰越利益	83,562	89,604	93,165	109,007
減価償却費及び繰 延資産償却費	18,874	17,587	15,238	7,859

平成17年度の税引き前利益の増加原因は、コース管理費が4,700千円、災害復旧費が6,100千円及び繰延資産償却費が6,700千円減少したことが主な要因である。

8. 過去4年間の資金繰りの状況

科 目	金 額			
	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
収入総額	106,005	93,847	84,791	85,050
収入計	106,005	93,847	84,791	85,050

人件費	30,049	23,480	22,916	22,005
コース管理費	29,486	26,886	26,999	22,302
災害復旧費	4,200	6,750	6,100	0
その他の経費支出	10,335	10,469	8,694	10,665
法人税等	3,869	2,633	1,542	8,442
支出計	77,939	70,218	66,251	63,414
差引	28,066	23,629	18,540	21,636
借入金返済額	40,652	27,132	20,372	20,372
再差引	-12,586	-3,503	-1,832	1,264
前期繰越金	43,482	30,896	27,393	25,561
次期繰越金	30,896	27,393	25,561	26,825
利用人員 人	30,534	27,368	25,471	26,190

この資金繰り表の次期繰越高は、流動資産から流動負債を控除した残額を表示している。流動資産は、食堂資産の賃貸料1か月分であり、回収可能性は問題ない。

9. 借入金完済までの資金繰り予測

科 目	金 額			
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
収入総額	85,801	86,609	87,418	88,226
経費総額	67,653	68,459	68,803	69,198
差引	18,148	18,150	18,615	19,028
借入金返済額	20,372	20,372	20,372	20,370
再差引	-2,224	-2,222	-1,757	-1,342
前期繰越金	26,825	24,601	22,379	20,622
次期繰越金	24,601	22,379	20,622	19,280
利用見込人員 人	26,000	26,250	26,500	26,750

資金繰り予測

単位：千円

科 目	金 額			
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
収入総額	88,226	88,226	88,226	88,226
経費総額	69,312	69,391	69,453	69,488
差引	18,914	18,835	18,773	18,738
借入金返済額	20,370	20,370	20,370	8,680
再差引	-1,456	-1,535	-1,597	10,058
前期繰越金	19,280	17,824	16,289	14,692
次期繰越金	17,824	16,289	14,692	24,750
利用見込人員 人	26,750	26,750	26,750	26,750

資金繰り予測には、コースの災害復旧費 3,500 千円が含まれている。またコース管理費は17年度実績額より 2,700 千円多く予算計上されている。しかし、設備機器の更新は全く計画されていない。この状態で平成25年度期首の資金繰越額が 14,692 千円しかなく、厳しい資金繰り予測である。

10. 機械設備購入の状況

契約種別	随意契約
機 械 名	自走式草刈機
購 入 先	コミネ商会
購 入 日	平成18年3月30日
購 入 金 額	2,992,500円

機械の購入は、随意契約で他の業者の見積もりは取っていない。但し、この草刈機は、デモ機であったもので購入金額は定価の4割引と低いものである。

11. 業務委託の状況

契約種別	随意契約
委 託 先	今村産業(株)
委 託 業 務	コース等管理業務
委 託 期 間	平成17年4月1日～平成18年3月31日
委 託 金 額	年額22,050,000円

契約種別	随意契約
委託先	(株)古賀商事
委託業務	清掃業務(月、木、土)
委託期間	平成18年4月1日～平成19年3月31日
委託金額	年額693,000円

水辺センターは、基本的に佐賀県の財務規則を援用している。「随意契約」とは、競争の方法によらないで、特定の相手方を任意に選択して締結する方法である。業務委託に関しては、契約の予定価格が100万円以下の契約については、随意契約によることができる旨が佐賀県財務規則(以下「財務規則」という)第101条において定められている。

過去5年間のコース管理等委託費の支払実績額は、下記のとおりである。

コース等管理については、昭和63年の開場より平成16年度までは(株)ミズベが行っていたが、同社解散に伴い管理委託先が変更になった。

平成17年度より今村産業(株)が管理業務を受託している。平成18年度のコース管理契約を結ぶに当たっての稟議で、今村産業(株)との随意契約締結にあたっての理由は、『嘉瀬川リバーサイドゴルフ場におけるコース等管理業務は、地域5市町(佐賀市、大和町、三日月町、久保田町、東与賀町)及び3団体(佐賀県有明海漁連、西佐賀水道企業局、杵島工業用水道企業団)との環境保全協定に基づく無農薬管理という厳しい制約があり、当財団法人の管理下にあつて、協定の趣旨を認識し、協定事項を遵守し、効率的に管理業務を遂行できる業者でなくてはなりません。コース管理上の制約等を踏まえて、コース管理業者を選定していたところ、別紙会社概要のとおり佐賀県内はじめ6箇所のゴルフ場と管理受託実績を有する今村産業株式会社と平成17年度から随意契約を結んで管理業務を実施してきましたが、事業実績もよく、作業内容も誠実であり、本年度も随意契約を結んでよいでしょうか。同業者は、三根カントリークラブのコース管理業務指導の実績も有し、河川敷ゴルフ場の管理状況にも熟知した信頼できる業者であります。』としている。

過去の契約実績 単位：千円

作業内容等	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	年平均
肥料費	2,886	2,431	2,116	2,558	1,088	2,216
資材費	472	418	356	416	438	420
燃料費	851	925	1,016	899	862	911
修理・維持費	1,657	2,735	1,778	1,835	2,464	2,094
労務費	23,467	21,199	22,520	22,357	21,452	22,199
施設補修費	0	270	25	0	0	59
機械リース費	84	141	139	56	0	84
車両補修費	222	468	105	170	25	198
工事中資材費	363	535	142	310	0	270
コース内用品費	779	376	613	725	212	541
テント用品購入費	112	65	70	30	202	96
その他	158	120	132	130	143	137
合計	31,051	29,683	29,012	29,486	26,886	29,225

過去のコース管理費と比較し、平成 17 年度以降のコース管理費は格段に安い。

12. 近隣河川敷ゴルフ場の状況

単位：円

名称	総面積 m ²	距離 Y	パー	料 金			
				平 日		土 日 ・ 祝 日	
				1 8 H	9 H	1 8 H	9 H
嘉瀬川リバーサイドゴルフ場	241,000	2,995	36	3,000	2,000	5,000	3,000
城島リバーサイドゴルフ場	105,420	2,300	33	2,000	1,500	3,000	2,500
三根カントリークラブ	226,000	2,515	35	2,980	2,000	4,800	3,000
豆津ゴルフ場	97,793	2,570	34	2,000	-	2,500	-
長門石ゴルフ場	158,000	2,455	34	2,500	1,500	3,000	2,000

近隣の河川敷ゴルフ場と料金の面で比較すると、福岡県のゴルフ場と比較すると料金面では高いが、距離（パーも）一方向への進行のなどの点では他のコースに勝っているが、シャワー施設がない分は劣ると思われる。

13. 監査の方法

(1) 監査の要点

水辺センターが、法令、規則、条例及び寄付行為に準拠して適性に運営されているか

プレー料金等の収入が適正に処理されているか

人件費など運営費用支出の適正性

会計処理は適正になされているか

設備備品等の購入手続きは適切か

設備備品等の管理の適正性

利用者に対するサービス提供は十分か

利用者増加の方策はなされているか

理事会が有効に機能しているか

情報の保護管理は適正になされているか

(2) 主な監査手続

会計帳簿等を調査し、水辺センターの財務書類が法令、規則、条例等に準拠して作成されているかの検証

収入及び支出行為の管理が適切になされているかの検証

施設設備の建設更新・維持補修及び業務委託契約に関して入札関係書類、契約書類その他の書類を調査し、工事等の財務事務の執行が法令、規則、条例等に準拠しているかの検証

耐用年数が経過した設備等の更新計画が妥当なものであるかの検証

人件費他の支出手続きが適正になされているかについて、支出すべき原因、支出の事実、支出手続き、証憑書類等の照合

機械・備品等の保管状況の検証

施設設備の点検状況の検証

理事会議事録の閲覧及び質問

利用者に対するサービス提供についての質問

利用者増加の方策についての質問等

情報の保護管理についての質問

監査結果

1. 現金出納帳外で記録されている現金等がある。

現金は、釣銭用の現金と予備の現金を決算書に計上しているが、これ以外にゴルフボール及びティーの売上・仕入用の現金及びゴルフボール及びティーがある。この現金についても出納帳の記載がある。出納帳の平成18年3月31日現在の現金残高は38,418円で、ゴルフボール及びティーの残高は62,075円であった。従って平成18年3月31日で合計100,493円の利益が過小に計上されている。

監査の折に現金実査を行ったところ、42,903円であり、出納帳の記載と一致した。従って、簿外の現金の記録も正確になされていると考える。

ゴルフボール及びティーの売上は1日分を纏めて、仕入代金については支払の都度出納帳に記載している。現金残高が5万円前後になると、残高が2万円弱になるよう差額を雑収入としてレジに入金処理を行っている。この様な簿外の現金処理はあってはならない。

簿外の現金も出納帳が作成されているとはいえ、二重の現金管理を行う意味が無い。日々の売上仕入はレジを通じて行えばよく、別の出納帳に記帳することも二度手間である。また簿外の現金残高が小額であるのが救いであるが、現金、ゴルフボール及びティーの残高だけ利益が過小になっていると同時に法人税等、消費税の納税額も過小になっている。

監査意見

1. 理事会等について

近年のゴルフ場は、バブル経済崩壊後低迷する入場者数とプレイ費低下に経営は厳しさを増している。特にメンバーから預託金を預かる方法でゴルフ場の工事資金を調達したところは、預託金返還資金の不足などで経営破たんし追い込まれているところも多い。水辺センターは工事資金の全額を借入金で賄っている。この当初借入額は、693,200千円で、平成18年3月末現在の残高は151,276千円である。

借入金のうち、民間金融機関の協調融資分返済額を平成16年度より平成20年度までの間四分の一に減額してもらっている。これにより年間返済額は6,668千円圧縮されている。この協調融資の58.89%

は、佐賀県が50%、旧佐賀市及び旧大和町が50%を保証している。

借入金は、平成25年度まで返済期間がある。資金繰り予測を見ても運営には相当の努力を要すると思われる。バブル経済崩壊時の平成4年度をピークに、入場者数は激減しており平成17年度は平成4年度の64.2%に落ち込んでいる。ここ数年の入場者の減少は著しく、18ホールの利用者の減少に歯止めがかかっていない。

ポイントカードの導入など経営努力はなされているが、その効果は十分には現れていない。

水辺センターの役員は常務理事を除き全員無給であるが、役所などの特定のポストに就任している人が多く、人事異動がある毎に入れ替わる。理事会ですら全員が揃うことが無い。定例理事会の開催は、3月に補正予算の承認と5月の決算報告の年2回で、監事の監査も年1回である。これでは極めて厳しい水辺センターの運営にあって、理事会が十分に機能を果たしているのだろうかを考える。理事会の機動的な開催と水辺センターの営業力強化を目指し改善が望まれる。

理事会は毎月でも開催し、予算の達成状況、予算と実績が乖離した場合の原因分析、予算未達成の場合次月以降どの様な対策を講じ実行すべきかを協議すべきであると考えている。

2. ゴルファーにとって魅力あるゴルフ場の条件とは

ゴルファーにとって魅力あるゴルフ場の条件は、数え上げたら限が無いほどあると思う。例えば、フェアウエーが素晴らしい、コース攻略が難しい、グリーンが素晴らしい、景色が素晴らしくプレイして楽しい、ゆったりとプレイができる、キャディさんの教育が行き届いている、乗用カーとで疲れない、きちんとした練習場がある、料金が安い、クラブハウスがきれい、浴室も寛げる、レストランのメニューも豊富、クラブハウスでは客同士が楽しく談笑できる、ショップの商品の品揃えが良い、思いつくままに書いてもこれぐらいある。

低料金のパブリックコースである水辺センターにとって、これらの要素の多くを取り入れることは凡そ困難であるように思える。

しかし入場者の推移を見ると、18ホールの利用者数は減少傾向に歯止めが利かないものの、平成15年度からの集客対策が功を奏し、9ホールの利用者数は平成17年度開場以来の利用者を達成した。このあたりに、入場者数増加のヒントが有るように考える。ネットに囲まれた練習場では練習できないことも、ここでは実践できることが沢山有るよう

に思える。狭くて硬く難しいグリーンも、ここでは集客のポイントとも言えなくもない。

発想を変えて、ここだけでしか出来ないことがまだまだ残されていないか検討していくべきだと考える。環境保全協定を締結し、環境にやさしい農薬を使用していないゴルフ場であることも、もっとPRすべきではないだろうか。

施設面では十分とは言えない水辺センターに、年間2万7千人もの入場者があるのか、このゴルファーがどのような客層なのか、ここをどのように利用しているのか等さらに細かく分析検討し、役職員が一丸となって利用者増加に努力すべきと考える。

3 . 嘉瀬川の水辺環境の整備について

水辺センターの目的の一つに「 嘉瀬川の水辺環境の整備に関する事業 」が挙げられているが、平成2年度から14年度まで多布施川河畔公園及び川上川河畔公園への植樹を行ってきた。水辺センターの上流には有名な石井樋が復元され、水に関する関心も高まっている。無農薬によるコース管理も18年目を迎えており、生物の生息状況も他の河川とは違ったものがあるのではないだろうか。

水辺センターが財団法人として設立されたことも鑑み、基本財産の収益金を用い、水辺の動植物や水質の観察室などを設置するなど、子供たちに水の恩恵と大切さを感じさせる工夫も必要だと考える。

第3．財団法人さが緑の基金の財務事務の執行について

財団法人さが緑の基金の概要

1．財団法人さが緑の基金の目的

財団法人さが緑の基金（以下緑の基金という）の目的は、佐賀県における山の緑、農山漁村の緑及び街の緑の調和のとれた総合的な整備を図るとともに、緑化に対する県民の理解を深め、もって潤いと活力に満ちた美しい緑の郷土づくり及び国際貢献に寄与することで、寄付行為では以下の事業を行うことになっている。

事業

- 1．公益性の高い森林の充実強化に対する助成事業
- 2．環境緑化の促進及び貴重な残存緑地の保全に対する助成事業
- 3．緑の普及啓発及び調査研究に関する事業
- 4．緑の募金（緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号）第2条第2項の緑の募金をいう。以下同じ。）の推進及び緑の募金による寄附金の管理に関する事業
- 5．緑の募金の寄附金による森林の整備、緑化の推進及びこれらに係る国際協力（以下「森林整備等」という。）を行う者又は森林整備等を行う者に対して助成をする者に対する交付金の交付に関する事業
- 6．緑の募金の寄附金による森林整備等の実施並びに森林整備等に関する調査及び研究に関する事業
- 7．緑の募金の寄附金による森林整備等に関する情報又は資料の収集及び提供に関する事業
- 8．緑の募金以外の緑化募金運動の推進に関する事業
- 9．その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2．沿革

緑の基金は、昭和62年に嬉野町で開催された第38回全国植樹祭を契機に、昭和63年11月4日に設立された。

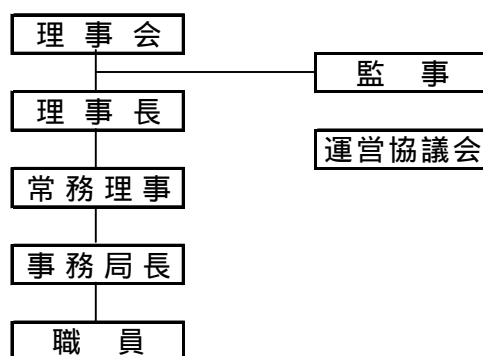
出捐金の状況は以下のとおりである。

単位：千円

年 度	出 捐 金			民 間 募 金			合 計
	佐 賀 県	市 町 村	計	企 業 団 体	個 人	計	
設 立 当 初	50,000	30,000	80,000	0	344	344	80,344
平 成 1 7 年 度 末	250,000	150,000	400,000	122,265	19,979	142,244	542,244

緑の基金の所在地 佐賀市城内1丁目1番59号
佐賀県庁 森林整備課内
平成元年4月24日 特定公益増進法人の認可を受ける
平成元年7月1日 佐賀県緑化推進委員会を緑の基金に統合

3 . 組織図



寄附行為に定める役員の定足数及び報酬

理 事 15名以上20名以内
うち、理事長1名、副理事長2名以内、常務理事1名
監 事 2人

理事、監事は運営協議会で選任する。(寄附行為第17条)

運営協議会 10人以上15人以内

運営協議会委員は、県、市町村及び農林、経済関係等の団体を代表する者、森林整備等に関する学識経験を有する者等から理事会で選出し、知事の認可を受ける。(寄附行為第31条第2項)

理事、監事、運営協議会委員は、無給。但し、常勤役員は有給とすることができる。(寄附行為第21条)

通常理事会は、年2回開催。

運営協議会は、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

平成18年3月末日現在の役職員数

理事長 1名、副理事長 2名、常務理事 1名、理事 15名
監事 2名
運営協議会委員 14名
職員数 事務局長 1名、職員 1名

4 . 基本財産の管理運用

基本財産は現在、預金と債券で運用されているが、銀行のペイオフ施行、ゼロ金利政策等に伴い、安全性・金利の有利性等を勘案し、運用したものである。

基本財産の方針・運用方法の決定については、寄附行為規則第7条に基づき、理事会の決議を経て、理事長が決裁している。

5 . 佐賀県の森林づくりビジョン

佐賀県は、新しい佐賀の森林づくりビジョンの基本理念を「森林は、私達みんなの財産です。」と定め、森林所有者だけでなく森林を所有していない県民も水源の涵養や景観などの環境を創造する県民共有の財産である森林に積極的に関わりを持ち、県民が広くその恩恵を享受できるよう、2050年を目標年度として今後の佐賀県の森林・林業・木材産業等の各分野の方向を示し、指標として間伐などの森林整備を10年間で5万ヘクタール行うことや、本来、佐賀県で生育している広葉樹の植栽を通じ広葉樹が占める割合を6ポイント増やすなどを目標としている。

さが緑の基金としてもこの方向に沿った施策の推進に留意することが重要である。

基本方向として

環境を育む森林づくり

山・川・海を守る多様な森林づくり

水資源を守る森林整備

災害に強い森林整備

うるおいとやすらぎのある森林・命をはぐくむ森林整備

環境と調和した効率的な木材生産と森林整備

(主要施策)

間伐の推進など森林の健全性維持を基本とした森林整備の推進
人工林を広葉樹林、針広混交林、複層林、長伐期林等の多様な森林に誘導するための管理技術開発と森林整備の推進

県土を保全し災害に強い森林にする治山事業の推進
森林整備、資源の循環利用や山村の活性化を図るための林内路
網の整備

ふれあいの場の保全と整備

森林GIS等を利用した総合的な森林資源管理

県民協働

県民による森林づくり

森林所有者による管理

林業事業者による森林づくり

公共団体による公的管理を通じた森林づくり

(主要施策)

ボランティア団体の育成と活動推進

意欲ある担い手の育成確保、森林組合等林業事業者の体質強化

森林環境教育の推進

自然とふれあい機会と場所の提供

山村地域の振興と森林総合利用の推進

森林の公的管理の推進

森林・林業に関する試験研究・技術開発の推進

森林資源の持続的利用

森林資源の持続的利用

多様な森林資源の多角的利用

(主要施策)

木材利用に関する普及啓発

県産材の生産・加工・流通体制の整備

住宅等民間部門の建築物の木造・木質化推進

公共事業での県産材の利用推進

木質資源の新たな用途開発・利用推進

特用林産物の生産振興、新たな商品の開発

森林総合利用の推進

6. 事業運営について

緑の基金は、緑の総合的な整備、緑化に対する県民の理解を深めることに努めており、事業の推進に当たっては佐賀県県土づくり本部森林整備課と共同歩調を取っている。

事業は、緑の基金の基本財産運用収入、補助金・負担金収入、受託収

入、助成金収入等による支援事業を一般会計として区分し、緑の募金による森林整備等の推進に関する法律第9条による緑の募金収入とその支出を特別会計に区分している。

一般会計支出のうち、さが四季彩の郷づくり地域ボランティア等支援事業については、緑の基金が森林整備課とも連携して市町村からの申請内容を検討し助成を行っている。提案公募型森林づくり活動支援事業については、審査委員会（学識経験者等6名）で審査し、助成を行っている。

一般会計は、低金利下で基本財産の運用益の低迷並びに県からの補助金収入も減少している。

特別会計に区分されている緑の募金は、主として春（家庭募金が中心）と秋（企業・職場募金が中心）の募金活動をとおして収入される。この募金のうち緑化ボランティアの育成、森林の整備及び市町村緑化の推進事業に対し、市町村緑化推進委員会を通じて助成の申請を受付、内容検討のうえ募金額に応じ交付される。これらの交付額は、募金総額の70～80%程度を上限としている。また、民間団体等の緑化支援については、大口寄附を行ってくれる企業に対して助成の希望をしている団体を斡旋し、交付の審査は緑の基金が行っている。

7. 財政状態及び収支状況について

平成17年度(平成18年3月末日現在)の一般会計の貸借対照表は、次のとおりである。

単位：千円

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現 金 預 金	2,598	未 払 金	2,848
未 収 金	4,565	前 受 金	474
流動資産計	7,163	預 り 金	67
		流動負債計	3,389
固 定 資 産		正 味 財 産 の 部	
基 本 財 産		正 味 財 産	546,018
現 金 預 金	136,166	うち基本金	542,244
有 価 証 券	406,078	うち当期正味財産増加額	1,062
固定資産合計	542,244		
資産の部合計	549,407	負債及び正味財産合計	549,407

現金預金の内訳は次のとおりである。

普通預金 2,598千円

未収金の内訳は次のとおりである。

基本財産利息等 1,692千円

助成金収入 1,400千円

県補助金収入 1,333千円

受託収入 140千円

基本財産の内訳は次のとおりである。

現金預金

定期預金 13,300千円

普通預金 122,866千円

有価証券

利付国債 126,878千円

公社公団債 279,200千円

未払金の内訳は次のとおりである。

助成金支出 2,666千円

その他 182千円

前受金の内訳は次のとおりである。

緑化協力金 474千円

預り金の内訳は次のとおりである。

源泉税・社会保険料 67千円

平成17年度(平成18年3月末日現在)の特別会計の貸借対照表は、次のとおりである。

単位：千円

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現 金 預 金	5,410	未 払 金	100
流動資産計	5,410	流動負債計	100
固 定 資 産		正 味 財 産 の 部	
什 器 備 品	170	正 味 財 産	5,480
固定資産合計	170	うち当期正味財産増加額	846
資産の部合計	5,580	負債及び正味財産合計	5,580

現金預金の内訳は次のとおりである。

普通預金 5,410千円

一般会計の収支状況は次のとおりである。

単位：千円

科 目	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
収 入 の 部					
基本財産運用収入	5,457	5,553	5,976	6,029	6,533
県補助金収入	5,000	5,000	3,400	3,159	2,551
植樹祭県負担金収入	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
植樹祭市町村負担金収入	500	1,157	500	500	500
受託収入	4,514	1,861	1,014	1,045	1,042
森林基金助成金収入	3,780	2,800	2,300	2,200	2,200
雑収入	20	18	59	160	25
寄付金収入	-	-	-	49	199
事業収入計	20,271	17,389	14,249	14,142	14,050
基本財産収入	600	100	-	-	-
基本財産処分収入	-	-	2,400	-	-
収入合計	20,871	17,489	16,649	14,142	14,050
前期繰越金	6,576	4,468	1,081	2,908	2,711
合 計	27,447	21,957	17,730	17,050	16,761

単位：千円

科 目	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
支 出 の 部					
市町村みどりの里づくり地域活動支援事業	10,000	10,000	-	-	-
みどりの新世紀緑化事業	2,702	697	-	-	-
さが四季彩の郷づくり地域ホランティア等支援事業	-	-	6,800	6,318	2,104
提案公募型森林づくり活動支援事業	-	-	-	-	3,032
県植樹祭開催事業 (グリーンフェスタ開催事業)	3,082	3,642	3,039	2,989	2,870
ふるさと記念の森管理事業	98	170	76	123	139
緑の探検学習会開催事業等	1,505	-	-	-	-
緑と水の森林基金助成事業	-	1,313	584	573	579
国土緑化推進対策事業	-	593	0	0	86
特定緑化事業	1,172	960	797	882	897
事業支出計	18,559	17,375	11,296	10,885	9,707
人件費	3,231	2,995	3,165	3,339	3,174
管理費	589	406	361	115	107
基本財産繰入金支出	600	100	-	-	-
支出合計	22,979	20,876	14,822	14,339	12,988
次期繰越金	4,468	1,081	2,908	2,711	3,773
合 計	27,447	21,957	17,730	17,050	16,761

特別会計の収支状況は次のとおりである。

単位：千円

科 目	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
収 入 の 部					
緑 の 募 金 収 入	70,639	70,176	71,545	70,819	67,901
雑 収 入	31	30	32	30	30
事業収入計	70,670	70,206	71,577	70,849	67,931
前 期 繰 越 金	5,687	4,981	4,020	6,116	5,893
合 計	76,357	75,187	75,597	76,965	73,824

単位：千円

科 目	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
支 出 の 部					
緑 の 普 及 啓 発					
親林交流指導員派遣事業	70	63	103	76	89
花さか一年生記念樹配付事業	1,395	1,389	1,497	1,385	1,261
緑 の 作 文 募 集	556	-	-	-	-
普 及 啓 発 事 業	743	1,260	1,180	1,049	926
緑化ボランティアの育成					
緑 の 少 年 団 育 成 事 業	10,024	11,347	8,372	7,320	7,175
地域ボランティア活動支援事業	3,234	3,129	1,815	1,845	1,900
輝くまちづくり事業	-	-	1,180	1,090	1,069
21世紀県民の森ボランティア活動 支 援 金	300	300	150	-	-
森 林 の 整 備					
親林交流隊活動支援事業	900	974	-	-	-
森林づくりボランティア支援事業	-	-	1,306	1,536	1,579
豊かな森林作り事業	3,861	4,569	3,381	3,970	4,000
ボランティア育成事業	-	-	-	105	-
こだまの森林作り活動支援事業	-	-	-	-	100
森林ボランティアの集い開催事業	1,060	910	223	271	351
市 町 村 緑 化 の 推 進					
普 及 啓 発 事 業	4,240	3,545	3,851	4,686	5,391
募 金 活 動 事 業	323	306	296	237	150
地 域 環 境 緑 化 事 業	25,184	21,931	28,149	30,692	29,401
ミレニアム記念緑化事業	3,014	2,200	-	-	-
市町村推進協議会事務費	-	411	510	-	-
地 区 緑 化 の 推 進					
地区推進協議会事務費	-	60	50	-	-
民間団体等の緑化支援	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
国 際 交 流 事 業	200	635	-	298	160
国土緑化推進機構への交付金	2,616	2,614	2,647	2,645	2,533

科 目	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
募 金 活 動 の 推 進					
広 報 活 動	2,189	2,044	1,968	1,877	2,244
募 金 資 材 購 入	4,589	6,261	5,696	5,162	3,977
緑 の 協 力 員 支 援 活 動	-	-	19	-	10
人 件 費	3,091	3,746	3,678	3,282	3,053
管 理 費	2,787	2,473	2,410	2,546	2,145
事業支出計	71,376	71,167	69,481	71,072	68,514
次 期 繰 越 金	4,981	4,020	6,116	5,893	5,310
合 計	76,357	75,187	75,597	76,965	73,824

(支出項目の説明)

収支計算書支出項目で、科目からでは支出内容が解り難いと思われるものを説明する。

一般会計の主要な支出項目

さが四季彩の郷づくり地域ボランティア等支援事業.....森林ボランティアなどが行う水源地域や道路、公共的施設などの緑化活動を支援。
(市町村みどりの里づくり、みどりの新世紀緑化事業を発展改組)

県植樹祭(グリーンフェスタ)開催事業.....県植樹祭(グリーンフェスタ)開催。緑化功労者の表彰、少年団の活動発表、記念植樹。
ふるさと記念の森管理費用.....ふるさと記念の森(北山湖)の記念植樹の除草刈り、補植及び標柱の交換。

緑の探検学習会開催事業等.....学校林の実態調査。緑の少年団の自主性・協調性を養い、環境美化や緑化活動への積極的に参加する心を培うため、緑の少年団の活動発表会や宿泊体験学習会を実施。(緑と水の森林基金事業)

特定緑化事業.....社団法人ゴルファーの緑化促進協会(G・G・G)からの受託事業で、公共施設及び公園等の緑化事業への助成を希望する市町村から申請を受けて助成。

提案公募型森林づくり活動支援事業.....CSOから提出された計画書を審査委員会で審査し、承認されたものに対して1団体500千円以内の助成。

特別会計の主要な支出項目

緑の普及啓発

花さか一年生事業.....新しく入学した小学1年生全員に花の種、記念樹を配布している。

親林交流指導員派遣事業.....森林や緑の果たす役割の大切さや理解を深めるため、市町村や学校等で行われる草花教室や自然観察会の指導に親林交流指導員を派遣している。

普及啓発事業.....緑化意識の高揚を図るため、各種大会、イベントへ参加しキャンペーン用種子の配賦や研修大会等への参加。

緑化ボランティアの育成

緑の少年団育成事業.....各市町村の緑の少年団に対し、活動交付金の支給や制服の整備に対して助成を行っている。

地域ボランティア活動支援事業.....緑の基金に登録された「緑化・美化ボランティア団体」に対して緑化資材費の助成及び交流会の開催。

輝くまちづくり事業.....緑化・美化ボランティア登録団体、緑の少年団を対象に助成。

森林の整備.....森林づくりボランティア登録団体や豊かな森林づくり事業推進協議会（市町村）の森林づくりに対して助成を行うとともに交流会を開催。

市町村緑化の推進.....市町村推進協議会を通して、学校、公民館等の公共的施設の緑化のため、苗木等の助成。

平成 17 年度は前年募金額の 70%（各市町村の募金額）を限度として各市町村に助成。

民間団体等の緑化支援.....企業等民間団体から、緑化事業目的で大口寄付された募金を財源として地域緑化活動に助成。

国際交流.....国際交流のために、県内の青少年等が海外において行う緑化事業に対し、助成。

国土緑化推進機構への交付金.....（社）国土緑化推進機構への納付金で募金総額の 3%と定額 500 千円。交付金の算定方法は平成 9 年の全国緑化推進委員会連絡協議会で決定。

募金活動の推進.....緑の募金の広報活動費。春、秋の新聞テレビの CM、募金用チラシの制作費。更に募金用資材で緑の羽根、図書カード、クオカードの購入費用

8 . 監査の方法

(1) 監査の要点

- 会計処理の適正性
- 計算書類の適正性
- 人件費など運営費支出の適正性
- 基本財産の管理の適正性
- 財団事業が有効に機能しているか

(2) 主な監査手続

- 会計帳簿等を調査し、各財団の財務書類が法令及び規則等に準拠して作成されているかの検証
- 収入及び支出行為の管理が適切になされているかの検証
- 人件費他の支出手続きが適正になされているかについて、支出すべき原因、支出の事実、支出手続き、証憑書類等を照合し妥当性の検証
- 過去 5 年間の収支実績の分析
- 基本財産についての管理・運用についての証憑突合、ヒアリング
- 理事会議事録の閲覧

監査結果

1. 基本財産及び基本金の不足について

財団は基本財産として利付国債や公社公団債を購入している。その際債券の額面額と取得価額（通常券面額より金額が少ない）の差額（以下割引額という）を積残し預金として保有しているが、この積残し預金と割引額が6,200円不一致になっている。過年度からの差額であり、どこでこの不足が生じたか不明である。金額は僅少であるが基本財産及び基本金が不足しており修正すべきである。

債券明細

単位：円

債券名	券面額	取得価額	差額
利付国債	57,000,000	57,000,000	0
利付国債	50,000,000	49,880,000	120,000
利付国債	20,000,000	19,998,000	2,000
新東京国際空港債	200,000,000	199,478,000	522,000
特別道路債	80,000,000	79,722,400	277,600
計	407,000,000	406,078,400	921,600
積残し普通預金			915,400
差額			6,200

2. 基本財産の管理について

寄附行為第7条第2項では、基本財産の管理について「基本財産のうち現金は郵便官署若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。」としている。

平成18年3月31日の財産目録には普通預金、定期預金、公社公団債、利付国債の合計で542、244、186円が記載されているが以下の問題がある。

単位：円

預託先	預託金額	種別	利率	預託期間
佐賀銀行	49,880,000	利付国債	1.50%	H16.10.20 ~ H26.9.20
	57,000,000	利付国債	1.10%	H14.7.22 ~ H23.3.21
	19,998,000	利付国債	0.30%	H14.9.26 ~ H19.9.20
	3,300,000	定期預金	0.02%	H17.4.14 ~ H18.4.14
	915,400	普通預金		

佐賀共栄銀行	50,000,000	定期預金	0.60%	H13.3.28 ~ H18.3.28
佐賀信用金庫	30,000,000	定期預金	0.60%	H13.3.28 ~ H18.3.28
	16,950,386	定期預金	0.50%	H13.3.30 ~ H18.3.30
佐賀県信用農業協同組合連合会	25,000,000	定期預金	0.42%	H13.3.28 ~ H18.3.28
中央三井信託銀行	10,000,000	定期預金	0.42%	H17.9.22 ~ H18.9.22
新光証券	199,478,000	成田国際空港債	1.50%	H13.3.29 ~ H23.3.29
野村証券	79,722,400	道路債	1.50%	H13.3.29 ~ H23.3.29
合計	542,244,186			

印は平成18年度4月以降に、国債に乗り換えられている。

上記の表を見ると、印が付されている定期預金の預入日（平成13年3月28日）の翌日に、運用利率が倍以上も高い公社債が購入されている。

大口定期預金は定期預金の中では金利面でやや有利であるが、基本財産の取崩しは原則として考えられず、この時点で預託期間を迎えた全ての基本財産を利付国債や公社債の10年物に振り向け、基本財産運用益を上げるべきであった。

基本財産の運用については、寄附行為第7条第1項により理事会の議決を経て理事長が定めた「さが緑の基金資産運用規定」に基づき、資産運用責任者である常務理事が理事長の決済を受けて運用しているが、証券会社及び金融機関から定期的に利率等の情報を入手し、より有利な運用に努めるべきである。

3. 募金用貯蔵品のクオカード等が資産に計上されていない

職場募金に当たりクオカード、図書カード等が使用されるが、それらの貯蔵品の棚卸が決算書に資産として計上されていない。平成17年度末で629,370円あった。特別会計の貸借対照表には固定資産や流動負債が計上されており、クオカード等のみ未計上とされるべきではない。次年度に使用することができる資産については、漏れなく資産として計上し適切に管理すべきである。

4. 人件費・管理費の一般会計と特別会計の配分について

寄附行為第9条第1項は、この法人の経費は、運用財産を持って支弁

すると規定している。従って通常緑の基金を運営する上で必要となる人件費、通信費、水道光熱費、賃借料、保険料、租税公課等は一般会計から支出されるべきである。

然るに、事務局長、事務員の給料が上期分（４月から９月まで）は特別会計、下期分は一般会計で計上されている。又パートの人件費も１２月までは特別会計で計上し１月から３月は一般会計で計上されている。一般会計の管理費は毎月末の預金・債券の残高証明書発行手数料と１０月以降の旅費、振込料、書籍代の一部等少額が計上されている。基本的に一般会計と特別会計の費用配分に確たる基準が示されているわけではない。予算作成時に一般会計の収支と特別会計の収支を見ながら予算配分されている。

緑の基金の運営費用については、一般会計で負担すべきであり、特別会計に計上される事業項目に関連して発生する費用は特別会計の負担とすべきである。

監査意見

１．緑化活動の成果の把握について

緑の基金が昭和６３年１１月に設立されから平成１８年１１月現在に至るまでの約１８年間に行った助成金、交付金が、所期の目的を達成しているかどうかの検証についてはなされていない。

緑の基金が実施している一つの検証方法としては、交付初年度に現地検査を行い、申請書に従って実際に植樹等なされているかを検証している。しかしながら、緑化活動自体はその成果が実証できるまでには長期間を要すると考える。さらに緑化ボランティアの育成事業のうち、緑の少年団育成事業は、毎年７，０００千円以上の事業費を注ぎ込んでいる。森林に対する正しい知識の取得と実践活動にどの程度の効果が出ているのか、成果測定の尺度を定めて、定期的に成果の検証をすべきだと考える。測定尺度としては、植林本数 植樹後の定期的な補植、間伐、下草刈などの管理状況 県の森林づくり計画との整合性 ボランティア活動者数 アンケート等による緑化意識調査等いろいろ考えられる。業績評価の指標として有効なものを選択し、継続的な追跡調査とその結果を受けてその後の事業計画の策定に結び付けるべきである。

2 . 広報活動について

緑の基金に関する広報活動が不十分である。現在のホームページは県庁のホームページとリンクされておらず、今の内容では県民に対する緑の基金事業の開示としては十分といえない。

ホームページを充実して、県庁のホームページともリンクするなど緑の基金の活動状況や緑の普及啓発、佐賀県の森林づくりの方向などを開示し、緑に対する県民の意識の高揚に寄与すべきだと考える。

3 . 理事・監事及び運営協議会委員の選出規定について

寄附行為第17条第1項には、理事及び監事は、運営協議会において選任するとある。同じく第31条第2項には、運営協議会委員は、県、市町村及び農林、経済関係等の団体を代表する者、森林整備等に関する学識経験を有する者等のうちから理事会で選出し、知事の認可を受けて、理事長がこれを委嘱するとある。堂々巡りをするような規定になっており、実態に合うよう改正すべきである。

4 . 理事会の開催について

定例理事会の開催は、年2回開催されている。

緑の基金の予算規模は年々減少傾向に有るとはいえ、一般会計と特別会計の合計では約90,000千円あり、決して小さい規模ではない。森林が持つ環境面での役割、水資源の涵養、県土の保全などは、県民生活に密着した重要なものである。然るに定例理事会の議事録を見ると、極めて形式的に運営されており、森林づくりの行政活動の一翼を担っていることの認識が感じ取れない。緑の基金の収支計算書からは、過去5年間の支出状況を見ても、年々金額は小さくなってきているが何処にどの様な工夫を凝らして運営されているのか、県の森林づくりとの整合性が取れているのか見て取れない。如何に理事監事が無給の役員であるからといっても、余りに形式的になっているのではないだろうか。議論を深め効果のある運営に努力すべきだと考える。

また運営協議会は、専門的知識を有する委員で構成されているので、緑の基金の活動方針決定にあたり意見を求めることも必要と考える。

第4．財団法人佐賀県国際交流協会の財務事務の執行について

財団法人佐賀県国際交流協会の概要

1．財団法人佐賀県国際交流協会の目的

佐賀県国際交流協会（以下本協会という）の目的は、佐賀県の国際化の推進を図るため、佐賀県の特性を生かし、県民及び県内の各種交流団体等と協力して、県民総参加の国際交流を展開することにより、県民の国際認識と理解を深めるとともに、世界各国との交流を促進し、もって世界に開かれた佐賀づくりに寄与することで、寄附行為では以下の事業を行うことになっている。

事 業

- 1．各種交流団体間の連絡調整に関する事
- 2．国際交流事業に関する情報の収集及び提供に関する事
- 3．国際理解啓発に関する事
- 4．海外移住に関する事
- 5．国際交流事業に関する事
- 6．国際協力の推進に関する事
- 7．県内在住留学生の支援に関する事
- 8．その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2．沿 革

佐賀県が21世紀にさらに飛躍、発展していくためには、国際化の流れに対応できる地域づくりを進めていくことが重要となった。佐賀県は、平成元年9月に「佐賀県国際交流推進大綱」を策定し、地域レベルの国際交流を推進してきた。

この様な県の施策をうけて、本協会は、平成2年2月7日に設立された。

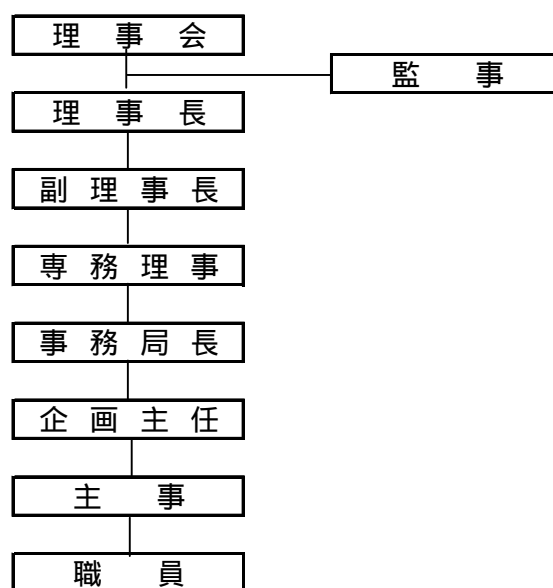
平成18年3月31日現在の出捐金の状況は以下のとおりである。

出 捐 元	金 額
佐 賀 県	300,000,000 円
市 町 村	100,000,000
民 間	11,480,838
合 計	411,480,838

本協会の所在地

佐賀市城内1丁目1番59号 佐賀県庁 新行政棟1階

3. 組織図



寄附行為に定める役員の定数及び報酬

理事 20名以上30名以内

うち、理事長1名、副理事長3名、専務理事1名、
常務理事1名

監事 2人

理事、監事は理事会で選任する。(寄附行為第17条)

理事、監事は、無給。但し、常勤役員は有給とすることができる。

(寄附行為第21条)

通常理事会は、年2回開催。

平成18年6月末現在の役職員数

理事長 1名、副理事長 3名、専務理事(事務局長を兼務) 1名

理事 19名

監事 2名

職員数

企画主任 1名、主事 4名、嘱託 1名、日々雇用 1名

4 . 基本財産の管理運用

基本財産は現在、預金と債券で運用されているが、銀行のペイオフ施行、ゼロ金利政策等に伴い、安全性・金利の有利性等を勘案し、運用したものである。

基本財産の方針・運用方法の決定については、寄附行為第7条に基づき、理事会の決議を経て、理事長が決裁している。

単位：円

証券名	運用金額	表面利率	運用期間
		実質利率	
利付国債	150,000,000	0.500%	H14.3.20 ~ H18.12.20
		0.523%	
利付国債	129,000,000	0.300%	H15.8.25 ~ H20.6.20
		0.325%	
公営企業 金融公庫	100,000,000	1.500%	H14.3.20 ~ H24.3.19
		1.545%	
北海道債	32,400,000	0.600%	H17.1.28 ~ H22.1.28
		0.6619%	
佐賀銀行	80,838	0.030%	H15.12.11 ~
合計	411,480,838		

印： 基本財産の債券等への運用残を定期預金で運用している。

本協会では、割引発行（券面金額より購入金額が低いもの）されている債券の券面金額と購入金額の差額は、債券を取得した年度で償還差益を基本財産利息収入として計上している。

5 . 佐賀県国際化推進ビジョンについて

佐賀県は、平成元年9月佐賀県国際交流推進大綱を策定し、地域レベルの国際交流を推進してきた。県内の外国人の増加、県内企業の海外活動の活発化、国際交流から国際協力へという流れへと変化が生じてきた。

このような国際環境及び社会経済情勢の変化に的確に対応し、佐賀県の国際交流・協力を推進していくための指針として、佐賀県国際化推進ビジョンを策定した。このビジョンは、世界に開かれた佐賀づくりを基本目標に、平成13年度から10年間の計画で具体的な施策へと展開されている。具体的なビジョンは次のとおりである。

佐賀県国際化推進ビジョン

ビジョン策定の背景

グローバル化の進展と相互依存の深まり
 地球的規模の解決に向けた国際協調の必要性
 成長するアジアとの連携
 国際社会におけるNGOの役割増大

基本 目標

基本方向の重点目標

主な新規施策等

世界に開かれた佐賀づくり

国際交流の推進

アジア地域との交流の推進
 世界諸地域との交流の推進
 各分野における多彩な交流
 産業交流による地域の活性化

日韓交流センターの設置

日韓交流史理解促進事業
 8 縣市道共通のホームページ作成
 アジア女性会議の創設
 スポーツ国際交流員・芸術交流員の受入
 モンゴルなど新たな地域との交流促進
 外国人観光客の誘致促進

国際化推進のための環境づくり

国際性豊かな人材の育成
 民間・住民レベルの交流の推進
 外国人が暮らしやすい地域づくり
 国際化を支える基盤の整備

ITを活用した海外の学校との交流の促進

国際交流ボランティアの育成
 国際交流センター（仮称）の設置検討
 Eメールによる在住外国人への情報提供
 民間団体ネットワーク会議の創設
 青少年、女性の海外派遣研修

国際協力の推進

佐賀の特色を生かした国際協力の推進
 NGOとの連携
 留学生に対する支援・受入体制の充実

技術研修員の受入

JICAとの連携による人材の派遣
 留学生に対する支援の拡充
 NGOと県の人材交流の促進
 国際協力を支援する拠点の整備
 国際協力交流員の活用

推進主体

県民、民間交流団体
 佐賀県国際交流協会
 教育・研究機関
 企業・経済団体
 市町村、県

計画期間

平成13年度から平成22年度まで

6. 事業運営について

佐賀県国際化推進ビジョンの推進主体の一つとして、本協会は、下記

のような事業を行ってきた。事業は大きく国際理解・啓発事業、国際交流・協力促進事業、在住外国人等支援事業及び受託事業に区分されている。

国際理解・啓発事業

(1) 国際交流団体等連絡調整事業

県内国際交流団体等ネットワーク事業

民間国際交流団体の集い

県内国際交流団体等が相互の連携を図り、相互支援体制作りを促進するための情報交換・意見交換を行うことを目的として県内5地区で会議を実施。

国際交流・協力セミナー

地域におけるNGOの活動、本協会及びボランティアのネットワークづくりのアドバイス、活動事例の紹介など協力体制づくりに参考になる内容の講座を開催。

(2) 情報収集提供事業

県内で行われる国際交流イベントや国際交流・協力に関する情報を収集し、報道機関、県の広報誌及び本協会・県国際課の情報誌等で県民に紹介。

国際交流・協力情報誌「Hello SAGA」の発行

県・本協会及び県内の民間国際交流団体等のイベントなど各種国際交流・協力に関する情報の提供を県国際課と共同で行っている。1800部を年6回発行。配賦先は本協会賛助会員、各市町村、図書館、公民館、国際交流団体等。

国際交流協会年報の作成

平成16年度事業を記載した年報を1200部作成し市町村、大学、図書館やイベント時に参加者等に配布し、本協会事業のPR・県民の国際理解の資料として活用。

情報収集・提供高度化事業

インターネットとEメールを利用して情報の収集・提供を行うとともに、日本語版・英語版・中国語版・韓国語版のHPを開設して情報の発信。

国際交流プラザ管理事業

県庁新行政棟1階にワールドプラザを設置し、外国の新聞、雑誌、国際交流に関する書籍、ビデオ、民族衣装等を備え、国際交流に関する情報を来庁者に提供。

インターネット公開端末を設置し国内外のインターネット情

報環境を整備し、利用者の英語・中国語・韓国語での情報収集に活用。

(3) 国際理解啓発事業

国際理解講師派遣事業

国際理解を深めるための講座を実施する学校、公民館、団体、PTA 等の依頼に応じて、国際交流員、留学生、県内在住外国人を講師として派遣。

(4) 県民国際化促進事業

「さが国際交流・協力フェスタ」開催

国際交流・協力に関する県民の理解を深め、交流を促進することを目的として、県内の民間国際交流団体との協働で各種イベントやセミナーを開催。

交流・協力推進研修（スタディツアー）

県民の国際協力に対する理解を深めるとともに、国際協力ボランティアの育成を目的として、ミャンマーを訪問し現地住民との交流・交歓や現地 N G O や J I C A の協力活動現場等を視察。

国際交流・協力促進事業

(1) 国際交流活動推進事業

外国人との交流促進事業

在住外国人と県民が身近に交流できる事業を実施し、お互いの理解と日常的な親交のきっかけづくり。

さが国際ユースフォーラム in 波戸岬

県内在住の諸外国出身の青年と日本の青年を対象にレクリエーションや意見交換などを実施し、お互いの友好親善と国際理解を深めた。

スポーツデイ

軽スポーツ（バトミントン、ミニバレー等）を通じ、県民と在住外国人との交流。

国際交流団体事業助成事業

国際交流団体事業助成事業

県内の民間団体が行った国際交流・協力事業の活性化を図るため、事業経費の一部を助成金として交付した。補助割合は対象事業経費の 1/2 で 10 万円を限度。

県民草の根協力事業費補助

民間国際交流団体等が行う開発途上国への支援物資輸送につ

いて、その輸送に要する経費の一部を助成。補助割合は対象事業経費の1/2で15万円を限度。

在住外国人等支援事業

(1) 日常生活支援事業

日本語会話教室開催

在住外国人向けに日本語会話教室を、日本語支援団体ボランティア団体「日本語ネットワーク佐賀」に委託し開催。日常生活で使う初歩的な日本語の指導を4クラスに分けて実施。内1クラスは子供クラス。

日本語スピーチコンテスト

在住外国人の日本語学習の成果を広く公表し、一層の向上を励ますために、佐賀日中学院・佐賀新聞社と共同で開催した。

在住外国人生活支援事業

在住外国人のさまざまな相談に対処するため、国際交流プラザ内に相談コーナーを設置し、専任の生活相談員が対応。法律問題については、月1回法律相談を実施。さらに医療、福祉、出入国問題等多岐にわたる相談に対応するため関係機関（本協会他27機関）を構成員とする「外国人生活支援ネットワーク会議」を平成17年7月5日に開催。相談件数240件。

外国語テレホンサービス

英語による協会事業及び県内イベント等の情報提供。

在住外国人との懇談会

鳥栖地区の在住外国人の方や支援団体、外国人に係わる行政相談専門家及びボランティアの方との意見交換や個別相談等を実施。

(2) 国際交流ボランティア登録事業

国際交流ボランティア登録

事業協力、歴史文化紹介、ホストファミリー、留学生等里親、ことばの5分野でボランティア登録を行い、各種イベント、日本語指導や外国人受入等で協力を受けた。また、登録者の活動を支援するために研修会も実施している。

国際交流ボランティア研修会

日本語支援ボランティア養成講座

在住外国人への日本語指導に当たるボランティアの養成と実践能力向上を目的として開催。

全体研修会「気づきをかたちに」

異文化を理解し、自分自身の思い込みなどに気づき今後のボランティア活動に役立つ内容の研修会を実施。

国際協力・貢献ボランティア研修会「世界がグリーンと近くなる」
在住外国人の現状や課題、国際協力NPO・NGO・JICAなどの海外協力活動等さまざまな視点で国際貢献を学ぶ研修会を開催。

ボランティアによる生活情報・地域情報の収集提供

在住外国人に、日常生活に必要な情報をボランティアの協力により提供した。

情報誌 : 「ねっとわーく さが」の作成・発行

言語 : 英語・中国語・韓国語のそれぞれに日本語併記

回数 : 年4回発行

県からの受託事業

(1) 海外技術研修員受入事業

佐賀県で受入れた、平成17年度海外技術研修員に対し、平成17年6月から平成17年12月まで、旅費、滞在費等の支給及び日常生活支援を行った。

(2) 自治体職員協力交流事業

アジア諸国(韓国全羅南道及び中国遼寧省)の地方自治体の職員各1名を受入平成17年4月から平成18年3月まで、本県の自治体運営のノウハウ・技術習得の支援をした。

(3) 留学生奨学金給付事業

佐賀県内の大学で学ぶ私費留学生(30名)に対し、奨学金月額2万円を1年間支給した。アジア諸国の人材育成に寄与することが出来た。

7. 財政状態及び収支状況について

過去5年間の貸借対照表と収支計算書は次のとおりである。

貸借対照表は、以下のとおり。

(単位：千円)

	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
資産の部					
1. 流動資産					
普通預金	1,524	1,459	6,853	4,774	3,787
公社債投資信託	9,333	3,002			
未収金	14	979	3	322	87
流動資産合計	10,871	5,440	6,856	5,096	3,874
2. 固定資産					
基本財産					
投資有価証券	282,400	282,400	411,400	411,400	411,400
普通預金	128,581	129,081			
定期預金			81	81	81
基本財産計	410,981	411,481	411,481	411,481	411,481
資産合計	421,852	416,921	418,337	416,577	415,355
負債の部					
1. 流動負債					
未払金	8,012	2,848	4,312	2,221	581
預り金	481	313	259	213	236
流動負債合計	8,493	3,161	4,571	2,434	817
2. 固定負債					
退職給与引当金	160	190	250	250	250
固定負債合計	160	190	250	250	250
負債合計	8,653	3,351	4,821	2,684	1,067
正味財産の部					
正味財産	413,198	413,569	413,516	413,893	414,287
(内基本金)	410,981	411,481	411,481	411,481	411,481
(内正味財産増加額)	2,217	371	54	378	394
負債・正味財産合計	421,852	416,921	418,337	416,577	415,355

平成13、14年度は、ペイオフに伴う基本財産の元本保証の問題があり、定期性預金の利率も低かったので普通預金で運用した。平成15年度以降は、元本保証の国債、公社債等で運用している。

収支計算書は以下のとおり。

(単位：千円)

	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
収入の部					
基本財産運用収入	2,891	2,294	2,528	2,957	2,861
補助金収入	32,468	32,163	31,259	33,445	30,891
基本財産収入		500	0	0	0
寄付金収入	0	0	0	0	0
会費収入	582	688	628	630	631
雑収入	391	421	477	541	531
受託事業収入	81,623	63,164	51,495	32,188	19,171
繰越金収入	2,080	2,257	2,168	2,115	2,493
収入合計	120,035	101,487	88,556	71,875	56,578
支出の部					
管理費	22,644	20,832	18,566	18,991	19,110
人件費	21,374	19,554	17,022	17,323	17,537
事務費	1,269	1,277	1,544	1,669	1,573
事業費	13,511	14,823	16,380	18,204	15,410
国際理解啓発事業	8,697	9,025	10,226	11,102	9,581
国際交流協力促進事業	2,337	795	677	859	925
在住外国人等支援事業	2,477	5,003	5,478	6,243	4,904
受託事業	81,623	63,164	51,495	32,188	19,171
特定預金支出	0	500	0	0	0
支出合計	117,778	99,318	86,441	69,383	53,691
次年度繰越金	2,257	2,168	2,115	2,493	2,887

日銀の低金利政策で、基本財産を運用している利付債券の利率も大幅に低下し続け、事務費に少し余る程度の運用収入しか得られていない。

8. 監査の方法

(1) 監査の要点

- 会計処理の適正性
- 計算書類の表示の適正性
- 人件費など管理費・事業費等の支出の適正性
- 基本財産の管理の適正性
- 財団事業が有効に機能しているか

(2) 主な監査手続

会計帳簿等を調査し、財団の財務書類が法令及び規則等に準拠して作成されているかの検証

収入及び支出行為の管理が適切になされているかの検証

人件費他の支出手続きが適正になされているかについて、支出すべき原因、支出の事実、支出手続き、証憑書類等を照合し妥当性の検証

過去 5 年間の収支実績の分析

基本財産についての管理・運用についての証憑突合、ヒアリング

各個別事業の内容についてのヒアリング

理事会議事録の閲覧

監査結果

1. 退職給与引当金について

退職給与引当金は、「退職引当要綱」規定により、一人あたり年20千円を積み立て、勤続5年まで(100千円)を上限としている。

この要綱に従えば、平成17年度の残高は3人(一人は勤続7年、2人は3年)で合計残高220千円となる。退職給与引当金が、30千円過大計上となっている。

これについては、平成15年度において監査委員監査の折にも指摘されているものの、個人毎の退職給与要支給額の集計額が退職給与引当金の残高になるべきだとの認識が十分でなかった為、年度毎の退職給与要支給額の発生額を前年度の退職給与引当金残高に加算してきた結果、過大が生じているものと考えられる。

個人別の内訳管理表を作成して、毎期末残高の確認を行う必要がある。なお今後は、退職給与引当金残高推移表を作成して、残高管理を行うことに改めることにした。

監査意見

1. 事業内容について

事業費約15百万円で、約20テーマの事業を実施している。事業内容は殆ど毎年同様の継続である。しかし、本協会の事業が継続して行われているにも拘らず、県民のどれほどが本協会の活動内容を知っているのか疑問である。限られた予算のなかで総花的に事業を行うのではなく、メリハリの利いた企画を実施し、まず本協会の存在や活動内容等を広く知らしめるべきであると考ええる。

一例として福岡市で実施しているような「アジアマンス」事業は、9月一月をかけた行われ、演劇、芸能、映画、舞踊等、食のスタンプラリー、文化賞の贈呈など多彩な催し物が組み込まれている。

佐賀県でこの様なものがないものか考えてみると、まず頭に浮かぶのはバルーンフェスタである。これほどまでに多くの人を集めるイベントは、有田陶器市を除いて佐賀県には無い。しかも海外からは招待選手まで来ている。バルーンフェスタ期間を通じて、国際交流イベントを昼夜組み込み、バルーンの招待選手には参加を要請するなどして、まずは本

協会自体のPRと大学や他の国際交流団体にも参加を呼びかけ国際交流事業ができないか佐賀市などと協議してみてもどうか。吉野ヶ里公園をメインとして、周辺市町村と連携した交流等も考えられよう。本協会の目的に、「県民及び県内の各種交流団体等と協力して、県民総参加の国際交流を展開することにより、……」とあるように、一定の期間をとおして各種交流団体等が協力しながら連続した企画をしてみると、県民にも分かりやすい、目に触れやすいものができるのではないだろうか。既に開催されている1日だけの行事では、参加人員から見てもその効果が十分に発揮されているのか解らないものもある。限られた予算の中で行うためにも、もう一工夫ほしいと考える。

2. 個別事業について

国際理解啓発事業について

一番大きな事業として「さが国際交流・協力フェスタ」がある。佐賀市のアバンセで一日実施されているが、参加団体23団体、参加者は3,205名(延べ)である。佐賀県の人口86万人、佐賀市20万人の人口から考えれば少ないと思われるが、1日だけでしかも限られた時間の中での開催だけにこれ以上の参加を望むのは出来ないのかもしれない。

平成14年度までは、「アジア空間Saga」として県内各地で約1ヶ月の間に事業を行ってきたが、参加団体や予算に限りがある中で、実施期日や開催場所が分散し、集客力に欠けるとの反省から現在の開催形態がとられているとのことである。

もう少し日数をかけるなり、夫々の団体が開催時間をずらして行うこと等が出来れば、さらに参加しやすいものになるのではないだろうか。来場者に、開催時期、開催場所、開催時間等アンケートをとるなどして少しでも来場者を増やし、よりよい国際交流ができるよう何らかの方策を考えて欲しいと考える。

スタディツアーについて

毎年、国際協力に対する理解、国際協力ボランティアの育成を目的としてアジア各地を視察している。平成17年度は、訪問地がミャンマーで軍事政権下の視察であったため民泊や長期滞在が難しく、民間国際交流団体との調整の結果、視察に重点が置かれた日程となったとのことである。その為スケジュール表によれば視察は、時間単位での移動訪問であった。

このツアーの目的である国際協力ボランティアを育成するためには重点的に滞在する所も作り現地ボランティアとともにその活動をすべきはなかろうか。その経験こそがなにものにも代えがたい財産になるはずである。

訪問地の決定に当たっては、参加者の安全確保が第1に優先されるべきであり、かつボランティア交流の機会が得やすい先なり、時期を選んで欲しいと考える。

国際交流・協力促進事業について

外国人青年と日本人青年との交流推進事業として平成17年度は、さが国際ユースフォーラム in 波戸岬やスポーツ交流を行っている。

国際ユースフォーラム in 波戸岬は2日間で開催され、参加者は外国人15名県民12名であったが、参加者の声は体験なくして国際交流は出来ない、日本人と初めて心を開いて話すことが出来た、今後もこのような企画があれば参加したい、普段の生活では聞けない意見が学べたなど好評であったと思います。このようなユースフォーラムは手軽に公民館などを使っても何かの作業、出来ればボランティア作業でも行った後、自分たちが作った食事などをしながら交流も出来るのではないだろうか。次回からは、ユースフォーラムに参加した人たちに企画してもらい、手作りの交流を継続して行うことが重要ではないだろうか。

また、参加をした人たちから本協会のホームページに投稿していただき、体験や感動を分かち合えるものがあればホームページの面白さが増すのではないだろうか。

本協会は、国際交流の場を作る火種の役割に徹すべきではないだろうか。火種が出来ればそれからの活動はその団体に任せ、新たな火種作りに移り、火種をたくさん作り出すことに徹し国際交流の場を数多く準備すべきであると考えます。

在住外国人支援事業について

在住外国人支援事業として日本語会話教室と日本語スピーチコンテストを実施している。日本語会話教室は年間120名の参加があるが日本語スピーチコンテストは参加者10名である。コンテストの時間的な制約が有るかもしれないが、コンテストへの参加が増えるような努力が望ましいと思う。会話教室で習った日本語で意見発表をするのは、大変な努力が要ることは理解できるが、日本での生活が続く在住外国人の方にとっては、日本語で十分な意思疎通が出来てこそ日本での豊かな生活や

研究も進むと考える。日本語支援団体の方々に更なる努力を望みます。

3 . 基本財産の運用について

県からの受託事業費を除けば、本協会の運営費は管理費 1 9 百万、事業費 1 5 百万である。基本財産運用収入は、管理費の約 1 / 6 にも満たない。

基本財産運用収入は、平成 1 7 年度は 2 , 8 6 1 千円であり基本財産 4 1 1 , 4 8 0 千円に対して利回り 0 . 7 % 程度である。少しでも努力して本協会の運営資金を確保すべきだと考える。

県からの補助金の増額が財政的に困難であれば、本協会自身が収入を確保する方法を探すことも重要である。例えばホームページ上で広告募集や、各種イベントでの収入確保を検討することも必要であると考えます。

第5．財団法人佐賀県救急医療財団の財務事務の執行について

財団法人佐賀県救急医療財団の概要

1．財団法人佐賀県救急医療財団の目的

佐賀県救急医療財団（以下医療財団という）の目的は、佐賀県における救急医療体制の円滑な運用を図り、もって県民の保健衛生の増進に寄与することで、寄附行為では以下の事業を行うことになっている。

事業

- 1．救急医療情報システム受託運営事業
- 2．救急医療に関する啓発事業
- 3．救急医療に関する協議組織運営事業
- 4．その他前条の目的を達成するために必要な事業

2．沿革

佐賀県の救急医療体制の円滑な運用を期するため、県、市町村、医療機関が出捐し、昭和57年2月18日に設立された。

平成4年より、佐賀県医師会メディカルセンターに事務局をおいていたが、救急医療情報システムのインターネット化及び同システムの災害時情報収集・発信機能が追加され、県医務課との連携強化が必要となったので、平成18年4月1日以降事務局を佐賀県庁医務課内に移した。

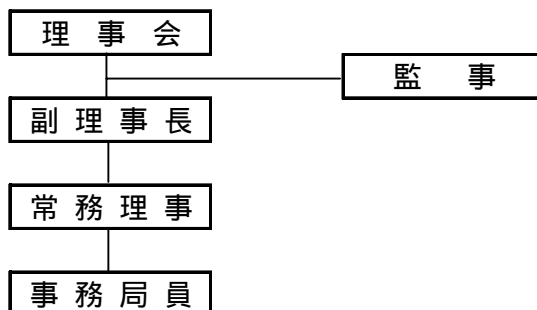
平成18年3月31日現在の出捐金の状況は以下のとおりである。

出捐金元	金額
佐賀県	2,000,000円
市町村	1,500,000
医療機関	1,500,000
合計	5,000,000

医療財団の所在地（平成18年4月1日より）

佐賀市城内1丁目1番59号 佐賀県庁 新行政棟1階

3 . 組織図



寄附行為に定める役員の定足数及び報酬

理 事 8名以上10名以内

うち、理事長1名、副理事長2名、常務理事1名、

監 事 2人

理事、監事は理事会で選出する。(寄附行為第15条)

理事、監事は、無給。但し、常勤役員は有給とすることができる。

(寄附行為第23条)

通常理事会は、年2回開催。

平成18年6月末現在の役職員数

理事長 1名、副理事長 2名、常務理事(事務局長を兼務) 1名

理 事 4名

監 事 2名

職員数 1名

4 . 基本財産の管理運用

基本財産は現在、定期預金で運用されている。

基本財産の方針・運用方法の決定については、寄附行為第8条に基づき、理事会の決議を経て、理事長が決裁している。

5 . 医療財団の運営と救急医療協議会との連携

佐賀県救急医療協議会(以下協議会という)は、県内101の医療機関で構成され、平成14年10月29日に設立された。会長には佐賀県知事、副会長には県医師会長・県市長会長、理事は県歯科医師会長・県

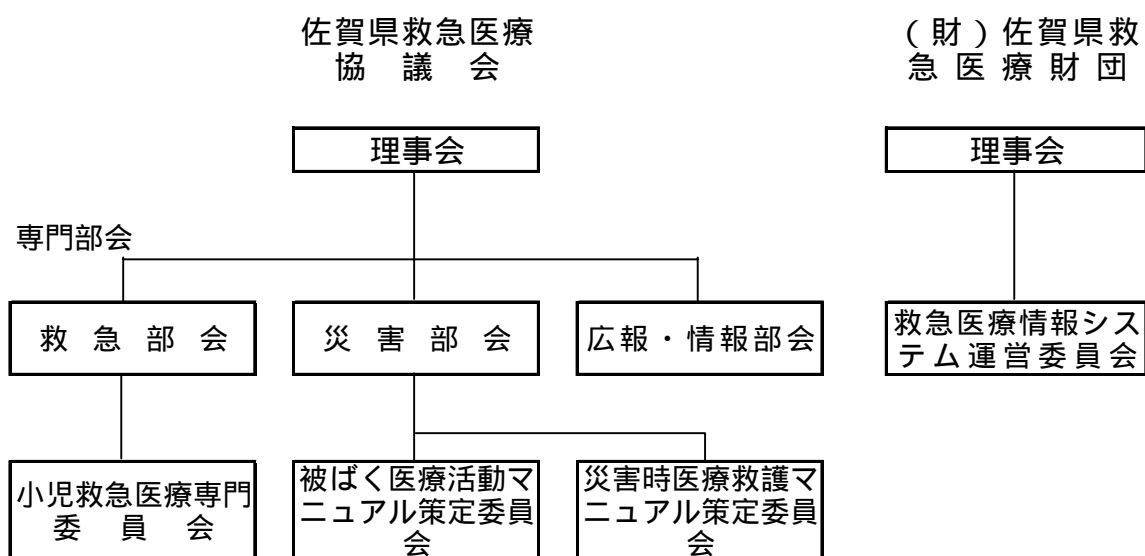
消防長会長・県薬剤師会長・佐賀大学付属病院長・好生館長・県警本部長・県健康福祉本部長・各地区協議会長・各専門部会長、監事は県町村会長・県歯科医師会監事が就任している。

広報・情報部会は、部会長に県医務課長、副部会長に佐賀市担当課長、構成機関は県医師会・県歯科医師会・好生館・佐賀大学付属病院・県市長会・県町村会・県消防庁会・県消防防災課・各地区協議会となっている。

医療財団は、理事長に県健康福祉本部長、副理事長に県医師会長・県市長会長、常務理事に県健康福祉副本部長、理事に、県医師会常任理事・県消防長会長、監事に県町村会長・県医師会常任理事が就任している。

医療財団の救急医療情報システム運営委員会は、委員長に県医務課長、委員に佐賀大学付属病院・独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター・好生館・県医師会常任理事・県市長会・県町村会・県消防長会・県消防防災課で構成されている。

これらの2組織は、構成員も重複しているが業務運営も相互に関連している。



医療財団は、情報システム運営事業、協議会の事務局としての事業として小児救急医療総合対策事業及び救急医療協議組織運営事業を行っている。

情報システム運営事業は、佐賀県医療機関情報・救急医療情報システムの運営である。県内の病院・診療所、消防機関などをインターネットで結び、救急医療や医療機関の情報を県民にお知らせするとともに、医療機関相互の連携に活用することである。インターネット上では99さ

がネットの愛称でホームページを開設している。内容としては今診療できる救急医療機関、地域の医療機関や歯科医療機関また所在地や診療科、その他の様々な項目から医療機関を検索可能となっている。現在の財団の主要な業務はこの99さがネットの運営である。

99さがネットの運営は次のようになっている。

救急医療情報センターの運営実績

県民の利用件数推移（平成15年度より実施）

		ホームページアクセス	今、診療できる救急病院等を探す	休日夜間急患センター	在宅当番医を探す	診療時間で探す	その他	利用件数合計
H15年度	インターネット	84,357	17,621	1,708	2,164	6,569	7,499	35,561
	携帯電話	0	1,669	778	660	440	3,069	6,616
	合計	84,357	19,290	2,486	2,824	7,009	10,568	42,177
H16年度	インターネット	228,919	22,185	2,807	3,094	7,997	10,053	46,136
	携帯電話	5,343	1,687	810	569	425	1,098	4,589
	合計	234,262	23,872	3,617	3,663	8,422	11,151	50,725
H16年度	インターネット	214,495	17,312	3,128	3,583	6,638	15,110	45,771
	携帯電話	8,552	3,467	1,435	1,213	1,015	2,468	9,598
	合計	223,047	20,779	4,563	4,796	7,653	17,578	55,369

診療科別アクセス件数（平成17年度）

診療科	救急診療科	その他内科	消化器科	循環器科	小児科	その他外科	整形外科	眼科	耳鼻咽喉科	その他	合計
件数	827	1,447	1,247	1,190	2,007	1,236	1,292	700	708	1,759	12,413

関係者向けメニューページログイン・利用件数（平成17年度）

媒体	ログイン数	メニュー利用件数									
		（応需情報モニター一般診療科目）	応需情報照会	（応需情報照会）よく使う検索	応需情報詳細	地区検索	キーワード検索	お知らせ	医療機関情報詳細	その他	合計
消防本部	5,117	153	316	6,919	3,792	53	5	179	76	326	11,819
医療機関	31,448	451	56	7	99	221	675	459	1,163	553	3,684
その他の機関	3,706	56	48	3	69	46	39	241	171	815	1,488
合計	40,271	660	420	6,929	3,960	320	719	879	1,410	1,694	16,991

6. 財政状態及び収支状況について

過去5年間の貸借対照表と収支計算書は次のとおりである。

貸借対照表

単位：千円

	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
資産の部					
流動資産					
普通預金	7,501	10,705	9,758	12,723	13,174
未払収金	3	2	2	2	0
未払金	0	0	0	82	82
流動資産合計	7,504	10,707	9,760	12,807	13,256
固定資産					
基本財産					
定期預金	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
その他の固定資産					
構築物	2,512	2,512	2,480	2,480	344
固定資産合計	7,512	7,512	7,480	7,480	5,344
資産合計	15,016	18,219	17,240	20,287	18,600

負債の部					
流動負債					
未払り	7,391	10,589	9,663	12,702	13,152
流動負債合計	68	71	48	54	54
	7,459	10,660	9,711	12,756	13,206
正味財産の部					
正味財産					
基本構築	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
剰余	2,512	2,512	2,480	2,480	344
次期繰越収支差額	45	47	49	50	51
正味財産合計	7,557	7,559	7,529	7,530	5,395
負債・正味財産合計	15,016	18,219	17,240	20,286	18,600

収支計算書

単位：千円

	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
収入の部					
事業収入	69,840	70,799	68,192	72,653	73,931
負担金	0	0	600	600	600
財産運用収入	3	2	2	1	0
その他財産運用収入	7	0	0	0	0
前期繰越差額	44	45	47	49	50
収入合計	69,894	70,846	68,841	73,303	74,581
	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
支出の部					
情報システム運営事業	68,288	64,427	61,319	60,176	59,535
給料諸手当	3,010	2,758	2,874	2,892	2,614
賃金	1,556	1,614	1,505	1,488	1,599
法定福利費	573	592	578	587	584
報償費	0	126	54	54	51
旅費	71	22	28	16	21
需用費	586	257	404	47	192
役員費	54,860	53,126	51,679	51,623	51,048
使用料及び賃借料	5,697	5,677	3,192	3,218	3,179
備品費	1,678	0	483	0	0
工事費	0	0	271	0	0
消費税	257	255	251	251	247

協議組織運営費	0	5,930	6,030	6,030	6,030
報償費	0	170	183	185	50
旅費	0	11	18	160	226
需用費	0	1,375	1,378	565	61
役務費	0	1,733	1,734	2,390	2,550
使用料及び賃借料	0	11	87	100	66
負担金	0	300	300	300	400
委託料	0	2,321	2,321	2,321	2,674
消費税	0	9	9	9	3
小児救急医療総合対策事業	0	0	0	3,741	8,965
報償費	0	0	0	796	7,426
旅費	0	0	0	0	0
需用費	0	0	0	1,715	47
役務費	0	0	0	567	240
使用料及び賃借料	0	0	0	103	639
保険料	0	0	0	29	82
委託料	0	0	0	531	531
当期支出合計	68,288	70,357	67,349	69,947	74,530
当期収支差額	1,562	444	1,445	3,307	1
県へ返納金	1,561	442	1,443	3,306	0
次期繰越収支差額	45	47	49	50	51

貸借対照表の普通預金については毎年度増加しているが、ほぼ同額の未払金があるため医療財団の運営資金に余裕は無く、県からの委託料の余剰分を返還する必要があるが、厚生労働省の事務手続きが2年間遅れ常に2年分が未払いの状態にならざるを得ないとの説明である。

収支計算書については、事業収入は県・市町村の委託事業収入（救急医療情報システム運営事業委託料、救急医療協議会運営事業負担金）であり、負担金収入は県医師会及び県歯科医師会からの負担金収入である。

7 . 監査の方法

(1) 監査の要点

- 会計処理の適正性
- 計算書類の表示の適正性
- 人件費など管理費・事業費等の支出の適正性
- 基本財産の管理の適正性
- 財団事業が有効に機能しているか

(2) 主な監査手続

- 会計帳簿等を調査し、財団の財務書類が法令、条例及び規則等に準拠して作成されているかの検証
- 収入及び支出行為の管理が適切になされているかの検証
- 人件費他の支出手続きが適正になされているかについて、支出すべき原因、支出の事実、支出手続き、証憑書類等を照合し妥当性の検証
- 過去 5 年間の収支実績の分析
- 基本財産についての管理・運用についての証憑突合、ヒアリング
- 各個別事業の内容についてのヒアリング
- 理事会議事録の閲覧

監査結果

1 . 固定資産の管理について

(1) 固定資産の処分についての決裁記録が無い

平成 18 年 3 月 17 日における臨時理事会において、当該財団の事務局の運営を見直した結果、

事務所を佐賀県医師会メディカルセンター内から佐賀県庁医務課内へ移転する。

事務局職員を 2 名から 1 名とする。

事務決裁権限を、理事長（重要な案件）、常務理事（30 万円以上）事務局長（30 万円未満）となっていたものを、理事長（重要な案件）と常務理事（その他）の 2 名決裁とする。

ことが決裁されており、その決裁に基づく事務所移転に伴い、3 月末日をもって不要となった固定資産（無停電電源装置 1,677 千円及びコンピ

ユータ室消火設備 319 千円)の撤去工事を終了し、4月1日から7日にかけて備品(長机・椅子)の移転(一部廃棄 139 千円)を行っている。それら固定資産の廃棄処分(総額 2,136 千円)について決裁されたことを示す議事録又は決裁伺書の文書がないため、書面上は勝手に廃棄処理されていることになっている。

医療財団事務局管理規定第7条に、すべての事務処理は文書によるものとするあり、固定資産の処分については、重要な財産の場合は理事会決裁、その他の資産については下位責任者の決裁が必要であり伺い書を作成すべきである。

(2) 備品台帳の不備

従来から、財産目録及び貸借対照表上、その他の固定資産の「構築物」として計上されているが、その内容・管理状況を示すべく備品台帳は平成16年度までは作成されておらず、上記事務局移転に伴い、初めて平成17年度に作成された。しかしながら、会議用椅子の在庫数が実際数8脚(20脚のうち12脚は廃棄している)に対して、管理台帳上は4脚と記録され単純な差引計算相違があった。

備品台帳のチェック及び在庫数の確認を行うべきである。

(3) 計算書類上の表示

従来から、財産目録及び貸借対照表上、その他の固定資産の「構築物」として計上されていたものは、無停電電源装置、コンピュータ室消火設備、パーティション・机・椅子等であり、「構築物」に該当する種類はない。平成17年度末残高はパーティション・机・椅子のみであることから、「構築物」を改め、「備品」として表示すべきである。

2. 未払消費税等の計算誤りについて

未払金残高12,702千円のうち、246千円が平成17年度分未払消費税として計上されているが、当年度の消費税申告書上の申告金額263千円と異なっていた。

この差異は平成16年度から発生しているもので、本来、消費税申告書の計算に基づく未払消費税額を計上すべきであるが、平成16年度から計上方法が申告書計算結果に基づく金額によらず、単に期末の未払金残高に含まれる消費税分を基に計上されていることによるものであった。

しかしながら、その未払消費税計上額246千円の根拠となる未払金残高4,920千円に該当するものがなく、担当者も代わっており、計上根拠は不明なままである。

正しい未払消費税額を計上するべきである。

監査意見

1. 医療財団と協議会の業務区分について

医療財団と協議会は組織としては、当然異なるものである。しかし、協議会の資金収支は、すべて医療財団の収支として取り扱われている。もともと平成14年に設立された協議会の事務局を医療財団が行うことにしたための混乱だと思われる。両者の業務は相互に関連しあう部分もあるが、協議会の運営にかかる予算は医療財団と別に策定される。その後医療財団の予算策定時に協議会の予算も含められている。

この結果、協議会で発生した収入及び支出が医療財団の収入・支出として収支計算書に計上されている。協議会に係る支出は大項目では協議組織運営費と小児救急医療総合対策費である。当然これらの大項目に係る証憑類の宛名も、協議会となっている。

一つの収支計算としてしまうならば、協議会自体を医療財団の中の専門部会としてしまう以外に無い。

医療財団と協議会は設立趣旨が同種であり、医療財団は情報システム運営事業と協議会の事務局として業務を行っているが、効率的な運営を考え平成19年3月31日をもって解散予定とのことである。

なお協議会との事務を見直し、平成15年度にシステムがインターネット化した時点で医療財団の解散を検討すべきであったと考える。

第 6 . 佐賀県土地開発公社の財務事務の執行について

佐賀県土地開発公社の概要

1 . 佐賀県土地開発公社の目的

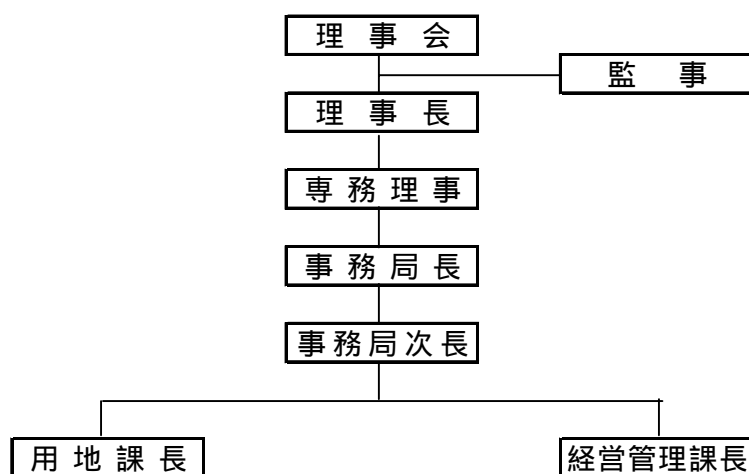
公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、佐賀県の秩序ある開発を推進し、もって県勢の振興と県民福祉の増進に寄与することを目的としている。

2 . 沿 革

佐賀県土地開発公社（以下公社という）は昭和48年2月「公有地の拡大の推進に関する法律」（昭和47年法律第66号）（以下公拡法）第10条「地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため、・・・土地開発公社を設立することができる」の規定に基づいて、佐賀県によって設立された法人である。

基本財産は3,000万円で全額佐賀県の出資である。

3 . 組織図



定款に定める役員の定足数及び任期

理 事 5名以上10名以内
うち、理事長1名、副理事長1名、専務理事1名、
監 事 2人以内

理事、監事及び理事長は佐賀県知事が任命。(定款第9条)

副理事長及び専務理事は、理事長が任命。(定款第9条)

理事監事の任期は、2年。

平成18年3月末現在の役職員数

理事長 1名、専務理事 1名

理事 5名

監事 1名

職員数 9名

区 分	人 数	備 考
事務局長及び次長	2	県からの出向、土地開発公社・住宅供給公社・道路公社兼務
経 営 管 理 課	2(5)	三公社の総務業務
用 地 課	5	用地補償技術補助業務で、県に出向

()は、他会社との併任で、人数は外書き。

4 . 事業運営について

公社の行う事業の具体的な内容は、次のとおりである。

土地の取得、造成その他の管理及び処分

業務施設、福祉増進施設又は立地促進施設の用に供するために、借地権を設定し賃貸する業務

の事業と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で、地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に付帯する業務

国又は地方公共団体の委託に基づく土地の斡旋、調査、測量その他これらに類する業務

公用地の取得事業は、次のようになっている。

一般国道497号についてはすべて国の債務負担行為に基づき行われており、4年間で分割して国が引き取る。この資金は市中銀行より調達しているが、国に土地を引き渡すときに金利はすべて補填される。

佐賀城公園整備事業は、県の委託による先行取得であり資金は全額県よりの無利子借入金で賄われている。

5 . 財政状態及び収支状況について

過去5年間の貸借対照表と損益計算書及び平成17年度のキャッシュフロー計算書は次のとおりである。

貸借対照表

単位：千円

	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
流動資産	8,761,263	6,583,105	6,491,161	6,190,463	6,239,697
現金預金	1,728,969	583,516	536,910	505,734	351,378
未収金	45,429	35,268	52,218	33,036	54,639
公有用地	962,090	1,095,995	1,032,580	780,913	981,144
完成土地	0	1,532,063	1,532,063	1,532,063	4,838,143
未成土地	6,022,639	3,334,216	3,335,477	3,336,739	0
代替地	0	0	0	0	12,951
短期前払費用	2,132	2,045	1,911	1,976	1,441
未収収益	4	2	2	2	1
固定資産	1,509	1,119	851	690	753
有形固定資産	1,354	963	695	534	753
無形固定資産	155	156	156	156	0
資産合計	8,762,772	6,584,224	6,492,012	6,191,153	6,240,450
流動負債	1,103,242	9,795	85,617	44,679	57,136
未払金	9,523	6,073	81,287	41,050	41,671
短期借入金	1,090,000	0	0	0	0
未払費用	3,678	3,353	4,330	3,629	15,465
預り金	41	369	0	0	0
固定負債	5,779,961	4,842,361	4,716,389	4,550,844	4,645,302
長期借入金	5,576,602	4,640,123	4,507,320	4,310,977	4,522,336
退職給付引当金	203,359	202,238	209,069	239,867	122,966
特定引当金	347,000	271,000	195,000	116,000	0
災害補填引当金	347,000	271,000	195,000	116,000	0
負債合計	7,230,203	5,123,156	4,997,006	4,711,523	4,702,438
基本金	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
基本財産	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
準備金	1,502,569	1,431,068	1,465,006	1,449,630	1,508,012
前期繰越準備金	1,497,585	1,502,569	1,431,068	1,465,006	1,449,630
当期利益	4,984	-71,501	33,938	-15,376	58,382
資本合計	1,532,569	1,461,068	1,495,006	1,479,630	1,538,012
負債資本合計	8,762,772	6,584,224	6,492,012	6,191,153	6,240,450

損益計算書

単位：千円

	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
事業収益	145,096	1,297,397	763,375	509,267	440,822
公有地取得事業収益	100,000	250,000	711,689	458,192	367,565
土地造成事業収益	0	1,012,560	0	0	22,182
あっせん等事業収益	45,096	34,837	51,686	51,075	51,075
事業原価	145,096	1,461,365	763,375	509,598	449,299
公有地取得事業原価	100,000	250,000	711,689	458,523	367,565
土地造成事業原価	0	1,176,528	0	0	30,659
あっせん等事業原価	45,096	34,837	51,686	51,075	51,075
事業総利益	0	-163,968	0	-331	-8,477
販売費及び一般管理費	58,171	66,027	41,263	93,040	35,966
事業利益	-58,171	-229,995	-41,263	-93,371	-44,443
事業外収益	2,155	82,494	329	323	654
受取利息	2,155	510	325	173	284
雑収入	0	81,984	4	150	370
事業外費用	0	0	1,128	1,328	13,947
支払利息	0	0	822	820	820
雑損失	0	0	306	508	13,127
経常利益	-56,016	-147,501	-42,062	-94,376	-57,736
特別利益	408,000	347,000	271,000	195,000	116,274
前期損益修正	0	0	0	0	274
災害補填引当金取崩額	408,000	347,000	271,000	195,000	116,000
特別損失	347,000	271,000	195,000	116,000	156
その他特別損失	0	0	0	0	156
災害補填引当金繰入額	347,000	271,000	195,000	116,000	0
当期利益	4,984	-71,501	33,938	-15,376	58,382

キャッシュフロー計算書（平成17年度分）

単位：千円

	金額
事業活動によるキャッシュ・フロー	
公有地取得事業収入及び開発事業用地取得事業収入	394,174
あっせん等事業収入	51,074
公有地取得事業及び開発事業用地取得事業支出	-570,536
土地造成事業支出	
取得に係る支出	-8,475
あっせん等事業支出	-51,075
人件費支出	-166,401
小計	<u>-351,239</u>

利息の受取額	285
利息の支払額	-820
事業外損失	-13,871
特別利益	273
事業活動によるキャッシュ・フロー	-365,372
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	-343
投資活動によるキャッシュ・フロー	-343
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入による収入	738,555
長期借入金の返済による支出	-527,196
財務活動によるキャッシュ・フロー	211,359
現金及び現金同等物増加額	-154,356
現金及び現金同等物期首残高	505,733
現金及び現金同等物期末残高	351,377

6. 平成17年度末の土地の保有状況

完成土地等の明細

区 分	取得面積 m ²	処 分 面 積 m ²			残面積 m ²	帳簿価額 千円	
		H16年度迄	H17年度	合 計			
三津 地工業団	分譲用地	115,264.00	50,512.00	0.00	50,512.00	64,752.00	1,314,684
	道路、水路、緑地	46,929.07	10,749.10	26,812.97	37,562.07	9,367.00	0
	合 計	162,193.07	61,261.10	26,812.97	88,074.07	74,119.00	1,314,684
武雄 地工業団	分譲用地	276,144.33	254,295.33	0.00	254,295.33	21,849.00	217,379
	道路、水路、緑地	114,408.46	107,980.81	6,427.65	114,408.46	0.00	0
	合 計	390,552.79	362,276.14	6,427.65	368,703.79	21,849.00	217,379
神埼 地工業団	吉野ヶ里ニューテックパーク	256,056.84	0.00	0.00	0.00	256,056.84	3,306,080
	関連用地	3,815.77	1,149.24	2,666.53	3,815.77	0.00	0
	合 計	259,872.61	1,149.24	2,666.53	3,815.77	256,056.84	3,306,080
線三 造代 成瀨 替神 地埼	宅地代替地用地	1,387.00	0.00	0.00	0.00	1,387.00	12,950
	合 計	1,387.00	0.00	0.00	0.00	1,387.00	12,950
合 計	814,005.47	424,686.48	35,907.15	460,593.63	353,411.84	4,851,093	

公有用地明細

区 分	取 得 面 積 m ²			処 分 面 積 m ²			残面積 m ²	帳簿価額 千円
	H16年度迄	H17年度	合計	H16年度迄	H17年度	合計		
一般国道497号 13年度国債	87,763.62	0.00	87,763.62	59,233.66	28,529.96	87,763.62	0.00	0
一般国道497号 14年度国債	71,868.26	0.00	71,868.26	49,638.73	21,305.86	70,944.59	923.67	80,558
一般国道497号 15年度国債	29,275.58	0.00	29,275.58	771.16	9,309.61	10,080.77	19,194.81	189,958
一般国道497号 16年度国債	7,807.75	0.00	7,807.75	0.00	1,780.00	1,780.00	6,027.75	145,975
一般国道497号 17年度国債	0.00	5,857.71	5,857.71	0.00	0.00	0.00	5,857.71	214,573
佐賀城公園 整備事業	0.00	1,806.41	1,806.41	0.00	0.00	0.00	1,806.41	350,080
合 計	196,715.21	7,664.12	204,379.33	109,643.55	60,925.43	170,568.98	33,810.35	981,144

7 . 平成17年度末の借入金の状況

単位：千円

借入先	利率 %	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高	摘 要	
佐賀銀行	0.4～1.1	114,649	0	114,649	0		
佐賀共栄銀行	0.7～1.0	158,644	35,810	49,473	144,981	国道497号(16国債)	144,981
県 信 連	0.3～1.3	467,683	388,555	198,883	657,355	国道497号(14国債)	80,335
						国道497号(15国債)	188,465
						国道497号(17国債)	180,087
						三津工業団地	200,000
						三瀬神埼線代替地	8,468
みずほ銀行	0.41	200,000	0	200,000	0		
佐賀県	無利子	3,370,000	350,000	0	3,720,000	神埼工業団地	3,370,000
						佐賀城内公園整備	350,000
合計		4,310,976	774,365	563,005	4,522,336		

(注) 上記表中(14国債)など表示されているものは、平成14年度国の債務負担行為でなされたものである。国の債務負担行為によって取得された公有用地は、4年間に亘って分割して国に引き継がれるもので、14年度の国の債務負担行為で取得された土地の最終回の引渡しは平成18年度である。公有用地が国に引き渡されるごとに、借入金も返済される。

8 . 監査の方法

(1) 監査の要点

- 平成 1 7 年度決算の会計処理の適正性
- 平成 1 7 年度の計算書類の適正性
- 公有地用地取得事業に関わる手続きの適正性
- 土地造成事業に係る手続きの適正性
- 基本財産の管理の適正性
- 公社事業が有効に機能しているか

(2) 主な監査手続

- 会計帳簿等を調査し、公社の財務書類が法令及び規則等に準拠して作成されているかの検証
- 収入及び支出行為の管理が適切になされているかの検証
- 土地造成事業に関わる手続きが適正になされているかについて証憑書類等を照合し、会計処理の妥当性を検証した。
- 土地開発公社の今後の方針、所有土地の処分についてのヒアリング
理事会議事録の閲覧

監査結果

1 . 退職給与引当金の引当不足

前年度末に退職した退職者の退職金支払いに充てるため退職給与引当金を取崩したが、もともと退職給与引当金の設定対象者（職員）でなかったため退職給与引当金を取崩すべきではなかった。この為退職給与引当金が1,214千円不足している。

不足分は追加引当計上すべきである。

2 . 退職給与引当金の取崩し不足及び未払金計上不足

平成17年度末日をもって退職した者に対する退職給与引当金が取崩されていない。会社は従来から退職金の支給日に、退職給与引当金を取崩してきた。しかし年度末に退職した者に対する退職金は年度末日に確定しており、その支給が翌年度になった場合は年度末日に退職給与引当金56,418千円を取崩すと同時に、確定債務として未払金を同額計上すべきである。

監査意見

1 . 土地の早期処分について

完成土地等は、三津工業団地、武雄工業団地については引合いがっており、完売する見込である。三瀬神埼線代替地造成も道路工事の進捗に応じ順次取得及び売却が進むものである。

公有地は、一般国道497号については国の債務負担行為に基づき取得しているものであり、それぞれ4年間に分割して引き渡されていく。佐賀城公園整備事業についても、県の公園整備計画に基づき県に引き渡されるもので、会社が長期に保有するものではない。

従って、会社の保有する土地で長期滞留しているものは、神埼工業団地の256,056㎡だけである。神埼工業団地は、造成工事に伴う文化財調査の過程で環濠集落跡が発見され、一部は国営吉野ヶ里歴史公園として国に引き継がれたが、残地についてはその活用が決定されていない。本来は工業団地として造成工事が進められていたが、遺跡の発見により工業団地の開発計画は、県の指導により頓挫している。県を初め、

地元にとっては進出企業による雇用の創造等で大きな経済効果を期待されていたであろう。遺跡の発見はそれまでの期待を込めた計画を打ち破ってしまったが、国営吉野ヶ里歴史公園として整備され、見学者が集まることによる町おこしや見学者向けの新たなビジネスも生まれた。しかし、公社にとっては独自の判断で売却することが出来ない広大な面積、その額は実に留保してきた利益の累計額である準備金の倍以上となる約33億円の工業団地を抱えることとなってしまった。土地の取得や工事中止に伴う違約金支払い等に要した資金は民間金融機関からの融資でまかなっていたが、平成3年度に県から無利子でかつ元金返済が猶予されている借入金に借り替えができ良かったが、市中銀行からの資金調達であったならばもう既に経営破綻していたはずである。工業団地の売却が出来ない背景に、国営吉野ヶ里歴史公園の傍で工場群が形成されるのも景観を損ねるとか、公園用地へ転用も傍に国営公園等があるので難しい等々の意見があり、どの様に処分されるべきか県の方針が定まっておらず、処分決定までにまだ時間を要する見通しである。

しかし、公社の事業は神埼工業団地を除き、保有土地の処分が終了する見込みであるため、数年の内に主たる事業が終わってしまい、公社の存続の可否について議論する必要がある。神埼工業団地については、公社が保有しているだけで、除草等の維持管理費が発生している。

神埼工業団地の処分について、早期の県の方針決定が待たれるところである。

2. 公社の今後の運営について

平成18年度の公社の事業計画では、一般国道497号の平成17年度分繰越57,596千円、公共事業関連用地取得造成事業が約200,000千円、三津・武雄・神埼工業団地の除草・境界復元・改良工事等で約25,000千円の支出が見込まれ、あっせん等事業収入で県土木事務所の県道等取得事務で40,000千円、公有地処分、工業団地処分が見込まれている。公共事業関連用地取得造成事業を除き大きな事業は見込まれていない。現在引き合いがあっている、三津、武雄両工業団地の売買契約が整えば、一時的に売却益が発生するものの、新たな事業が見込めないため、完成土地等の処分及び公有用地の処分が多額の売却益は見込めない。

平成17年度で発生した人件費・経費の総額は90,516千円であった。このうち、あっせん等事業収益の原価及び公有用地取得費として

売上原価へ振替えられた額が54,550千円であり、販売費及び一般管理費として35,966千円が計上されている。

人件費・経費総額の、平成14年度以降の内訳は以下のとおりである。

単位：千円

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
人 件 費	105,061	103,129	141,835	83,400
報 酬	5,271	2,595	1,774	2,655
給 料	52,868	52,467	48,200	32,930
手 当 等	27,262	27,535	22,689	16,892
法定福利費	12,028	12,149	11,414	9,532
福利厚生費	1,441	1,317	1,215	579
退職給与金	6,191	7,066	56,543	20,812
経 費	12,543	11,819	8,235	7,117
賃 金	536	543	0	0
旅 費	2,040	1,635	944	717
交 際 費	6	89	150	140
需 用 費	4,042	2,885	1,645	1,379
役 務 費	1,052	1,133	717	792
委 託 料	0	147	0	848
使用賃借料	2,678	3,076	2,727	1,307
負担交付金	443	444	421	413
公 租 公 課	1,113	1,598	1,471	1,396
減価償却費	391	269	160	125
雑 費	242	0	0	0
合 計	117,604	114,948	150,070	90,517

(注) 退職給与金は、退職給与引当金の繰入額である。

人員の合理化も進んでおり、平成18年度は平成17年度より人件費の発生額は減少するものの、約70,000千円程度の人件費・経費の発生が見込まれると考える。このうち、あっせん等事業収益を40,000千円見込んでおり、差引約30,000千円が販売費及び一般管理費として計上され、工業団地が売却できない場合は、同額が欠損金と見込まれる。

この様に、会社が存続する限り最低人件費に見合う収益を得られない

場合は、人件費相当分が欠損金として計上され続ける。あっせん等事業収益は、公社職員が県に出向しており、その出向者に対する県の出向負担金である。平成17年度では、5名が出向している。

公有地取得事業は、国の債務負担行為による用地の取得業務を行っているが、平成18年度は17年度の繰越分の事業を除くと予定されていない。この事業は、国が経費として（公社の実質の手数料収入額）付与してくれる率も年々低下しており、遠隔地の業務であれば公社が赤字になる場合もある。

この様に継続業務の先細り及び工業団地の売却後は、每期欠損金計上の常態化状況が見込まれ、経営環境はますます厳しくなっており、公社の廃止も視野に検討されるべきである。

市・町も土地開発公社を保有しており、県が公社を保有する必要性は必ずしも無い。しかし、公共事業で多額の資金を要する場合に、市・町の土地開発公社で事業が円滑に行えるか懸念されるところもあるが、公共事業が圧縮されている現状では、県の公社の存在意義は薄れている。

3 . 神埼工業団地が県に与える影響について

神埼工業団地の売却が出来ず全部を県が引き取った場合は、県は既に公社に対し貸付金として資金交付が済んでおり、引取りに伴う新たな財政支出が生ずるわけではない。広大な未利用地が発生し、新たに何かの施設として利用することとした場合には、その建設資金が必要となる。

嘉瀬川ダム工事負担金、伊万里市工業用水への補助金、一部に建設反対の意見もあるが九州新幹線西九州ルート等大型工事への多額の負担金が予定・計画されている中、神埼工業団地を工業団地として完成させるためには10数億円の追加的な資金が必要とも見積もられている。

工業団地の売却若しくは利用法について更なる検討が重要である。

第3テーマ 佐賀県の基金の財務事務の執行について

第1．外部監査の概要

1．外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2．選定した監査のテーマ

基金のうち、過年度に監査対象としたもの及び監査委員監査がなされるものを除いた中で以下の基金の管理について。

佐賀県世界焔の博覧会記念基金

佐賀県土地開発基金

災害救助基金

なお監査対象期間は平成17年度（平成17年4月より平成18年3月）。ただし、必要に応じて過年度及び平成18年度分の一部についても監査対象とした。

3．監査テーマ選定の理由

地方自治法第241条第1項は、「特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるため、又は特定の目的のために定額の資金を運用するため」基金を設けることができると定めており、同法上基金には二つの種類があることになる。さらに同条第3項は、「当該目的のためにはでなければこれを処分することができない」と規定し、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設けた基金の処分は、当該目的のため以外には行うことができないとしている。

また基金に、決算書として毎年4月1日から翌年3月31日までの収支と3月31日現在の資産状況が議会に報告される。一般会計及び特別会計のように出納閉鎖期までの出納整理期間がないため、収支測定の対象期間及び資産状況は単純な比較はできないが、土地、預金、有価証券、貸付金などの資産残高が非常に多く重要性が高い。にもかかわらず、その中身を決算書等からは窺い知ることができない。

県は、資金繰りの融通性を増すため「知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。」という、所謂繰替運用に関する規定を、すべての基金条例に設けている。さらにいくつかの基金条例に、設置目的を広くしたり処分要件に関する例外を認めたりして、年度間の財政不均衡の調整機能を付与している。しかしこれは、

当初は厳格に「特定の目的」に限られていた基金の処分範囲が実質的に広がったことを意味しており、上記の地方自治法第241条第3項が「当該（設置）目的のためでなければこれを処分することができない。」と規定している趣旨に鑑みて、慎重な処分が必要と考える。

県の大型事業が計画されている中で、基金が設置目的に従って積立てられているか又処分が適切になされているかを検証することは、意義がある。

4 . 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	公認会計士	乗 田	泰
補 助 者	公認会計士	峰	悦 男
補 助 者	税 理 士	古 賀	直

5 . 外部監査の実施期間

平成18年7月11日より平成19年3月13日

6 . 利害関係

包括外部監査の対象とした事件に関し、地方自治法第252条の29の規定により監査の制限を受けるものは無い。

7 . 語句の説明

基金の監査にかかる本報告書において、「監査結果」及び「監査意見」を記載しているが、それぞれの意味は次の通りである。

監査結果……………一連の事務手続等の中で、法令、規則、条例等に違反している場合、或いは違法ではないが社会通念上適当でないと考えられる場合に該当する事項を記載している。

監査意見……………一連の事務手続等の中で、組織及び運営の面で合理化に役立つものとして専門的見地から改善を提言する事項を記載している。

8 . 監査の方法

(1) 監査の要点

基金の積立、処分等は、設置根拠となる条例に準拠しているか
基金の積立、処分等に関する会計処理が適正に行われているか
基金を構成する各資産の管理は適切に行われているか

基金を財源とする補助金の交付要綱は、基金の設置趣旨を確実に達成する内容になっているか

の補助金の交付手続は、交付要綱等に準拠しているか

基金の残高の著増減の理由は明らかになっているか

(2) 実施した主な監査手続

基金の概要を把握するため、担当者への質問

預金、有価証券については金融機関、証券会社発行の残高証明書との照合

備蓄物資については現物との照合

基金を財源とした補助金の補助金交付申請書、実績報告書が、補助金交付要綱と合致しているかの検証。

補助金交付申請書、実績報告書を査閲し、制度の趣旨から逸脱した過剰な補助金の交付がなされていないかの検証。

補助金交付申請書の審査は十分になされているかの検証。

補助金交付額の算定方法は、定められた方法に基づいてなされているかの検証。

実績報告書等の検証並びに分析がなされ、適宜に指導等がなされているかの検証。

補助金の交付要綱の吟味検討や、定められている交付額計算方法等の妥当性の検証

全基金について過去5年度の推移表を提出させ、異常増減について担当者へ質問

9. 佐賀県が設置している基金の過去5年間の推移

各本部が設置している基金の、過去5年間の推移は以下のとおりである。

くらし環境本部の基金

基金の推移状況

世界・焔の博覧会記念基金

単位：千円

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	
前年度末残高	831,759	676,489	597,790	479,613	344,874	
積立	運用収入	2,624	840	1,903	1,094	544
	計	2,624	840	1,903	1,094	544
取崩	処分	157,894	79,539	120,080	135,833	112,288
	計	157,894	79,539	120,080	135,833	112,288
次年度末残高	676,489	597,790	479,613	344,874	233,130	

基金の推移状況

環境保全基金

単位：千円

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	
前年度末残高	403,143	403,143	403,143	403,143	403,143	
積立	運用収入	502	830	1,655	1,655	1,655
	計	502	830	1,655	1,655	1,655
取崩	処分	502	830	1,655	1,655	1,655
	計	502	830	1,655	1,655	1,655
次年度末残高	403,143	403,143	403,143	403,143	403,143	

健康福祉本部の基金

基金の推移状況

災害救助基金

単位：千円

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	
前年度末残高	343,501	348,511	358,288	357,121	356,933	
積立	現金	300,370	305,422	315,200	314,172	314,552
	備蓄物資	43,131	43,088	43,088	42,949	42,381
	新規積立	6,351	9,778	1,906	939	1,150
取崩	現金	5,702	9,778	439	659	655
	備蓄物資	650		1,467	280	496
	計	6,351	9,778	1,906	939	1,150
取崩	処分	1,342		3,073	1,127	496
	現金	650		1,467	280	496
	備蓄物資	692		1,606	848	
次年度末残高	計	1,342		3,073	1,127	496
	現金	348,511	358,288	357,121	356,933	357,587
	備蓄物資	305,422	315,200	314,172	314,552	314,711
	43,088	43,088	42,949	42,381	42,876	

基金の推移状況

介護保険財政安定化基金

単位：千円

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	
前年度末残高	579,494	1,149,264	1,237,448	1,408,710	1,628,506	
積立	新規積立	579,494	579,494	144,618	144,618	144,618
	償還金			122,655	122,655	122,655
	運用収入	3,275	1,156	1,988	3,523	1,206
取崩	計	582,770	580,650	269,261	270,796	268,479
	処分	13,000	492,466	98,000	51,000	172,000
	計	13,000	492,466	98,000	51,000	172,000
次年度末残高	1,149,264	1,237,448	1,408,710	1,628,506	1,724,985	

基金の推移状況

国民健康保険広域化等支援基金

単位：千円

		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
前年度末残高		0	0	109,702	234,360	398,012
積立	新規積立		109,702	124,428	163,148	
	運用収入			230	504	1,015
	計	0	109,702	124,658	163,652	1,015
取崩	処分					100,000
	計	0	0	0	0	100,000
次年度末残高		0	109,702	234,360	398,012	299,027

農林水産商工本部の基金

基金の推移状況

発電用施設周辺地域振興基金

単位：千円

		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
前年度末残高		816,057	819,570	507,564	1,218,823	1,088,720
積立	新規積立	255,448	184,278	710,511	528,373	398,047
	運用収入	1,648	661	748	1,908	2,505
	計	257,096	184,939	711,259	530,281	400,552
取崩	処分	253,583	496,945	0	660,384	204,907
	計	253,583	496,945	0	660,384	204,907
次年度末残高		819,570	507,564	1,218,823	1,088,720	1,284,365

基金の推移状況

発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金

単位：千円

		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
前年度末残高		1,537,619	1,539,139	1,540,376	1,542,302	1,545,689
積立	運用収入	1,520	1,237	1,926	3,387	3,507
	計	1,520	1,237	1,926	3,387	3,507
次年度末残高		1,539,139	1,540,376	1,542,302	1,545,689	1,549,196

基金の推移状況

中山間地域等直接支払制度基金

単位：千円

		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
前年度末残高		417,858	181,308	693,086	741,003	89,840
積立	新規積立	400,000	1,160,000	699,000		619,689
	償還金	1,024	1,444	349	993	107
	運用収入	796	53	821	102	134
	計	401,820	1,161,497	700,171	1,095	619,930
取崩	処分	638,370	649,719	652,254	652,258	575,063
	計	638,370	649,719	652,254	652,258	575,063
次年度末残高		181,308	693,086	741,003	89,840	134,707

県土づくり本部の基金

基金の推移状況

中山間ふるさと水と土保全対策基金 単位：千円

		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
前年度末残高		1,273,350	1,266,290	1,263,120	1,257,175	1,246,788
積立	新規積立					880
	計	0	0	0	0	880
取崩	処分	7,060	3,170	5,945	10,387	5,119
	計	7,060	3,170	5,945	10,387	5,119
次年度末残高		1,266,290	1,263,120	1,257,175	1,246,788	1,242,549

基金の推移状況

ばた山等環境整備基金 単位：千円

		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
前年度末残高		491,633	493,199	493,827	494,598	495,702
積立	運用収入	1,566	628	771	1,104	1,293
	計	1,566	628	771	1,104	1,293
取崩	処分					800
	計	0	0	0	0	800
次年度末残高		493,199	493,827	494,598	495,702	496,195

基金の推移状況

森林整備地域活動支援基金 単位：千円

		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
前年度末残高				87,142	124,153	83,725
積立	新規積立		165,000	130,000	62,000	67,000
	計		165,000	130,000	62,000	67,000
取崩	処分		77,858	92,988	102,429	102,608
	計		77,858	92,988	102,429	102,608
次年度末残高			87,142	124,153	83,725	48,116

基金の推移状況

産業廃棄物税基金 単位：千円

		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
前年度末残高			0	0	0	0
新規積立						72,073
処分						11,027
次年度末残高		0	0	0	0	61,046

経営支援本部の基金

基金の推移状況

財政調整積立金

単位：千円

		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
前年度末残高		14,042,189	14,156,780	12,049,576	12,924,430	9,395,027
積立	新規積立	1,586,000	884,000	849,000	960,000	1,460,000
	運用収入	28,591	8,796	25,854	10,597	18,788
	計	1,614,591	892,796	874,854	970,597	1,478,788
取崩	処分	1,500,000	3,000,000		4,500,000	1,500,000
	計	1,500,000	3,000,000	0	4,500,000	1,500,000
次年度末残高		14,156,780	12,049,576	12,924,430	9,395,027	9,373,815

基金の推移状況

土地開発基金

単位：千円

		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
前年度末残高 (A)		14,357,348	14,371,122	14,375,670	14,384,614	14,399,428
当該年度中増減 (B)		13,774	4,548	8,944	14,814	22,510
当該年度末残高 (A+B)		14,371,122	14,375,670	14,384,614	14,399,428	14,421,938
運 用 状 況	預 金	10,849,861	10,128,192	9,811,483	7,487,293	7,171,569
	定期預金		5,000,000	5,400,000	2,000,000	2,000,000
	普通預金	10,849,861	5,128,192	4,411,483	5,487,293	5,171,569
	有価証券	0	999,685	999,685	999,685	999,685
	国債・地方債		999,685	999,685	999,685	999,685
	土 地	3,521,261	3,247,793	3,573,446	4,912,450	4,900,684
	公共用地	3,521,261	3,247,793	3,573,446	4,912,450	4,900,684
	土地引渡等	5,917,753	2,662,924	2,722,368	2,567,564	3,148,628
	土地取得等	2,578,409	2,389,456	3,048,021	3,906,568	3,136,862
	公用地					
	貸付金	0	0	0	1,000,000	1,350,000
	県土地開発公社					350,000
産業用地造成事業特別会計				1,000,000	1,000,000	
次年度末残高		14,371,122	14,375,670	14,384,614	14,399,428	14,421,938

基金の推移状況

県債管理基金

単位：千円

		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
前年度末残高		19,995,027	18,783,416	14,752,551	14,890,321	10,658,021
積立	新規積立	1,300,000		2,200,000		
	運用収入	33,337	25,149	10,365	11,722	20,153
	計	1,333,337	25,149	2,210,365	11,722	20,153
取崩	処分	2,544,948	4,056,014	2,072,595	4,244,022	3,703,660
	計	2,544,948	4,056,014	2,072,595	4,244,022	3,703,660
次年度末残高		18,783,416	14,752,551	14,890,321	10,658,021	6,974,514

基金の推移状況

文化振興基金

単位：千円

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	
前年度末残高	3,893,007	3,876,654	3,845,229	3,819,511	3,410,626	
積立	運用収入	11,647	8,026	13,282	14,115	13,247
	計	11,647	8,026	13,282	14,115	13,247
取崩	処分	28,000	39,451	39,000	423,000	314,000
	計	28,000	39,451	39,000	423,000	314,000
次年度末残高	3,876,654	3,845,229	3,819,511	3,410,626	3,109,873	

基金の推移状況

大規模施設整備基金

単位：千円

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	
前年度末残高	20,070,581	19,407,894	18,184,869	17,967,993	17,631,239	
積立	運用収入	37,313	26,975	35,452	23,181	18,421
	計	37,313	26,975	35,452	23,181	18,421
取崩	処分	700,000	1,250,000	252,328	359,935	5,610,000
	計	700,000	1,250,000	252,328	359,935	5,610,000
次年度末残高	19,407,894	18,184,869	17,967,993	17,631,239	12,039,660	

基金の推移状況

公営競技収益金貸付基金

単位：千円

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	
前年度末残高	2,748,578	2,788,519	2,821,087	2,846,792	2,868,067	
積立	運用収入	39,941	32,568	25,705	21,275	17,691
	計	39,941	32,568	25,705	21,275	17,691
次年度末残高	2,788,519	2,821,087	2,846,792	2,868,067	2,885,758	

基金の推移状況

地域づくり基金

単位：千円

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	
前年度末残高	1,896,637	1,899,380	1,902,818	1,905,680	1,907,223	
積立	運用収入	2,743	3,438	2,862	1,543	4,959
	計	2,743	3,438	2,862	1,543	4,959
次年度末残高	1,899,380	1,902,818	1,905,680	1,907,223	1,912,182	

第2．世界・焔の博覧会記念基金の財務事務の執行について

世界・焔の博覧会記念基金の概要

1．設置の目的

「世界・焔の博覧会」の開催を記念するとともに、この博覧会で得たさまざまな成果を今後の県政に活かし、21世紀に向けて飛躍する新しい佐賀県の創造、そして「住みたい県日本一」づくりの実現につなげていくため世界・焔の博覧会記念基金（以下焔博基金という）が県に設置された。

2．焔博基金による事業展開の基本方針

焔博基金の設置に当たり、焔博基金による事業展開の基本方針を以下のように定め、これに従って平成9年度より事業を実施している。

焔博基金は、世界・焔の博覧会で生じた剰余金であるという性格にかんがみ、この博覧会の位置づけ（県民総参加、三県連携等）や開催効果などを十分に踏まえ、次のような視点に立ってその活用を図ることとする。

博覧会の財産を県民に還元する。

この博覧会は、県民総参加のもと開催したものであり、博覧会の財産とも言うべき剰余金を県民に還元する。

「佐賀」の情報発信を継続する。

この博覧会は、目標の2倍を超える255万人もの来場者を得るとともに、様々なメディアを通じて全国への情報発信を行い、「佐賀」の知名度とイメージの向上に大きな成果を収めた。そこで、「佐賀」に対する全国の関心が高まっている今、更なる地域イメージの向上と確立に向け、「佐賀」の情報発信を継続する。

各分野の活動を継承、発展させる。

この博覧会の開催を契機として、県内各地域では、地域の特性や資源を活かしたイベントの開催や、地域文化の再興・継承・創造と異分野の文化交流、海外との交流事業など、市町村や民間団体等を中心に新たな動きが見られるようになった。また、北部九州三県が連携して開催したことで、県境を越えての交流事業や共同事業に対する気運も芽生えつつある。そこで、博覧会で芽生えた、あるいは芽生えつつあ

る各分野の活動を継承、発展させ、地域の活性化につなげていく。

焱博基金は、博覧会記念という位置づけから、10年をメドとして活用することとし、取り崩しの可能なものとする。

事業の実施にあたっては、博覧会開催の中で芽生えた県民総参加の気運を活かすべく、市町村や民間団体等との連携による県民参加型の事業推進を図るものとするとして、(A)市町村若しくは民間団体等による事業 (B)県を中心とする実行委員会、協議会等による事業 (C) (A)、(B)を組み合わせた団体等による事業 を対象とする。事業は、一般枠については基金管理担当部門と財政担当部門が協議し、毎年度関係部局に予算を計上して実施し、地域活性化枠については、県民協働課と財政担当部門が協議し、毎年度県民協働課が予算を計上して実施する。

3 . 補助事業の概要

補助事業については、一般枠と地域活性化枠の二つの事業名がある。一般枠の事業主体は、県等（県が主体的に参加する実行委員会等、県関係の公的法人、全県的な活動を行う公的団体）と市町村等、民間団体である。県等が行う事業については各事業担当課が事業を行い、事業予算については限度額が無い。

市町村等・民間団体が行う事業については、補助制度に従い補助金の交付をする。市町村等・民間団体に対する補助制度の概要は次のとおりである。

事業名	一般枠
事業の目的	世界・焱の博覧会の成果を豊かな地域づくりに結びつけるため、市町村、民間団体等が行う地域活性化のための事業を支援する。
補助対象者	市町村 一部事務組合、広域市町村圏協議会、二以上の市町村で構成される協議会等 市町村が主体となり参加する実行委員会等 民間団体

補助対象事業	県の将来を担う有為な人材の育成、人的な交流の促進とネットワークの形成、県民意識の高揚など、人づくりに寄与する事業
	多様な芸術文化に触れる機会の提供、伝統文化や地域文化の再興・継承・普及・創造・交流、イメージの発信など、文化振興に寄与する事業
	地域産業の高度化・高付加価値化、地域資源の活用など、産業振興に寄与する事業
	その他、博覧会の開催効果を継承・発展させ、地域のより一層の活性化に資する事業で、知事が特に必要と認めたもの
事業の要件	創意工夫を凝らして実施する事業であること
	ソフト事業であること
	但し、次の事業については、補助対象としない 計画策定や調査・研究が主体となるもの 単なる物品販売や営利を目的としたもの 事業の内容、効果が特定の個人、団体等に利益を与えるもの
補助率	8 / 10 以内
補助限度額	原則として、1事業当たり、1年度20,000千円以内
補助期間	原則として、1事業3年以内

具体的な事業分野別の事業例として、下記のようなものが挙げられている。

事業区分	具体例
人づくりに寄与する事業	人材育成 人的交流の促進とネットワークの形成 県民意識の高揚 講演会・シンポジウム等開催事業 啓発・啓蒙事業 ボランティア育成事業 海外派遣・招へい事業 地域間・県際交流事業 ふるさと再発見事業
文化振興に寄与する事業	伝統・伝承文化の振興 芸術文化の振興 生活文化の振興 スポーツ文化の振興 イメージの発信 ふるさと文化創造・伝承活動(支援)事業 ふるさと文化まつり開催事業 コンサート等開催事業 文化シンポジウム等開催事業 展示・展覧会開催事業 ふるさと文化体験事業 文化交流事業 情報発信型イベント開催事業 文化イベント開催事業 地域情報発信事業

産業振興に寄与する事業	地域産業の高度化、高付加価値化 地域資源の活用	異業種交流事業 新分野進出支援事業 新産業育成支援事業 地域資源開発・開拓（支援）事業 産業・観光イベント開催事業
その他、博覧会の開催効果を継承・発展させ、地域のより一層の活性化に資する事業で知事が特に必要と認めたもの		

一般枠については、当初の計画に従って10年を経過する平成18年度で終了する。

佐賀県庁のホームページをみると、「CSO（市民社会組織）とは」の見出しで、『県内では、婦人会やPTA、ライオンズクラブ、青年団などのように各地で地縁的な団体が数多く活動されています。また、近年、個人レベルでの助け合いを目的とした志縁的組織としてNPOが設立され、公共サービスの有力な供給源となっています。これらの団体やグループを大きくCSO（Civil Society Organizations、市民社会組織）と位置付けています。県民の公共サービスに対するニーズは拡大・多様化しています。一方で行政資源が有限なことから、行政だけで公共サービスを供給することは限界があります。また、サービスの受け手も、身近なところから、個別的に供給されることを求めてきています。これからは、県が行っている業務や県の内部事務の一部をCSOなどに委託を検討するなどして、CSOの方との連携や役割分担を進めていきます。また、CSOが高齢者福祉、育児等の地域課題を解決するコミュニティビジネスに積極的に取り組むことが出来るように支援していくこととしています。』との記載がある。

国・地方の財政健全化に向け、小さな政府論が大きく紙面に登場するなど社会情勢の変化に伴って、公共団体組織の縮小・統廃合などにより今まで公共団体が行ってきたサービスの一部をCSOに委託・移行するようになってきた。阪神・淡路大地震に見たボランティアの活動は、地震発生後10年を経過した今も続いており、国民に強いインパクトを与えたと言えるのではないだろうか。

焔博基金を使った一般枠事業が平成18年度に終了するが、CSOの重要性を認識し、CSO活動への具体的な支援を行うため、平成16年度より地域活性化枠の新設となった。

地域活性化枠の補助制度の概要は次のとおりである。

事業名	地域活性化枠
事業の目的	地域活動団体のより優れた企画提案に対し助成することで、自主的、主体的な住民参加の地域活動を推進する。
補助対象者	C S Oと(市民社会組織) N P O法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、P T Aといった組織・団体
補助対象事業	部門 ・はじめの一步部門(高齢者活動枠として10件) これから新たに自主的な地域活動に取り組むため、事業活動を始めるための事前調査や活動を具体化させるためのワークショップなどの準備段階の活動 ・地域づくり活動部門 自主的に新たに又は発展的に取り組むさまざまな地域活動
	自主的、主体的に新たに又は発展的に取り組む実践活動で、広く県民が参加できる公益的な事業(施設・設備整備は対象外)
	次の対象分野に対して、地域活動団体から企画提案を公募し、公開プレゼンテーションによる審査会を経て事業を採択。事業完了後、成果発表会を開催(N P O法人等へ委託) ・保健、医療又は福祉の増進を図る活動 ・社会教育の推進を図る活動 ・まちづくりの推進を図る活動 ・学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動等特定非営利活動促進法別表2に掲げられる活動
補助率	10/10
補助限度額	はじめの一步部門 上限10万円 地域づくり活動部門 上限50万円
補助期間	原則として、1事業3年以内(はじめの一步部門は1年)

補助事業の要件(交付要綱第3条第3項)

- 施設及び設備の設置等を主たる目的としたものでないこと。
- 調査研究、計画策定等を主たる目的としたものでないこと(はじめの一步部門を除く)
- 物品販売等の営利を目的としたものでないこと。
- 事業の内容及び効果が特定の者にのみに寄与するものでないこと。

補助対象経費(交付要綱第4条)

- 補助事業に要する経費のうち以下のものを除いた経費とする。
- 食糧費(打合せ等における茶菓子代、催し当日の運営要員の弁当代及び国際交流事業における歓迎会等で適正な規模、費用のものを除く)
- 備品購入費(事業目的達成に必要不可欠で、事業の重要な要素

となっているものを除く)

参加者に対する記念品等の物品提供に要する経費(事業目的達成に必要不可欠で、事業の重要な要素となっているものを除く)

実施団体、事務局等の運営に係る恒常的経費(事業実施会場等において整理・警備等に当たる日々雇用職員等の賃金、臨時的に使用する光熱水費等、補助事業遂行に直接必要な経費を除く)

事前調査、出演交渉等に要する経費(はじめの一步部門の事前調査に必要な経費を除く)

4. 焱博基金の活用状況

焱博基金は、平成9年に20億円で設置された。その後は下記のように活用されてきた。平成9年度から13年度までの県等事業は、その他の課(県)が所轄する補助事業に対し、焱博基金が負担した事業費である。平成16年度から18年度までの県等事業は、地域活動活性化枠の採択審査を行う審査委員会の運営を外部に委託しているが、その委託費である。

単位：千円

年度	区分		焱博記念地域活性化事業(一般枠) A		地域活動活性化枠	県等事業 B	事業費合計 A+B	運用益等 C	基金残
			市町村	民間					
	設定								2,000,000
9	要望	件数	74	68	62,360	242,729	10,341	1,767,612	
		要望額	432,410	225,290					
	採択	件数	19	19					
		要望額	114,869	65,500					
10	要望	件数	44	37	51,268	332,480	9,688	1,444,820	
		要望額	302,872	171,249					
	採択	件数	31	18					
		要望額	192,022	89,190					
11	要望	件数	44	15	76,950	419,118	1,980	1,027,682	
		要望額	308,900	77,229					
	採択	件数	40	12					
		要望額	288,419	53,749					
12	要望	件数	37	6	28,900	201,745	5,822	831,759	
		要望額	211,900	18,400					
	採択	件数	32	2					
		要望額	169,445	3,400					
13	要望	件数	23	6	3,828	157,894	2,624	676,489	
		要望額	155,400	41,000					
	採択	件数	21	4					
		要望額	123,766	30,300					

14	要望	件数	16	6		0	79,539	840	597,790
		要望額	68,736	30,074					
	採択	件数	12	5					
		要望額	50,421	29,118					
15	要望	件数	11	7		0	120,080	1,903	479,613
		要望額	83,295	53,212					
	採択	件数	10	7					
		要望額	69,249	50,831					
16	要望	件数	15	5		915	136,033	1,294	344,874
		要望額	117,090	18,253					
	採択	件数	14	4	42				
		要望額	104,188	15,955	14,975				
17	要望	件数	10	3		634	112,288	544	233,130
		要望額	68,142	10,601					
	採択	件数	10	3	103				
		要望額	67,051	8,770	35,833				
18	要望	件数	4	3		693	85,126	5,613	153,617
		要望額	13,104	10,214					
	採択 予定	件数	4	3	153				
		要望額	13,104	9,125	62,204				

5. 焔博記念地域活性化事業（一般枠）の状況について

平成9年度より一般枠の補助事業が始まったが、延べ110の事業が行われ、うち事業が終了したのは15事業であった。平成17年度までの総補助額は、1,525,117千円である。

事業終了した15補助事業のうち9補助事業は、1年で終了した鳥栖研究フォーラム、日の隈烽フェスタ、女性会議開催、ドイツ有田陶芸展及び帰国展や2年間のみミュージカル創造、ボランティア体験、3年間の補助期間終了後に事業が終了した堀ほしフェスタ in くぼた、まるごと体験ツアー、ドロンパ王国ふれあいウォーキング大会があった。この中には事業の性格上、一回限りの補助事業もあった。

終了した補助事業には、合計78,713千円が投入されている。

一般枠で採用された補助事業のその後の推移は次のとおりである。

項目	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
補助事業 新規	38	28	12	7	6	5	6	8	0
補助事業 継続	0	21	4	27	19	12	11	10	13
補助終了 後継続	0	11	15	34	48	47	48	50	53
他事業と して継続	0	2	6	11	11	20	25	28	29
事業終了	0	4	4	6	7	12	12	14	15
合計	38	66	41	85	91	96	102	110	110

他事業として継続されている事業でも、当初の規模を縮小して一部継続されているものが、半数に及んでいる。

事業費に占める補助金の額及び補助率（補助金÷事業費）は以下のとおりである。

単位：千円

項目	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
事業費	294,698	416,916	472,238	231,511	201,865	101,572	156,412	170,108	104,027
補助金額	180,369	281,212	342,168	172,845	154,066	78,413	120,080	120,143	75,821
補助率%	61.2	67.5	72.5	74.7	76.3	77.2	76.8	70.6	72.9

監査意見

1. 一般枠の活性化と評価について

焱博基金条例第1条に「地域のより一層の活性化を図るため・・・」と規定されているが、一般枠においては活性化の明確な定義が規定されていない。

しかし、3. 補助事業の概要に記載しているとおり、一般枠の事業分野別の具体例が示されているので、一般枠でイメージしている活性化とは、一般枠の事業分野別の具体例に示されたものに準ずるものと解することができよう。採択された事業は、一般枠の具体例に示されているように、文化振興に寄与する事業のイベント事業が多数であった。

焱博記念地域活性化事業（一般枠）の状況に示すように、補助終了後も継続されている事業の数は、平成17年度で53事業ある。他事行として継続されている29事業は当初の事業の一部が継続されているものが多く、事業規模的には縮小されているものと考えられる。また事業終了となったものが15事業あり、補助終了後も補助期間中の規模で継続されている事業は全体の半数強の状況である。

焱博基金による事業展開の基本方針にもあるように、この補助事業が博覧会の財産を県民に還元するという視点があった。補助事業が始まったところはイベント型の地域活性化が主流であり県内市町村からの要望も強かったとのことである。この頃は、バブル経済崩壊後に一時的に経済が持ち直しの兆しを見せた時期で、公共団体は景気の回復をイベント事業にかけたい思いがあったのではと推測される。

補助金額も限度いっぱいの2,000万円や、かなりの数で500万円以上の補助を受けた事業が行われており、補助終了後の事業継続には事業主体の資金手当てや運営の工夫が相当必要であったろうことが推測される。

一般枠の交付要綱等では、明確に補助事業の継続性（一過性ではなく、継続性が見込まれる活動であること）を求める規定は無いものの、焱博基金による事業展開の基本方針の視点では、「佐賀」の情報発信を継続する視点では各分野の活動を継承、発展させるとあり、そういう点を考慮すると、基本には採択された補助事業の継続性を念頭においていたと考えられよう。

採択された補助事業は、継続性と地域のより一層の活性化を図るものとの二つの前提条件が期待されているとすると、継続性や活性化のより

具体的な定義も必要であると考える。

補助金を交付する県が、その補助事業に関わりすぎてもいけないが、補助期間終了後も、地域の活性化に貢献できるようフォローをすることも必要ではないかと考える。

焔博基金において補助対象としたすべての事業に言えることは、各事業の評価は補助事業者の自己評価と県での実施報告書等による事業内容の確認・評価はなされているが、第三者機関を含めた各事業の評価は行われていなかった。有限な資源を投入して多様な発想の元に地域の活性化を図るために、補助事業者にその事業の実施を託すわけであり、達成されているかの検討は重要なことであると考える。

2 . 地域活動活性化枠の活性化について

平成16年度に創設した地域活動活性化枠は、その実施要綱第5条第6項に補助の対象とする事業の評価として次の6項目を挙げている。

創造性（新たに又は発展的に取り組む活動であること）

自主性（自主的に取り組まれる活動であること）

継続性（一過性ではなく、継続性が見込まれる活動であること）

実現性（実現可能な活動であること）

公益性（特定の対象への限定的な活動ではなく、地域の課題やニーズなど地域の実情に対応した活動であること）

費用の妥当性（経費見積もりが活動内容に見合ったものであること）

焔博記念地域活性化事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」と言う）第3条では補助事業を「地域の活性化を図るため、創意工夫を凝らして実施する事業」と定めそれを少しだけ具体化している。

しかし、焔博基金の設置趣旨を達成できているのかどうか（効果があったかどうか）を検証するにあたっては、交付要綱にいう地域活性化とは、何がどのような状態になることを指すものか、を明確にしておく必要があると考える。

自然科学の分野では、活性化という言葉にそれぞれに明確な定義が可能である。

社会科学の分野においては、実際には何がどのような状態になることを意味するのか、具体的で明確に定義されていることがほとんどない。活性化について具体的で明確に定義した数少ない例を、以下に二つ挙げてみる。まず、佐賀市が平成10年に策定した中心市街地活性化計画書（基本計画）には、中心市街地活性化の定義を「人が多く歩くこと」と簡潔に定義している。また、財団法人とっとり政策総合研究センターは

地域活性化指標を開発しているが、その前提となる地域活性化の定義を「その地域に存在する全ての資源(ポテンシャル)が有機的に結びつき、個々が持てる力を最大限発揮した状態」としている。これらの定義は、あくまでも特定の条件下におけるものであり、普遍性も持つものではない。しかし、提案者が最初に基本的概念の定義付けを行うことは、論点を整理するうえで非常に重要であり、かつ議論の擦れ違いを招かないため絶対に欠かせないものと考ええる。

社会科学の分野では、活性化の一般的な定義が困難であるため、使用するケースごとに明確な定義が与えられないと、活性化という言葉が行政や法令の実際の執行面において、具体的な意味をなさないおそれがある。そこで県では、条例や補助金の交付要綱の名称や趣旨に活性化という言葉を使用した場合、対象となる具体的な事業や活動などを限定的に列挙することにより、県民の解釈の拡大を防止し、また県の担当者が補助金交付の審査を行うに当たって、判断のブレが生じるのを防止しているようである。焱博記念地域活性化事業費補助金も、然りであった。

焱博記念地域活性化事業費補助金における地域活性化も、また明確な定義がない。しかし、補助金交付のあり方・効果を検証するため、この補助金における活性化の解釈を明確にしておかなければ、適否の判断ができない。そこで、平成18年度焱博記念地域活性化事業(地域活動活性化枠)実施要綱の中から言葉を拾って、地域活性化の意味は次のようなものであると解釈し、この補助金交付のあり方・効果を検証することとする。

焱博記念地域活性化事業費補助金における地域活性化とは、「市民社会組織による自主的、自立的かつ広く県民が参加できる公益的な継続的活動」を活発にする、という意味と解釈する。この補助金の交付は一つの呼び水又は起爆剤であって、それを契機として立ち上がった活動は、その後市民社会組織が自らの力で拡大しながら継続し、社会組織全体に広がっていくものであることが期待されているものと考ええる。

ちなみに、平成17年度焱博記念地域活性化事業(地域活動活性化枠)実施要綱(以下「実施要綱」と言う)は、焱博記念地域活性化事業費補助金(地域活動活性化枠)の交付申請書に添付される活動計画書の提出にあたってCSOの書類作成の手助けとするために作成された指針であるとのことであった。

いずれにしても、言葉を繋いで地域活性化の定義を解釈する必要があるような実施要領等の作成は、補助金の交付側も補助事業者にも混乱をもたらす可能性があり、改善されるべきだと考える。

3 . はじめの一步部門について

はじめの一步部門の対象は「自主的な地域づくり活動を新たに始めるための準備活動」である。そして次の地域づくり活動部門の対象となるのは、「新たに又は新たな段階に発展させて取り組む自主的な地域づくり活動」である。このうち後段の、新たな段階に発展させて取り組む自主的な地域づくり活動は、はじめの一步部門の補助金を受けて準備が整った地域づくり活動が、次の段階にステップアップすることを期待しているものと考えられる。はじめの一步部門の補助対象活動が、次の段階へ発展することなく準備段階で終わってしまうことがあるとすれば、それは地域活動活性化枠を設けた目的が達成できなかったことになる。

そこで、平成17年度にはじめの一步部門で採択された補助事業のうち、どのくらいが平成18年度に地域づくり活動部門に申請し採択されているのかを見てみた。その結果は、平成17年度にはじめの一步部門で採択された26件の補助事業のうち、平成18年度に地域づくり活動部門で採択されたものは3件にすぎなかった。平成17年度にはじめの一步部門で採択された補助事業が、次の段階にステップアップする活動資金を、会費等の自己資金だけで賄えることもあり得るので、この結果をもって大半の補助事業が準備段階で終わってしまったと断ずることはできないが、県の説明では、平成18年度に申請したものの採択されなかったものがあるとのことであった。

しかし少なくとも、この採択されなかったものを含め、その後の活動がどのような状況にあるかを、補助金交付後も観察し続けなければ、この補助金の趣旨が達成できたかどうかを確かめることができない。

この補助金の趣旨である地域活動の活性化を達成確実なものとするためには、補助金を交付した年度だけの実績報告書を提出させるのでは足りず、その後の一定期間の活動状況を調査する必要があるだろう。これは活動計画の慎重な事前審査と並んで重要なことであると考えられる。これによって、補助限度額の上限10万円が妥当な額なのかの判断材料にもなりうると思われる。

4 . 地域づくり活動部門の申請状況について

3年間継続して補助金の申請していない事業が散見される。平成16年度に採択された32事業のうち、平成17年度は申請していないものが8事業あり、平成18年度に申請をしていないものがやはり8事業（17年度は申請していないが平成18年度に再度申請をしたものが

2事業、平成17年度は継続申請しているが平成18年度は申請していないものが2事業)あった。また平成17年度に採択された51事業のうち、平成18年度は申請していないものが3事業あった。

この補助金の趣旨と考える地域活動の活性化、すなわち「自主自立」で「公益的な継続的活動」を軌道に乗せるためには、資金調達も当然補助金以外の自己資金がある程度は必要と考えるが、ほとんどの補助事業が自己資金は極めて少なく、50万円の補助金枠内で事業を行っていた。資金調達能力に欠ける場合は、事業の継続性が極めて危惧される場所である。

また、補助事業が軌道に乗ったかどうかは、補助事業年度以降も長期間注意深く観察し続けなければ判断できないため、補助金交付が終了した後も一定期間の活動状況を調査する必要があると考える。そうすれば、はじめの一步部門についても、補助事業である「補助事業者が自主的な地域づくり活動を新たに始めるための準備活動」が、その後軌道に乗ったかどうかを確認することができることになる。このような継続調査は、県の補助金制度のうち、「活性化」を趣旨・目的として掲げるものは勿論、それ以外でも事業や活動に対するものには共通することであると考えられる。

CSOが、継続して公益的な事業に取り組んでもらうためには、活動の核となる人材(有償ボランティア)への報酬は止むを得ないと考えるが、主催者に対する報酬の支払いが多数見受けられるので、交付要綱第3条第3項で禁止している4項目の「特に物品販売等の営利を目的としたものでないこと」と誤解されないよう注意していく必要がある。地域の伝統的なお祭りでは、参加者はお祭りの運営資金を出し合って参加しているのが殆どだと思われる。参加者の誰かに利益が帰属しないからこそ、お祭りを全員が楽しめ、皆が助け合い継続している面もあると考える。

また、3年間継続して申請しない理由の一つとして、補助金申請や報告書類の作成が面倒なことや他補助事業への申請などもあるという説明を受けたが、書類作成の手数を惜しむ者や、別の資金手当を考えることができる者には、最初の1年たりとも限られた基金から補助金を交付しないと考えるべきで、さらに補助金交付終了後の調査等によって、仮に申請の数が減ったとしてもやむを得ないと考える。

ただ、真に資金的援助が必要であるものの、書類作成に不慣れな者が補助金交付申請を断念してしまわないように、書類の記載内容などを工夫する必要はあるであろう。

5 . さが城まつり音楽祭について(一般枠)

佐賀城まつり歌謡音楽祭実行委員会

単位：千円

	区 分	項 目	H16年度	H17年度
収	補助金	佐賀県	5,464	4,810
	自己資金	寄付金・企業協賛金		750
		実行委員会負担金	1,366	523
入	その他事業収入	入場料・参加料	2,845	1,517
		合 計	9,675	7,600
支		さが城まつり歌謡音楽祭	9,675	6,628
		ミニコンサート		972
		合 計	9,675	7,600

事業主体：佐賀城歌謡音楽祭実行委員会

事業内容：佐賀の歴史・文化・自然を織り込んだ歌を県民に広め、佐賀の良さを再認識してもらうため音楽祭を開催する。佐賀県の観光PRにも繋がるものである。

補助金額：4,810千円

問題点：委員会が支払った出演料・審査料等は平成16年度424万円、平成17年度244万円と多額であり、その内組織を運営している実行委員に対して支払った出演料等は、平成16年度2,790千円、平成17年度1,240千円となっている。

実行委員に対する出演料等について、県の見解は焔博基金の交付要綱第4条の別表1(補助金交付の対象とならない経費)のただし書きを引用し、事業の目的達成のために不可欠な必要経費(労働の対価)であるとしている。県が説明するように出演料が労働の対価として必要不可欠な経費としても、他方では個人の利益と同様の効果があるものと誤解される可能性がある。

収入の面で確かに実行委員会負担金や参加料として、実行委員会のメンバーが自らこの音楽祭に拠出されているが、「特定の者」のための事業と指摘されても仕方がない。

6 . N P O法人の設立支援事業 = N P O設立講習会(地域づくり)

収 支 決 算 書

収 入	区 分	予算額(円)	決算額(円)
	焱博記念地域活性化事業費補助金	497,000	497,000
	寄附金、企業協賛金		7,838
	合 計	497,000	504,838

支 出	区 分	項 目	予算額(円)	決算額(円)
	N P O法人 の設立支援 事業		広報費	105,000
		会場設営費	0	9,950
		通信費	32,000	32,000
		印刷製本費	80,000	82,350
		講師謝金	80,000	80,000
		機材借上料	80,000	80,000
		人件費	90,000	91,000
		消耗品費	20,000	13,788
		旅費交通費	10,000	14,950
	合 計	497,000	504,838	

事業主体：特定非営利活動法人 エヌピーオー活動支援・未来

事業内容：唐津市高齢者ふれあい館「リフレ研修室」において5回に分けて開催した。

第1回目 N P Oの基礎講座、設立趣旨書について

第2回目 N P O促進法と定款作成の留意点

第3回目 議事録の作成と事業計画

第4回目 添付書類と会計、認証と登記

第5回目 設立に向けての個別相談

補助金額：497,000円

問題点： 会計に関して講師を務める税理士などの他に、行政書士で在る代表本人に講師料6万円を支払っていた。主催者に報酬を支払うことは、主催者がその事業を行うことによって利益を得ているとみなされる恐れがある。

7. 有田町とマイセン市の姉妹都市協定締結25周年事業について

(一般枠)

H16年度の当該基金2000万円を使って、有田町とマイセン市の姉妹都市協定締結25周年事業において「ドイツ有田陶芸展及び帰国展」を開催した。この事業は、単年度の補助事業である。

補助事業者は、ドイツ有田陶芸展実行委員会である。

展示品は、有田陶芸協会員51名の作品各2点ずつ。

この事業は「ドイツをはじめヨーロッパにおける磁器発祥の生みの親が『有田』であることを再認識させ、有田焼の優位性を国内外に訴求し、佐賀県有田の陶芸文化の普及啓蒙に寄与する。」ことを目的とし、ドイツに於いては3会場、延べ35日、その期間の来場者は8,300人であり、日本に於いては2会場、延べ13日、その来場者は16,000人と報告している。

この報告書から見ると一つのイベント(行事等)としては成功事例かもしれないが、地域の産業振興につながるものであったのかの検証は必要であったと思う。昨今の窯業界の厳しさの中で、ドイツ有田陶芸展及び帰国展で好評を博した成果をどの様に肥前地区窯業界の発展に繋げていくかは、今後の大きな課題といえる。事業報告書では、ドイツでの現在引き合いがあっているビジネスの継続交渉、小売店や日本食レストランなどとの新たなビジネスの開始が報告されている。しかし日本からの輸出がかつての古伊万里に匹敵するとは考えにくく、単に有田町とマイセン市の姉妹都市協定締結25周年のイベントに焔博基金が使われただけに終わらない今後の計画が報告書からは見て取れなかったのが気懸かりである。

8. 街おこしと観光・イベントについて(一般枠)

過去110事業が行われた一般枠は、伝統芸能等14事業、イベント90事業、その他6事業に分類できる。

各地の中心市街地活性化基本計画には「歴史と文化・景観の活用」が掲げられていることが多いと聞く。地域に存在する観光資源を見直し、これを生かしたまつり等のイベントに絡め、観光客誘致に結びつけることがねらいであろう。

しかしながら回遊型の観光では、その地域を十分に潤すほどの経済効果が挙がらない場合が多く、当然ながら活性化の効果は薄いと言えよう。

観光を基幹とした活性化つまり経済効果を期待する場合は、一箇所で比較的単価の高い消費を伴うものか宿泊を伴うもの以外は考えにくく、佐賀県内の観光で、一箇所で比較的単価の高い消費を伴うものか宿泊を伴うものは限られており、観光事業における活性化に対して過度の期待を抱くことは禁物であろう。さらには、全国でもテーマパークによる街おこしが多数頓挫している事実もある。

このように考えると、イベント型の90事業は一般枠の補助対象事業足りえたのか疑問が生じる。一般枠が、事業報告書に適切な指標を用いて業績評価を記載させず、かつ県でも明解な検証を行わなかったことも、効果の測定しにくい補助事業であったといえる。施設取得の補助事業でさえ、取得後にその施設が有効に利用されていない事例は多数思い当たる。事業の遂行に対する補助事業であればなおさらである。

今後、このような補助事業が行われるとしたら、徹底した業績評価が行われ、県民が納得できる補助事業とすべきである。

9. 環境を主としたリサイクル活動（はじめの一步）

収 支 決 算 書

収 入	区 分		予算額(円)	決算額(円)
		焱博記念地域活性化事業費補助金		100,000
	自己資金	会費	3,000	33,164
		その他		
	合 計		103,000	133,164

支 出	区 分	項 目	予算額(円)	決算額(円)
	環境を主としたリサイクル活動		研修費	
		広報費		28,000
		活動費	103,000	63,821
		事務費		23,093
		通信費		5,950
	合 計		103,000	133,164

事業主体：エコネットとす

事業内容： エコフリーマーケットの開催。
親子を対象に年2回の環境学習。
生ゴミの堆肥化。
廃油石けん作り。

補助金額：100,000円

問題点：エコネットは、全国的に同様の組織がありリサイクル

活動がなされている。活動自体は普遍的だと考えるが、代表を含むメンバーの手当が53,900円と支出全体に占める割合が高く、補助金がなくなった場合の資金手当が難しく思われ、今後の継続性に疑問を覚える。

10. 島おこしウォークラリー事業（はじめの一步）

収 支 決 算 書

収 入	区 分		予算額(円)	決算額(円)
		焱博記念地域活性化事業費補助金		100,000
	自己資金	会費	25,000	25,000
		その他	15,000	2,317
	合 計		140,000	127,317

支 出	区 分	項 目	予算額(円)	決算額(円)	
		島おこし ウォークラ リー事業	旅費交通費	11,000	0
謝金等			20,000	0	
印刷費			50,000	105,000	
借上げ料			5,000	2,000	
人件費			16,000	8,000	
通信費			8,000	0	
消耗品費			10,000	9,187	
備品購入費			14,000	0	
保険料			6,000	0	
食料費			0	3,130	
			合 計	140,000	127,317

事業主体：神集島万葉の会

事業内容： 2月9日 万葉の会、自治会役員等10名出席（公民館）。今後の島おこし及びウォークラリーについて話し合った。島全体の取り組みは時間が必要であり、まずは本会で下見等を行い、島のパンフを作成することとした。また万葉コースの看板などの手直しを行うこととした。

2月中旬 万葉歌碑コースの案内看板等の手直し。

3月20日 万葉の会、自治会役員等8名出席（公民館）。3月26日の万葉歌碑コースのワークショップ及び神集島パンフ原稿の検討。

3月26日 万葉の会、自治会役員等8名で歌碑を巡り、ウォークラリーの方法や歌碑のイメージアッ

プヤコースの課題について検討した。

補助金額：100,000円

問題点：島おこしの準備段階の活動と思えるが、万葉歌碑パンフレットの印刷費105,000円が殆どである。

補助金の全額を使ってパンフレットが作成されたのであれば、これを今後どのように使って新たな展開を図るか、十分に計画されているはずと考えるが、実績報告書を見る限り事業・活動と言えるのか疑問である。とりあえず島の観光案内を、補助金で作った思い付きの事業ではないかとの疑問が残る。

11. 地産地消の推進（販売店での産地調査と販売動向）（地域づく

り）

収 支 決 算 書

収 入	区 分		予算額(円)	決算額(円)
		焱博記念地域活性化事業費補助金		500,000
	自己資金	その他	5,000	17,101
	合 計		505,000	517,101

支 出	区 分	項 目	予算額(円)	決算額(円)
	地産地消の 推進（販売 店での産地 調査と販売 動向）		事前調査費	15,000
		調査費	165,000	162,000
		ハガキ・切手	10,000	7,300
		電話	10,000	10,000
		謝金	100,000	87,000
		会場費	20,000	6,940
		借り上げ費	0	80,000
		消耗品費	10,000	10,223
		印刷	20,000	15,093
		事務費	10,000	6,811
		人件費	90,000	47,000
		その他	50,000	70,734
		保険料	5,000	0
	合 計		505,000	517,101

事業主体：佐賀市消費者グループ協議会

事業目的：食育と地産地消の推進及び佐賀産品の動向調査

事業内容： 7月～12月大型店や小売店・直売所（27店舗）で調査、1月～3月調査結果のまとめ、パネルにて展示。

日本の食再発見（料理コンクール） 伝統料理・味噌料理・親子料理・簡単料理の各部門について一般公募、審査員による審査と講評を行い、部門ごとに賞を設定、審査後は展示品の試食会を開催した。地産地消の推進にともない食に関するパネルディスカッション。

プロの料理長を講師に招き、グループ会員42名参加で佐賀産を使った中華料理講習会を開催。

補助金額：500,000円

問題点：事業実績書には以下のように記載されていた。

- ・表示は概ね記載されていました。（生産地・生産者氏名等も）
- ・スーパーで販売の青果物は生産地表示のみで、生産者氏名がありません。
- ・佐賀産が取れないときは他産地や外国産が目立ちました。消費者がないものまで要望するからではないでしょうか。旬の物を利用する必要性を痛感しました。佐賀産（地元）は他県に出荷不可能なものや商品の取り扱いや販売のレイアウトがまずいので、きれいに見えない。

さらに事業実績書の「今後の事業展開（活用方針）」には、以下のように書かれている。

- ・今年度（平成18年度）は地元産の出荷状況や他県産地からの入荷状況を調査したい。

以上の記載内容及び実績報告書に添付された市場調査のための調査表の調査項目等を見ると、調査及びその結果の説明は内容が浅く、補助金に見合ったものではないと思われる。地産地消には世界規模の食糧の偏在、食糧生産・流通にかかる過剰なエネルギーの消費、消費者意識変化等が根本にあり、地産地消がなぜ必要なのか、地産地消を推進していく為には生産者、流通業者、消費者がどのように意識変革をすべきかといった

た情報を、分かり易く多くの県民（生産者、販売者、消費者）に伝えなければ、調査は実施した意味がなく、単なるメンバーの自己満足であると言われても、やむを得ない。

料理コンクールや佐賀産を使った料理講習会は、地場産食材を使った料理の普及効果はあるが、これで地産地消の推進が図れるとは考えにくい。

12. 採れたて地場産食材の再認識(地域づくり)

収 支 決 算 書

収 入	区 分	予算額(円)	決算額(円)
	焔博記念地域活性化事業費補助金		500,000
自己資金	会費	30,000	5,898
	合 計	530,000	505,898

支 出	区 分	項 目	予算額(円)	決算額(円)
	採れたて地場産食材の再認識		パンフレット	150,000
		会場使用料	30,000	4,690
		指導講師謝金	60,000	63,100
		講習会材料費	168,000	76,325
		器具賃借料	16,000	15,000
		消耗品費	10,000	3,889
		人件費	96,000	176,000
		合 計	530,000	505,898

事業主体：ごちそう燦

事業内容：8月に基山町保健センターにおいて料理講習会を開催。夏野菜を使った料理として、ゴーヤを中心に沖縄料理の講師を招いて開いた。ゴーヤチャンプルー、ゴーヤとなすのソブシー、ゴーヤのクジモチがメニュー。

11月に基山小学校と若基小学校に、電気釜とガス釜を持参して町内産の新米でご飯を炊き、各クラスでよそってもらって子どもたちと食べた。

2月に冬野菜を使って料理講習会を開催。メニューとして桃の花の飾りすし、おからのコロッケ、ほうれん草とシメジの混ぜ浸し、里芋と大根のゆず味噌煮、干し柿とキウイのデザート。

補助金額：500,000円

問題点 : チラシ・ポスターはカラー印刷の高品質なもので、141,750円が支出されている。また、指導講師の1人と代表を含むメンバー8名の日当として176,000円が支出されている。

これらの支出の削減策を真剣に検討すれば、この事業は50万円もかけずにできるであったと思われる。仮に、支出のすべてが事業遂行に必要不可欠で内容に無駄がなかったとすれば、補助金交付終了後はチラシ・ポスター代、日当などを支出することは不可能であろうから、「自主自立」の「公益的な継続的活動」ではないのではないかと考えざるを得ない。

13. ふるさと再発見事業(地域づくり)

収 支 決 算 書

収 入	区 分		予算額(円)	決算額(円)
		焱博記念地域活性化事業費補助金		500,000
	自己資金	その他(自治会一般会計)	135,550	581
	合 計		635,550	457,581

支 出	区 分	項 目	予算額(円)	決算額(円)	
	ふるさと再 発見事業		環境整備		
備品購入費			99,750	101,238	
消耗品費			2,600	13,848	
保険料			28,500	0	
諸謝金			48,000	24,000	
植栽費			242,600	203,072	
釣り大会					
消耗品費			184,100	110,863	
保険料			25,000	4,350	
印刷費			5,000	210	
合 計			635,550	457,581	

事業主体 : 地縁による団体江利部落自治会

事業内容 : 江利部落を中心とした隣接地域における活動

環境の整備 クリーク横の空き地を利用し、花木等を植栽し、老人クラブ、子どもクラブが協働で整備し、花を愛でるやさしさと共に、育成の喜びを体感。
クリークでの釣り大会 三世代参加の釣り大会(2

50名予定)を開催し、隣接集落との親睦を図ると共に、釣れた魚の種類や希少種(ドジョウ、どんこ、タガメ、めだか)等、淡水魚の生態系について世代を越えて学習。

補助金額：457,000円

問題点：公益的な活動とは思われるが、通常の自治会活動・子どもクラブ活動等を一ひねりした範囲を出ていない。

このような支出に対しても、全額補助金で手当されるのであれば自分の団体も企画すればよかった、という声があちこちから聞こえてきそうな内容である。植栽費203,072円、釣具等の消耗品110,863円の割合が高い。

また、実績報告書では今後も事業を継続していくと書かれているが、団体自らが、継続性等について慎重な検討を行っていたのか疑問を感じる。

14. 朝日川クリーン作戦(地域づくり)

収 支 決 算 書

収 入	区 分		予算額(円)	決算額(円)
	焱博記念地域活性化事業費補助金		350,000	350,000
	自己資金	その他(まちづくり推進会より)		43,010
	合 計		350,000	393,010

支 出	区 分	項 目	予算額(円)	決算額(円)	
	朝日川ク リーン作戦	講師謝金等		23,000	23,000
		消耗品費		204,000	239,408
		印刷製本費		15,000	8,650
		燃料費		9,000	20,100
		保険料		15,000	14,500
		その他		84,000	87,352
		合 計		350,000	393,010

事業主体：朝日町まちづくり推進会

事業内容：環境美化活動(748名の町民が参加して、高橋川、甘久川、中野川の清掃活動を行った。また今年度から美化活動の一環として、高橋川両岸にコスモロード・菜の花ロードの整備を実施した。)

水質浄化活動（年3回のEM団子の河川投入やEM活性化液の放流を実施した。）

啓発活動（公民館報・手作りポスター・横断幕及び小学生が作った河川環境を守るメッセージを書いたのぼり旗を町内に掲示し啓発活動に努めた。）

環境後援会・学習会（町公民館に講師を迎え、EM講演会・学習会（実習）を行った。）

補助金額：350,000円

問題点：公益的な活動とは思われるが、通常の自治会活動・子どもクラブ活動等を一ひねりした範囲を出ていないと考える。また、主要な事業費であるEM菌等の購入費用、クリーン作戦参加賞（お茶・ジュース代）などの資金を補助金に頼っている限り「自主自立」の事業継続に疑問を抱く。

第3．土地開発基金の財務の執行について

土地開発基金の概要

1．設置の目的

公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図る。

2．基金の額

土地開発基金（以下開発基金という）の額は、4億円である。

3．基金運用の範囲

土地開発基金管理規則第2条の2に、下記の運用を規定している。

土地の先行取得

佐賀県土地取得特別会計への貸付け

県の依頼により佐賀県土地開発公社が土地を先行取得する場合における公社への貸付

その他土地の先行取得に関連する事業で知事が特に必要と認めもの

4．土地先行取得の事務手続き

土地開発基金管理規則第3条に、土地の先行取得について下記のように規定している。

- 1．本部長が、事業の遂行に必要な土地で、当該年度において基金の運用により取得する必要がある土地について、土地取得計画見積書を作成し、前年度の3月10日までに経営支援本部長に提出しなければならない（緊急の場合例外あり）。
- 2．経営支援本部長は、前項の規定により提出された土地取得計画見積書に基づき、必要な調整を行い、土地取得計画をたてて知事の決定を求めなければならない。
- 3．前項の規定により土地取得計画が決定したときは、経営支援本部長は、土地取得計画通知書により当該本部長に通知しなければならない。
- 4．本部長は、翌年度までに、基金の運用により取得した土地の引渡しを受けなければならない（知事の決定を受けた場合はこの限りで

ない。

5 . 土地開発公社との相違点

土地の先行取得については、開発基金も土地開発公社も同じ業務である。しかし開発基金は、取得した土地は必ず売却する必要がある点が異なる。

監査結果

土地開発基金条例第1条は、「公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため佐賀県土地開発基金を設置する。」と規定している。

また土地開発基金管理規則（以下規則という）は、その第3条第1項で、本部長は「使用目的」、「事業内容」などを記載した土地取得計画見積書を経営支援本部長に提出するよう義務付け、同条第4項では「本部長は、翌年度までに、基金の運用により取得した土地の引渡しを受けなければならない。ただし、知事の決定を受けた場合には、この限りではない。」と規定している。開発基金は、使用目的、事業内容が明確であり、開発基金が取得した土地は原則として翌年度までに、当該土地を事業の施行に必要な土地に充てようとする本庁等の各課及びかいに引き渡さなければならない、ということである。

平成8年に開催された世界・焔の博覧会の会場は、交通機関からのアクセスが不便で、大半の入場者は車を利用することが見込まれていたため、広大な駐車場を準備することが必要であった。開発基金は焔の博覧会駐車場用地として、西松浦郡有田町曲川舞原乙2264-1他、190,892.83㎡を322,845,422円で平成6年度に取得した。

不足する駐車場用地に供された国道沿いの農地のほとんどは、開催期間及び準備・後整理期間に限った賃借によって対応された。

しかし開発基金が取得した駐車場用地は、当初からその処分、転用が困難であると予想される物件であるにもかかわらず、賃借ではなく取得されている。なぜこの物件だけが取得されたのかの理由は明確でない。県はこの駐車場用地を、一般会計・特別会計ではなく開発基金で取得し、

現在も開発基金が保有し続けている状況である。

この駐車場用地に関する土地開発基金土地台帳には、使用目的として「焔の博覧会駐車場」と記されており、規則第3条第4項に従った処理を行えば、管理本部である県土づくり本部（当時の部署名は不明）は取得年度の翌年度である平成7年度、又は焔の博覧会開催年である平成8年度にはこの駐車場用地の引渡しを受けるべきであった。規則に従っていない。その理由は不明である。

当該駐車場用地については、庁内の若手職員で構成するプロジェクトチームの提言や県の関係部局長の検討を経て2つの方向性の案が取りまとめられた。さらに平成10年には、「世界・焔の博覧会駐車場跡地活用検討委員会（以下検討委員会と言う。）」が設置され、これまでの検討結果を受け跡地活用の基本的な方向が協議・検討された。しかし、その後活用されるには至っていなかった。未利用の土地を長期間保有することは、県の財政の硬直化の原因となりかねず、例え取得費を下回ろうとも、資金の流動化を重視して早急に売却処分するほうが望ましいと考える。

その後平成18年11月23日付けの佐賀新聞に、『ほかに自動車用品を製造するタカタ（本社・東京）の西松浦郡有田町への新工場建設に向けて、「世界焔博」の駐車場跡地の一部を同社に売却する県有財産処分議案も提案。土地は約13万4千㎡で、価格は約4億5千6百万円としている。（谷口伸）』という記事が掲載された。県の担当者にその詳細な内容を尋ねたところ、正確にはタカタ株式会社に134,329.41㎡を456,719,994円で売却し、残りの56,563.42㎡は町道用地として有田町に無償譲渡する予定とのことであった。

この土地以外に以下の2つの土地も、今後注意して見ていく必要がある。

平成13年3月取得に、佐賀空港公園緑地整備事業用地として取得された、佐賀郡川副町大字犬井道の100,859.90㎡（取得価格984,104,072円）

この土地は、佐賀空港の滑走路を2,500メートルに延長するための用地として取得されたものということであり、滑走路延長の計画がない現時点では引渡時期の目処は立っていない。

平成16年3月取得に、シンクロトン光関連その他の研究機関等の用地として取得された、鳥栖市弥生が丘の12,047.33㎡（取得価格428,884,000円）

この土地は、研究機関を誘致する目的で取得されたもので、誘致は計画どおりに行かなかったものの、他の使用目的で数年内の引渡しを検

討しているということであった。

第4．災害救助基金の財務の執行について

災害救助基金の概要

1．設置の目的

災害救助法（以下「法」と言う）を適用した災害の応急救助に要する費用に充当するため、法の規定に基づき積み立てている。なお、基金は条例によって設置されなければならないが、災害救助基金は法に管理方法が規定されているところから、その設置に条例を要しないと解されている。

2．基金の額

平成17年度末では、357,587千円であり、法定積立額は314,575千円を43,012千円上回っている。

3．基金の運用

- ・ 現金（定期性預金・普通預金）
- ・ 災害の規模が大きく市町村で処理することが困難と認められる時などに、市町村への支援を目的として、被災住民へ供給する物資

監査意見

佐賀県地域防災計画の「食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画」によると、独自で確保が困難となった被災者に対し、食料を円滑に供給できるよう必要な措置を講じる義務を負うのは、まず市町村と定められている。

講じるべき措置の具体的内容は、

- ア 自ら備蓄している食料を供給する。
- イ 供給可能業者等に対し、売却を要請する。
- ウ 相互応援協定を締結している市町村に対し、食料援助を要請する。
- エ このような措置を講じても、なお必要な食料の確保が困難な場合は、県に対し、応援を要請する。
- オ 市町村は、県等から食料の供給を受けたときは、それを被災者に適正かつ円滑に供給することができるよう、あらかじめ体制を整備する。

となっている。

また、上記計画では生活必需品に関して以下のように定めている。

「市町村は被災者に供給するため、巡回を行うなどにより、必要な生活必需品の品目、数量等を把握し、自らあらかじめ備蓄していた生活必需品等を放出する。

備蓄分で不足する場合、市町村は、あらかじめ把握していた調達可能業者から調達する。これによっても不足する場合は、市町村は、県に対し、備蓄品の放出および調達依頼を要請する。」

そして、上記計画によれば、県は市町村から要請があった場合、又は自ら必要があると認める場合は、食料又は生活必需品を市町村に供給することされている。

以上を踏まえて、備蓄物資（食料及び生活必需品）の数量決定根拠を担当者に質問し、保管場所を実地調査し保管の状況を確認した。

担当者の説明によると、食料の備蓄数量の根拠は、避難住民を70,000人と想定し、うち県で対応すべき数量を5%の3,500人の1日分（3食）を上回る数量10,706食ということである。実地調査は保管場所3ヶ所の中から佐賀中部農林事務所を選定して行ったが、備蓄状況は非常によく、品質保持期限を超えるものもなかった。棚に整然と並べられており、特段問題はないと判断した。

また生活必需品の備蓄数量の根拠は、2,000人分を準備するという方針で計算したということである。実地調査は保管場所3ヶ所の中から佐賀土木事務所を選定して行ったが、保管状況は悪かった。

保管場所を提供する佐賀土木事務所と、備蓄物資の管理を所管する地域福祉課との連絡が不十分であったためと思われるが、備蓄物資だけを保管すべき倉庫内は、ただでさえ狭いのに佐賀土木事務所の物品も収納されており、奥の物資を目視できないほど雑然たるものであった。災害発生時には直ちに物資を搬出できるようにしておくことが必要で、早急な改善を要する。